

第 1 2 回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (6月11日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○執行部役員紹介と当選議員紹介	5
○議会運営委員長報告	5
○招集者挨拶	5
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○議席の指定	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○常任委員の選任	7
○諸般の報告	8
○町長の説明	10
○報告第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○報告第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○報告第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
○報告第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
○報告第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
○報告第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
○報告第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
○報告第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
○報告第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	44

○議案第 2 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 5
○議案第 2 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 9
○請願・陳情について	5 0
○散会の宣告	5 0

第 2 号 (6月12日)

○議事日程	5 3
○本日の会議に付した事件	5 3
○出席議員	5 3
○欠席議員	5 3
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 3
○事務局職員出席者	5 3
○開議の宣告	5 4
○一般質問	5 4
吉 田 孝 司	5 4
熊 倉 正 磨	7 9
町 島 洋 一	9 3
込 山 靖 子	9 7
根 本 廣 嗣	1 1 6
○休会について	1 2 0
○散会の宣告	1 2 1

第 4 号 (6月17日)

○議事日程	1 2 3
○本日の会議に付した事件	1 2 3
○出席議員	1 2 3
○欠席議員	1 2 3
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2 3
○事務局職員出席者	1 2 4
○開議の宣告	1 2 5
○議事日程の報告	1 2 5
○議案第 2 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 5
○議案第 2 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 7

○議案第 2 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 2 8
○議案第 2 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 3 3
○議案第 2 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 3 4
○産業厚生常任委員長報告（発議第 5 号）及び報告に対する質疑、討論、採決……………	1 3 5
○各常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決……………	1 3 7
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について……………	1 4 0
○日程の追加……………	1 4 1
○意見書案第 1 2 号及び意見書案第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 4 1
○閉議の宣告……………	1 4 6
○町長挨拶……………	1 4 6
○閉会の宣告……………	1 4 6
○署名議員……………	1 4 9

鏡石町告示第36号

第12回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年6月8日

鏡石町長 木 賊 正 男

1 期 日 令和8年6月11日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1 番	町 島 洋 一	2 番	松 川 武
3 番	熊 倉 正 麿	4 番	東 悟
5 番	根 本 廣 嗣	6 番	稲 田 和 朝
7 番	込 山 靖 子	8 番	吉 田 孝 司
9 番	小 林 政 次	1 0 番	畑 幸 一
1 1 番	円 谷 寛	1 2 番	角 田 真 美

不応招議員（なし）

第 1 号

令和8年第12回鏡石町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和8年6月11日（木）午後1時30分開会

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 常任委員の選任
- 日程第 5 諸般の報告
- 日程第 6 町長の説明
- 日程第 7 報告第 26号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 8 報告第 27号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 9 報告第 28号 専決処分した事件の承認について
- 日程第10 報告第 29号 専決処分した事件の承認について
- 日程第11 報告第 30号 専決処分した事件の承認について
- 日程第12 報告第 31号 専決処分した事件の承認について
- 日程第13 報告第 32号 鏡石町一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第14 報告第 33号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第15 報告第 34号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第16 議案第213号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第214号 鏡石町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番 町 島 洋 一

2番 松 川 武

3番 熊 倉 正 麿

4番 東 悟

5 番 根 本 廣 嗣
 7 番 込 山 靖 子
 9 番 小 林 政 次
 11 番 円 谷 寛

6 番 稲 田 和 朝
 8 番 吉 田 孝 司
 10 番 畑 幸 一
 12 番 角 田 真 美

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 正 男	副 町 長	小 貫 秀 明
教 育 長	渡 部 修 一	総 務 課 長	根 本 大 志
企画財政課長	橋 本 喜 宏	税務町民課長	圓 谷 康 誠
福祉こども課長	須 賀 康 弘	健康環境課長	大河原 正 義
産 業 課 長	大 木 寿 実	都市建設課長	小 貫 淳 一
上下水道課長	関 根 達 也	教 育 課 長	森 尾 知 之
会計管理者 兼出納室長	緑 川 憲 一	農業委員会 農事務局長	佐 藤 喜 伸
監 査 委 員	滝 田 賢 治	農業委員会	菊 地 榮 助
選挙管理 委員会委員長	草 野 孝 重		

事務局職員出席者

議会事務局長	吉 田 光 則	議会事務局長 議次	真 壁 美江子
--------	---------	--------------	---------

開会 午後 1時30分

◎開会の宣告

○議長（角田真美） 皆さん、こんにちは。

ただいまから第12回鏡石町議会定例会を開会いたします。

◎執行部役員紹介と当選議員紹介

○議長（角田真美） ここで会議に先立ち、5月の議員補欠選挙で当選されました松川武議員に、初顔合わせとなります行政委員の紹介をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議がないので、直ちに紹介をお願いします。

〔副町長 小貫秀明 登壇〕

○副町長（小貫秀明） 改めまして、こんにちは。

松川議員におかれましては、さきの町議選補選において、初当選されました。誠におめでとうございます。副町長の小貫でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。私からは、本日出席しております、各行政委員の皆様を紹介いたします。

〔各行政委員の紹介〕

○議長（角田真美） 行政委員の紹介が終わりましたので、今回当選されました松川武議員も起立の上、その場所、議員席で、自己紹介をお願いいたします。

○2番（松川 武） 松川と申します。よろしくお願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（角田真美） それでは、初めに、本定例会の運営について、議会運営委員長の報告を求めます。

10番、円谷寛議員。

〔議会運営委員長 円谷 寛 登壇〕

○10番（議会運営委員長 円谷 寛） 議会運営委員長の円谷ですが、本日、協議をいたしました会期予定表について、さらには、議事日程について報告をしたいと思います。

日程、日にち、曜日、会議内容の順に申し上げます。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

◎招集者挨拶

○議長（角田真美） 本定例会に当たり、町長から挨拶があります。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 皆さん、こんにちは。

鏡石町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、第12回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しいところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第であります。

今定例会につきましては、専決処分した事件の承認のほか、繰越事業などに係る報告9件、農業委員会委員の任命、固定資産税評価審査委員会委員の選任の人事案件が2件、条例の一部改正2件、令和8年度一般会計並びに特別会計補正予算3件、合わせまして16件を提案するものであります。

何とぞよろしくご審議をいただき、承認、議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶といたします。

◎開議の宣告

○議長（角田真美） ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（角田真美） 本日の議事は、お手元に配付したとおり、議事日程第1号により運営いたします。

◎議席の指定

○議長（角田真美） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第2項及び第3項の規定により、議長において指名いたします。

初めに、松川武議員の仮議席を、現在着席の議席と指定しています。

続いて、議席の指定及び変更を行います。

鏡石町議会の運営に関する基準第8に基づき、松川武議員を2番に指定し、これまで2番であった熊倉正麿議員から、私、角田まで、順次繰り下げます。

2番	松川 武 議員	3番	熊倉 正麿 議員	4番	東 悟 議員
5番	根本 廣嗣 議員	6番	稲田 和朝 議員	7番	込山 靖子 議員
8番	吉田 孝司 議員	9番	小林 政次 議員	10番	畑 幸一 議員

11番 円谷 寛 議員 12番 角田 真美 議員

以上のように議席を指定いたします。

ここで、席替えのため暫時休議いたします。

休議 午後 1時44分

開議 午後 1時45分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（角田真美） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、4番、東悟議員、5番、根本廣嗣議員、6番、稲田和朝議員の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（角田真美） 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月17日までの5日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、会期は5日間と決しました。

◎常任委員の選任

○議長（角田真美） 日程第4、常任委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今回当選されました議員に係る常任委員の選任につきましては、委員会条例第5条第2項の規定により、議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名いたします。

2番、松川武議員を産業厚生常任委員に指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（角田真美） 日程第5、諸般の報告に入ります。

閉会中の議会庶務報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監査委員。

〔監査委員 滝田賢治 登壇〕

○監査委員（滝田賢治） 代表監査委員の滝田でございます。

例月出納検査の結果を、3か月分を項目ごとにまとめてご報告いたします。

例月出納検査報告。

1、検査の対象、令和8年2月分、3月分、4月分について、それぞれ一般会計、上水道及び下水道事業会計、7特別会計、各基金、歳入歳出外現金について、現金、預金等の出納保管状況を検査いたしました。

2、実施年月日、令和8年2月分につきましては、令和8年3月25日火曜日、午前9時50分から午後2時20分まで、令和8年3月分につきましては、令和8年4月25日金曜日、午前9時52分から午後3時まで、令和8年4月分につきましては、令和8年5月26日月曜日、午前9時26分から午後4時45分まで、以上のとおり実施いたしました。

3、実施場所、各月とも議会会議室で実施いたしました。

4、出席者職氏名、各月とも報告書記載の方々の出席をいただきました。

5、検査の手続、各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、調書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、令和8年2月分、3月分、4月分とも各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはございませんでした。

なお、各月末現在における現金、預金、基金の残高は資料のとおりです。

以上、例月出納検査報告を申し上げます。

○議長（角田真美） 吉田議員。

○8番（吉田孝司） ここで発言してよろしいですか。

○議長（角田真美） 今のことについての発言でしょうか。

はい、発言を許します。

○8番（吉田孝司） 今、代表監査委員から例月出納検査報告いただいたんですが、報告書の記載されております実施年月日とのずれがございますので、その辺もう一度確認願います。

○議長（角田真美） 吉田議員、どの部分でしょうか。

○8番（吉田孝司） 令和8年3月、4月、5月と、検査を行った年月日が異なっていたような説明だったんですが、もう一度確認をお願いします。

○議長（角田真美） ここで暫時休議いたします。

休議 午後 1時49分

開議 午後 1時54分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

監査委員。

〔監査委員 滝田賢治 登壇〕

○監査委員（滝田賢治） ただいまの質問についてお答えいたします。

私がちょっと日程調整の関係で時間を間違え、日程調整を間違えました。訂正いたします。

実施年月日について、時間と月日について訂正いたします。

実施年月日、令和8年2月分につきましては、令和8年3月25日火曜日、これは午前9時50分から午後2時23分までです。令和8年3月分につきましては、8年4月27日月曜日、午前9時53分から午後2時15分まででした。それから、令和8年4月分につきましては、令和8年5月25日、午前9時27分から午後3時10分頃まででございます。

以上、訂正します。失礼しました。

○議長（角田真美） 次に、事務組合等議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方保健環境組合の報告を求めます。

4番、東悟議員。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 東 悟 登壇〕

○4番（須賀川地方保健環境組合議会議員 東 悟） 4番議員の東でございます。

須賀川地方保健環境組合議会令和8年度第1回臨時会の報告をいたします。

議事日程第1号、令和8年3月18日水曜日、午前10時開議。

第1、会期の決定は1日限りです。

第2、会議録の指名の議員、8番、横田議員、10番、五十嵐議員、11番、市村議員でありました。

第3、議案第11号 須賀川地方保健環境組合財政状況の公表に関する条例、その内容は、地方自治法に基づく財政状況の公表に関し必要な事項の定めたものであります。

第4、議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、その内容は、構成市町村に準じた改正であり、一般職員等の給料表の改正、期末勤勉手当の年間支給月数を0.05分引上げ及び通勤手当の限度額を月7万6,000円を7万7,000円に引き上げるものであ

りました。

第5、議案第13号 須賀川地方保健環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、その内容は、一般職員の給与改定に準じて給料表を改正するものでありました。

ただいまご報告の議案3件の詳細につきましては、お手元の資料でございます。議案3件につきまして、いずれも可決されました。

以上、令和8年第1回須賀川地方保健環境組合議会臨時会の報告といたします。

○議長（角田真美） 次に、公立岩瀬病院企業団の報告を求めます。

9番、小林政次議員。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 小林政次 登壇〕

○9番（公立岩瀬病院企業団議会議員 小林政次） それでは、公立岩瀬病院企業団議会の報告をいたします。

議事日程でございますが、令和8年3月14日火曜日、午後2時開会。

議事日程第1号、第1、会期の決定、1日限りでございます。

第2、会議録署名議員の指名、8番、柏村、9番、小林、1番、菊地の3議員が指名されました。

第3、議案第1号 公立病院企業団専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例。

第4、議案第2号 公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。これにつきましては、期末手当100分の150を100分の152.5に改正するものであります。

第5、議案第3号 公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部改正並びに関係条例の整理に関する条例。

第6、議案第4号 令和8年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算。これにつきましては、前年度に比べ収支は改善したものの、依然として収支的均衡が図れない、大変厳しい予算編成となったところであります。

以上、議案第1号から第4号まで、全て原案のとおり可決されました。

以上、報告いたします。

○議長（角田真美） 以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

◎町長の説明

○議長（角田真美） 日程第6、所信及び行政報告として、町長の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 本日ここに、第12回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明を申し上げます。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、任期満了により先月24日に執行された町長選挙におきまして、無投票で当選させていただきました。この結果を重く受け止め、町民福祉の向上と、鏡石町が未来に向かい、持続可能な町となるよう、強い責任感を持って政策実現に最善を尽くす所存であります。どうか議員各位をはじめ、町民の皆様には、今後の町政運営に対しまして、なお一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

また、同日で執行された町議会議員補欠選挙において、めでたく当選されました松川武議員に対し、お祝いとお喜びを申し上げますとともに、行政運営の両輪として、鏡石町のためにご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、現在、米国、イスラエルとイランの戦争により、中東イラン周辺におきましては情勢が極めて緊迫しており、国際社会全体が大きな懸念を抱いております。これに伴い、ホルムズ海峡を通じた原油輸送などへの影響が危惧され、エネルギー価格や物価の高騰など、本町の町民生活や地域経済へ及ぼす影響を深く憂慮しているところでございます。いかなる理由があろうとも武力による解決は看過できるものではなく、一日も早い平和的解決を望むものであります。

ここで、物価高対策により、町で対策を講じている事業についてご説明いたします。

繰越事業の物価、賃金、生活総合対策として、物価高騰による家計への負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に、1世帯当たり2万円を給付する物価高騰対策支援給付事業につきましては、5月末現在、856世帯に給付したところであります。また、子育て世帯には、18歳以下の子ども1人当たり2万円を給付する物価高対応子育て応援手当につきましては、5月末現在、1,161世帯、2,035人に給付したところであります。

水道料基本料金負担軽減対策事業につきましては、2月から5月までの4か月分の基本料金を減免することとし、2、3月分は4月に、4、5月分は今月、減免を実施しております。未給水世帯支援給付事業では、井戸水等を使用している上水道未給水世帯に対して支援金を給付する事業で、5月末現在、15世帯に給付したところであります。

町事業者及び町民生活の両面からの支援として、物価高騰対策プレミアム商品券発行事業につきましては、町内経済圏で消費されるものであり、地域活性化や町民の生活支援などに寄与するもので、4月17日に販売を開始し、5月13日に完売となりました。

中小企業、小規模事業者の支援として、従業員数に応じて支援金を交付する物価高騰対策事業継続支援金事業につきましては、5月末現在、306事業所に交付したところであります。

物価高対策につきましては、今後も必要な支援が適切かつ迅速に行えるよう努めてまいります。

近年、多くの地域で熊が人里に侵入し、人身被害が増大しております。昨年度、全国の熊による人身被害者数は237人で、うち死者数13人と、いずれも過去最多となりました。

本町でも、4月21日早朝に五斗蒔地内で目撃され、その夜には、岡ノ内幼稚園駐車場において目撃されました。防災無線や町公式LINEなどで注意喚起を行い、昨年9月に締結した須賀川市、天栄村との連携協定に基づく対策や鳥獣被害対策実施隊など関係機関と連携を図りながら、被害防止に努めたところであります。

5月には、本町出身の早稲田大学1年生の増子陽太さんが、5月4日に宮崎県延岡市で行われましたゴールデンゲームズinのべおかにおいて、男子5,000メートルでU20日本新記録を樹立し、5月28日から31日に香港で開催されましたU20アジア陸上競技選手権大会に日本代表として出場し、銅メダルを獲得いたしました。また、同じく本町出身の遠藤梨李さんが、5月30日に愛知県名古屋市で行われました全日本選手権ウエイトリフティング女子63キロ級で、見事優勝いたしました。2人の活躍は、町民に元気を与えてくれたことと思います。今後のさらなる活躍を期待するものであります。

羽鳥ダムに関するかんがい通水は、5月11日から開始されております。長期予報では、平均気温は高く、降水量はほぼ平年並みの見通しとなっており、近年の傾向では、夏場の集中豪雨と長期間の渇水という極端な気象変動リスクが考えられます。羽鳥ダムにつきましては、降水量が減少していることが影響し、5月20日現在で66%の貯水率となっており、夏の水稲シーズンの農業用水確保に影響が出ることも危惧されることから、貯水状況を注視してまいります。本年の収穫時期には、高品質、高収量、高価格となることを切に願うところであります。

次に、今年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

阿武隈川緊急治水プロジェクトの成田地区遊水地整備事業につきましては、用地協議の進捗状況は、令和7年度末時点で、鏡石町では130ヘクタールのうち90.8ヘクタール、率にして69.8%でありましたが、令和8年度につきましては、取得面積106ヘクタール、用地取得率80%を目標に用地取得が進められています。

集団移転については、新町地区、成田原町地区の2地区とも、中東情勢の影響による石油製品の出荷停止等により上下水道の整備に必要な塩化ビニール管等の資材が調達困難な状況となっており、予定していた6月末の工事が数か月遅れることが予想されており、住宅等移転スケジュールにも影響が生じることが懸念されます。

令和8年度の第1遊水地における工事予定としては、鈴川橋の上部工や排水門、成竜橋の下部工が進められます。

上水道事業の経営健全化につきましては、本年３月に、鏡石町上水道事業経営戦略を策定しました。この経営戦略では、安定した水の供給のための施設の健全性と経営健全化に向けた財源の確保を経営の基本方針としており、経費の縮減や計画的な施設の更新に取り組み、町民生活に必要なライフラインとして、これまで以上に効率的な事務運営に努めてまいります。

駅東第１土地区画整理事業の推進につきましては、５月末現在、区画整理地内の人口は、１月末より世帯数で１３世帯、人口で３４人が増加し、２２３世帯、６５８人の住民の方が居住しております。パナソニックホームズ株式会社と、土地区画整理事業を通じた公民連携による付加価値創出型町づくり推進への包括連携協定締結に伴い、町では、庁内プロジェクトチームを５月１８日に結成したところであります。今後は、町づくりの全体構想の具体化や地域課題の解決に向けたタウンサービス、長期化している事業の推進などについて協議を行うとともに、地域の事業者や住民と連携しながら、持続的に発展できる町づくりを目指した取組を進めてまいります。

子育て環境の整備と充実につきましては、今年度から、学校給食費負担軽減補助事業では、小学生は全額無償化、中学生は２分の１を補助し、小中学校に在籍する全ての児童生徒の学校給食の充実と健全な育成に加えて、子育て世代の経済的負担軽減を図ってまいります。

学校体育館空調設備等整備事業では、令和７年度から令和９年度の３年間による継続事業として中学校体育館にエアコンを整備するため、現在準備を進めているところであり、施工業者が決定次第、契約締結の議会の議決が必要となりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

社会体育施設の適正な管理と利活用では、鳥見山陸上競技場のリニューアル記念に引き続き、トップアスリートを招聘したスポーツ教室を実施いたします。多くのアスリートやスポーツ関係者により、陸上競技場をはじめ、地域ブランドである鳥見山公園全体の魅力が広く発信されることを期待しております。

地域開発と生活環境整備につきましては、現行の鏡石町都市計画マスタープランについて、上位計画である鏡石町第６次総合計画の見直しに伴い改定するとともに、コンパクトで活力ある都市づくりの維持と地域の持続可能な発展を促進するため、新たに鏡石町立地適正化計画及び鏡石町都市再生整備計画について、昨年度からの継続費により策定業務を進めてまいります。

公園整備事業では、鳥見山公園の整備や管理運営について、町と民間企業が協力して、地域の特性やニーズに応じた公園整備の活用を推進し、財政負担を軽減するため、民間活力導入支援業務を発注したところであり、昨年度の民間企業とのサウンディング調査の結果を踏まえて、今年度については、事業設計や事業者選定に向けたサウンディング調査を実施し、

事業者公募に向けて業務を進めてまいります。

墓地管理事業では、昨年度末に185区画の墓地が完成し、4月から供用を開始しております。これにより、地縁のない方々も安心して墓地を求めることができるようになりました。5月末現在で69名の方から使用申請があり、順次使用許可書の交付を行っております。引き続き空き区画の利用者を募集しながら、町営墓地の適切な維持管理に努めてまいります。

D X推進による町民生活の向上につきましては、町内各施設の予約システムは2年目を迎え、当初200件程度であった利用登録者数は500件を超え、利用が広がっているところであります。24時間いつでも施設の予約が取れる本システムは、インターネットの利用が必須であります。苦手な方については引き続き電話等での予約を受け付けてまいります。

次に、鏡石町第6次総合計画に基づく6つの基本目標の事業について申し上げます。

1つ目の子育て、健康、福祉分野では、「全ての町民が健やかに暮らせるまちづくり」として、障がい者福祉の充実につきましては、町民、地域、事業所、行政の協働により、障がいのある人の社会参画を進め、障がいのある人も、ない人も、全ての人の人権が大切にされ、誰もが生きがいのある生活を送ることができる町を目指してまいります。今年度は、令和9年度から令和11年度までの計画期間となる、第8期障がい者福祉計画、第4期障がい児福祉計画を策定してまいります。

高齢者福祉の充実につきましては、高齢者をはじめ、全ての町民が安心して暮らし、健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、高齢者の保健事業や介護保険サービスの充実を図ってまいります。今年度は、令和9年度から令和11年度までの計画期間となる、第11期高齢者保健福祉計画並びに第10期介護保険事業計画を策定してまいります。

児童福祉の充実につきましては、第3期子ども・子育て支援事業計画に基づき、つどいの広場、放課後児童クラブ、保育所の運営支援、認定こども園運営支援など、総合的な子育て支援策の推進に努めるとともに、昨年、こども家庭センターを健康福祉センター内に設置しました。全ての妊産婦、子育て世帯から、子どもへ一体的に相談支援を提供するワンストップ拠点として、継続して運営してまいります。

また、待機児童の解消や安全、安心な子育て環境の整備を行うため、認定こども園整備事業につきましては、現在、公私連携型保育所として鏡石保育所を運営している町社会福祉協議会を運営主体とした認定こども園整備のため、2か年事業として国・県への補助金申請事務を進めてまいります。

母子保健事業では、ブックスタート事業として、新生児の9から10か月児健診において、読み聞かせ絵本の贈呈を行っており、昨年度は77名の新生児に絵本を贈呈しました。絵本を介して赤ちゃんと保護者がゆっくりと向き合い、赤ちゃんが健やかに成長できることを望んでおります。

また、妊娠中の健診記録や乳幼児健診、子どもの予防接種のスケジュール管理など、町からのお知らせをお届けする子育て支援母子手帳アプリの登録件数は509件となっており、子育てに関する町の情報をより身近に分かりやすく提供しながら、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援の充実に取り組んでまいります。

福島県立医科大学連携事業につきましては、今年度1回目となる医学講演会を6月8日に開催し、理学療法学科の矢吹省司教授ほか、2名の先生方から、体力測定会から見てきたものやフレイルを防ぐポイントなどについての講演が行われ、多くの町民が聴講されました。今後、医学講演会のほか、地域サロンでの健康長寿調査や高齢者の体力測定会、フレイル予防教室などを実施してまいりますので、町民の方々が自ら健康に関心を持って、心身ともに健康で充実した生活が送れるよう、福島県立医科大学と連携しながら、健康長寿の町づくりを推進してまいります。

また、健康診査事業では、町民の健康維持増進を図り、生活習慣病の早期発見や予防への取組として、現在、総合健診やがん検診、人間ドックなどの各種検診事業の実施へ向けて準備を進めているところであります。総合健診では、今年度から集団健診の予約方法を変更し、昨年度に集団健診を受診した方には、あらかじめ日時等を指定しておりますので、原則予約不要で受診することができます。今月中に対象者へ健診の案内を行い、多くの方に受診していただくよう努めてまいります。

食育推進事業につきましては、食育講演会を6月7日に開催し、「はなちゃんのみそ汁」の著者である、作家、映画監督の安武信吾氏をお迎えし、「食べることは生きること」との演題で、命の尊さや命の大切さについてご講演いただきました。

また、今年度においても、高齢者への健幸食生活応援事業での個別訪問による栄養指導や郡山女子大学との連携による小中学校の食育事業などを実施しながら、心身の健康を支える食育への取組を進めてまいります。

2つ目の教育、文化、スポーツ分野では、「未来を拓き、次世代を担う人づくり」として、今年で2年目の小学5、6年生を対象とした小学校異文化体験事業につきましては、第一小学校では5月25日と9月4日、第二小学校では6月17日と9月2日に、天栄村にあるブリティッシュヒルズを会場に一日体験学習を実施いたします。言語や文化の違いについて、体験を通して理解を深められる機会でもあり、異文化への関心や興味を持ち、学習意欲の高揚につながることを期待しております。

また、小学校では、理科に対する想像力や思考力、実践力を深めるため、ムシテックワールドを会場にした理科振興事業、中学校では、放射線に対する知識の習得や東日本大震災を振り返ることで環境の回復や復興に関することを学ぶ防災放射線教育では、原子力災害伝承館を会場に実施してまいります。

3つ目の協働、コミュニティー分野では、「助け合いの心でつなぐ地域づくり」として、町消防団の辞令交付式が4月5日に行われました。退団、昇格、入団辞令がそれぞれ交付され、式終了後には放水訓練や救急救命訓練が行われ、団員らが士気を高めていました。退団された団員の方々の長年のご労苦に敬意を表するとともに、昇格、入団された団員の方々のますますのご活躍を期待いたします。

行政区長の委嘱状交付式を4月15日に行いました。13名の新区長におかれましては、今後1年間、町と地域のパイプ役として重要な役割を担っていただくことになります。区長の皆様には、地域のコミュニティーづくりにご活躍くださるようお願いいたします。

4つ目の産業、観光分野では、「にぎわいと魅力にあふれるまちづくり」として、第28回米・食味分析鑑定コンクール国際大会が、12月5日、6日に須賀川市文化センター等を会場に開催されます。いまだ根強い風評の影響を受けており、イメージ向上が喫緊の課題となっているため、福島県産米が高評価を得ることや、さらなる食味、品質、ブランド力の向上につなげ、須賀川、岩瀬地方をはじめ、福島県の魅力を国内外へ発信することを目的としております。本大会開催に向けて、関係市町村及び関係機関と連携しながら現在準備を進めているところであり、これを機会に、優れた米の生産を促進することや地域に根差した農業の振興に努めてまいります。

地域の農業生産性の向上を目的に事業推進を図っている県営高久田地区経営体育成基盤整備事業につきましては、令和4年度から事業に着手し、令和9年度事業完了予定としておりましたが、事業区域内にある鹿島川の移設に伴う工事や排水路、区画整理工事などに時間を要することとなり、事業期間を4年間延長し、令和13年度事業完了となる変更手続を行うこととなります。なお、今後は、約6ヘクタールの面整備工事が計画され、事業面積全体の約65%の整備率となる見込みであります。農地の整備や排水対策など、事業竣工に向けては福島県、地元と連携を密にし、より円滑に着実な事業進捗に努めてまいります。

地域づくり事業につきましては、鳥見山公園内のあやめ園をメインに、6月21日にあやめ祭りを開催いたします。園内のアヤメ鑑賞のほか、キッチンカーマルシェやあやめ健幸ウォークなど、子どもから高齢者まで幅広い年代の方々が満喫できる内容を企画しております。また、6月10日から6月28日までの間、アヤメの開花状況などを広くPRし、町内外の方々に鳥見山公園内の約4万株のアヤメやハナショウブなどを楽しんでもいただけるよう努めてまいります。

今年度14作目となる田んぼアート事業につきましては、「かがみいしのうまい米！～のどかな田園風景と天徳のサクナヒメ」をテーマに、図書館北側の約70ヘクタールの水田に作付をしています。5月30日に田植え祭りを開催し、町内外から約250名の家族連れなど一般参加をはじめ、岩瀬農業高校の生徒さんや町ヘルスメイトさんなど、総勢300名を超える多く

の方々の協力を得ながら、にぎやかなイベントになりました。8月中旬頃には隠れデザインが出現し、秋には稲刈り体験イベント、稲刈り後には3Dアートを予定しております。長い期間にわたり町内外の方々に観覧、体験していただくとともに、昨年の記録的猛暑を踏まえ、暑さ対策も十分に配慮しながら、鏡石まちの駅かんかんてらすと連携した諸事業を展開し、より一層進化させ、地域の農業振興と観光振興の相乗効果を最大限に引き出してまいります。

鏡石町の6次化産品として企画した鏡石町産特別栽培米コシヒカリ「牧場のしずく」を100%使用した特別純米主「鏡の雫」を、2年ぶりに販売を再開することとなりました。お酒の仕込み、製造につきましては、平田村にある若清水酒造様にご協力をいただき、これまで同様、コシヒカリのお酒の特徴を持った、大変おいしい仕上がりとなりました。また、新ラベルのデザインは、久来石在住の絵本造形作家の菊池清さんが手がけております。かんかんてらすや町内の酒類取扱い店でお求めいただけますので、ぜひお召し上がりいただければと思います。

観光プロモーション推進事業につきましては、JR東日本と福島県、市町村などが一体となって連携した国内最大の観光キャンペーンとなる、ふくしまデスティネーションキャンペーンが、4月1日から6月30日まで実施されております。本町では、さくらフェスティバルやおでかけサイクリング、田んぼアート事業の田植え祭り、あやめ祭りなど、地域の魅力発信に努めるとともに、地域資源を活用してブランド力を高めながら、交流人口や関係人口の拡大を図ってまいります。

5つ目の都市環境、地域防災、生活居住分野では、「安全安心で快適な環境が整うまちづくり」として、地域おこし協力隊につきましては、4月に新たに三木健志さんが着任され、現在活動中であります。2年目を迎えた坂下健将さんとともに、スポーツを通して、幅広い年代の方々に仲間づくりやスポーツの楽しさを広めていただきたいと思います。

安全で良質な水道水を安定して供給するための上水道事業につきましては、今年度から2か年計画で桜岡浄水場の改修工事を予定しており、着手に向け事務を進めてまいります。

公共下水道事業につきましては、老朽施設の更新工事及び駅東区画整理事業関連第3工区の管渠設計の発注準備を進めており、安全で快適な下水道施設の整備に取り組んでおります。

遊水地整備に伴う成田地区農業集落排水からの流域関連公共下水道の接続につきましては、昨年度に福島県において設計を行ったことから、国や関係機関との調整を進め、円滑な移行に取り組んでおります。

6つ目の行財政、広域連携の分野では、「まちづくりを支える持続可能な行政経営」として、沖縄県北谷町との友好交流事業につきましては、昨年度、北谷町の小学生を受け入れたことから、今年度は、8月17日から20日まで、町から小学4年、5年生を15名派遣する予定であり、現在、参加者の募集を行っているところであります。

行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平、公正な社会を実現するため運用されておりますマイナンバー制度につきましては、マイナポイント交付事業から5年が経過し、電子証明書が随時有効期限を迎え、更新の受付件数が増加しているところであります。有効期限切れは、オンライン手続だけではなく、保険証の利用にも影響することから、忘れずに更新手続をしていただくよう周知啓発に努めてまいります。

収納率向上対策事業につきましては、電子納付の推進や滞納整理の早期着手により、令和7年度の収納率は、4月末現在、対前年度比で2.33ポイントの増となっております。住民サービスの提供の責務を果たすための安定的な歳入の確保は極めて重要であり、さらには、納税者間の公平性を確保するため、引き続き収納の強化に努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、前年度分の被保険者の所得税確定申告による所得額が確定したことに伴い、今年度の税額を算定いたしました。令和11年度の県保険税水準の統一等を見据えた現行税率の引上げも検討しましたが、昨今の社会情勢や、今年度から国民健康保険を含む全ての公的医療保険において子ども・子育て支援金の加算納付が開始されることを考慮し、現行税率については据え置くこととして、先月19日に開催いたしました国民健康保険運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいたところであります。

なお、子ども・子育て支援金制度の創設に伴う関連の議案について、本定例会において上程しておりますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

報告第26号から報告第34号までの9議案につきましては、地方税法等の改正に伴う税条例の一部改正及び年度末における各会計の事業確定に伴う整理予算の専決した事件のほか、令和7年度における継続費及び各会計の繰越明許費に係る計算書の合計9件の報告であります。

議案第211号につきましては、現在の農業委員会委員の任期が7月19日をもって満了となりますことから、新たな委員の任命につきまして、議会の同意を求めるものであります。

議案第212号につきましては、固定資産評価審査委員会委員に欠員が生じたことから、補欠の委員を選任いたしましたので、議会の承認をお願いするものであります。

議案第213号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う地方税法等の改正に伴い、賦課区分に子ども・子育て支援納付金の追加及び保険税の賦課限度額等を改正するものであります。

議案第214号 鏡石町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消防法及び須賀川地方広域消防組合火災予防条例の改正に伴い、火入れ中止要件等を改正するものであります。

議案第215号 令和8年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出

それぞれ 1 億4,831万1,000円を追加する増額補正予算であり、主な歳入としまして、社会資本整備総合交付金3,900万円、歳出といたしまして、鳥見山公園線ほか2路線の工事請負費5,635万5,000円、成田体育館及び成田水泳プール解体の工事請負費6,008万8,000円であります。

議案第216号 令和8年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、保険税及び子ども・子育て支援金の算定による収納見込み、それに伴う子ども・子育て支援納付金の増額補正予算であります。

議案第217号 令和8年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、介護報酬改定に伴うシステム改修委託料の増額補正予算であります。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議をいただき、承認、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） ここで10分間の休議をいたします。

休議 午後 2時32分

開議 午後 2時43分

○議長（角田真美） ここで、休議前に引き続き会議を開きます。

◎報告第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第7、報告第26号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 圓谷康誠 登壇〕

○税務町民課長（圓谷康誠） ただいま上程されました報告第26号 専決処分した事件の承認につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書1ページをお願いいたします。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしました鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定について、同条3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

このたびの専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年4月1日から施行されることに伴い、町税条例についても同日から施行する必要があったことから、専決第19号として令和8年3月31日付で専決処分を行ったものであります。

2 ページをお願いいたします。

改正条文につきましては、第18条の3、第19条については、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う文言の整理です。

第33条は、特定大型株主配当等の特定配当への追加、第34の7は、寄附金税額控除について、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う条項整理でございます。

第36条の2、第36条3の2及び3ページにかけての第36条の3の3につきましては、個人の町民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る規定について、特定親族等に関する記載事項を加えるなど、所要の改正を行うものであります。

第63条につきましては、固定資産税の免税点に係る規定について、家屋に係る金額を20万から30万円に、償却資産に係る金額を150万円から180万円に改めるものであります。

第80条から、4 ページになります、第91条までにつきましては、軽自動車税について、環境性能割に係る規定の整理に伴い、税目名等を種別割から軽自動車税に改めるなど、所要の改正を行うものであります。

制定附則の改正の主なものは、附則第7条の3及び附則7条の4につきましては、個人の町民税における住宅借入金等特別税額控除及び寄附金税額控除に係る規定について、地方税法の改正に伴う所要の改正を行うものであります。

5 ページの附則第10条の2及び第10条の3につきましては、固定資産税の課税標準の特例措置等に係る地方税法の項ずれに伴い、引用条項を整理するものであります。

附則第16条及び16条の2につきましては、軽自動車税の規定について、適用期間の延長に伴う所要の改正を行うものであります。

附則第17条の2につきましては、優良住宅地等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、適用期限を令和11年度まで延長するなどの規定を加えるものであります。

6 ページから 7 ページにかけてになります。

附則第19条の3につきましては、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る課税の特例についての規定を整備するものであります。

このほか、地方税法等の改正に伴う引用条項、字句の整理及び関係規定の整理を行うものであります。

附則といたしまして、第1条において、施行期日を令和8年4月1日から施行することとしまして、ただし書においては、一部規定の施行日を別に定めております。

8 ページから 9 ページにかけまして、第2条から第4条までにおきましては、町民税、固定資産税及び軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ定めるものであります。

第5条につきましては、鏡石町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するもので、軽自動車税の規定を改めるものであります。

以上、報告第26号 専決処分した事件の承認につきましてご説明申し上げました。ご審議いただき、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第26号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は承認することに決しました。

◎報告第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第8、報告第27号 令和7年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小貫秀明 登壇〕

○副町長（小貫秀明） ただいま上程されました報告第27号 専決処分した事件の承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書11ページをお開きください。

本件は、令和7年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）といたしまして、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和8年3月31日付をもって専決処分したものでございます。

12ページをお願いします。

このたびの補正予算につきましては、年度内の事業費確定によります令和7年度予算の整理をしたものでございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億6,131万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億2,961万8,000円とするものでございます。

補正の詳細につきましては、本議案書の記載のとおりでございますが、内容がかなりの分量になっておりますので、各目ごとに補正の増減額が100万円を超えるものについて、ご説明させていただきたいと思います。ご理解を賜りたいと思います。

それでは、20ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫秀明） 以上、提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、込山議員。

〔7番 込山靖子 登壇〕

○7番（込山靖子） 13ページですけれども、この中で、私、去年とおととの6月定例会の補正予算の資料で調べたら、今年というのは町民税というのが、今年というか、これは令和7年度の補正予算ですけれども、去年の6月定例会の、つまり令和6年度の町民税というのは、町民税より、この数値というのは1億以上増えています。明細は、個人町民税とかが、そのほかにも町民税、細かく増えていますけれども、その要因というのは何なのかなということが知りたいということと、あと、10番の地方交付税なんですけれども、これもやっぱり令和6年度の、今時点の資料では、2億円高いわけです、金額が。だから、その1億とか2億というのが上がっているという主な要因、個人町民税とか、一応上がっているという、その要因というのは何かというのを教えていただきたいと思います。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 圓谷康誠 登壇〕

○税務町民課長（圓谷康誠） 7番議員のご質疑に答弁いたします。

町民税の増の主な要因でございますが、昨今の賃金の上昇などによる所得が増えたため、それによって増えているものだと認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「あの、私の質問は……」の声あり〕

○議長（角田真美） 静かにしてください。

ほかに質疑ありませんか。

企画財政課長。

〔企画財政課長 橋本喜宏 登壇〕

○企画財政課長（橋本喜宏） 7番議員の質疑にご答弁申し上げます。

13ページの地方交付税、昨年より2億円ぐらい上がっている要因ということでございますが、地方交付税につきましては普通交付税と特別交付税に分かれますが、主なものは普通交付税となります。普通交付税の算定基礎につきましては、国からの交付金でございますが、算定基礎としましては、所得税、酒税、法人税等の一定割合がその特別会計に入りまして、そこから各地方公共団体のほうに配分されます。その原資となります所得税等が増額になったと、国税が増額になったことによりまして、自動的にこちらのほうも増額になると。毎年、じゃ、増額になれば必ず増額になるのかということ、その間に国のほうの特別会計というのを挟んでおりますので、その中の処理によっては、増額になっても地方に下らない場合と、下る場合と、ケース・バイ・ケースになっておりますので、その年々によって違うものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、込山議員。

込山議員の再質疑を認めます。

〔7番 込山靖子 登壇〕

○7番（込山靖子） 17ページなんですけれども、14と15の国庫支出金と県支出金というものが、補正予算で8,400万とか、6,100万というので、マイナスというふうになっています。細かいのはその後にもありますけれども、ただ、これも年によっては、年で多分様々な事情がありますから違うとは思いますが、ただ、今回、この数字がかなり大きいんです。だから、前年とか前々年度と比べると、かなりマイナスとかが大きい数字なものですから、その大まかな要因というものは何でしょうか。

○議長（角田真美） 込山議員の再質疑に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 橋本喜宏 登壇〕

○企画財政課長（橋本喜宏） 7番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

ご質問の17ページの国庫支出金、県支出金につきましては、こちらのほうは、主に国庫補助金とか負担金とかの支出行為によって連動しております。例えば、保育所費につきまして

は、2分の1と4分の1がそれぞれ入ってくる。障がい者福祉費につきましても、同じように2分の1、4分の1というふうな形になっています。単純に今みたいに2分の1、4分の1ばかりではありませんので、多少のずれはありますが、8,400万と6,100万という減につきましては、おおむね福祉費系のところで、多分1億二、三千万の減があることによりまして、歳出と連動した形で歳入が下がっていくと。大きさの問題になりますと、やっぱりその予算規模というような形がございますので、予算規模に応じて下がっていくと。

過大見積りなのかというご質問もありますが、予算につきましては、ある程度大きめに取っておかないと、歳出不足と支払いができないということを避けるために、ある程度の枠は取っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ございませんか。

8番、吉田議員。

〔8番 吉田孝司 登壇〕

○8番（吉田孝司） 私のほうから質疑をさせていただきます。

質疑の数が結構ありますが、私の発言の機会は3回しかありませんので、まず初めに、全てお尋ねをいたしたいと思います。

議案書の26ページ、27ページでございまして、26、27の一番下のところの下のほうですが、物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金、そして、その下の物価高対応子育て応援手当支給事務費の補助金ということで、事業費の補助金、事務費の補助金が、それぞれ減額で補正されております。これは国庫支出金で町に入ってくるお金でございしますが、これに見合った支出は52、53ページに書いてあると思いますが、53ページの説明の310404のところに該当するのかなというふうに思います。

このように、先ほど財政の担当の課長のほうから説明ありましたとおり、支出、歳出に伴う歳入の減ということになると思うんですが、この辺の、このように減になりました理由についてをご説明いただきたいということで、まずこれが1点でございます。

2点目は、30ページ、31ページになりますが、30ページ、31ページの節で言うところの2つ目の老人福祉関係で、福島県介護職員初任者研修及び実務者研修補助事業補助金ということで、額は小さいんですが18万9,000円の減になっております。これは同様に歳出のほう見ますと、48ページ、49ページのちょうど中段にあります介護資格取得費用助成事業の補助金の減に該当するものであり、これについては新年度予算においても同様の事業が始まっていると思いますけれども、これは恐らく不用残、該当者なしということでの最終的な補正だというふうに認識しております。

これについて、最終的にこの令和7年度分の決算が、これ最終の補正でしょうから、まと

まって、9月の決算のときに、例えば事業についておさらいをして、じゃそこから、前の年度でこうだから新年度でこういうふうにやっていきたいと思いますと言っても、例えば4月から始まって9月では遅いんですよね。

ですからもう変な話、今日のこれは最後の補正ですから、この時点ではもう明らかにこれ、計算すれば決算もはっきりと分かるわけです。ですから、この時点で新年度において、これどういうふうにして考えていくのか。要するに、不用残を残さないためにはこの介護資格取得費用助成事業というものを今の段階でどういうふうにして考えて、新年度に生かしていくのかというふうに考えているのか。それをお答え願いたいと思います。

ほかの事業で、例えば該当者なしなんていうことで不用残になったものについては、同じようにやはり、今の段階で考えていただきたいと思いますので、併せて今後の質疑についてもお願いいたします。

その下の、30ページ、31ページに戻りまして、福島県骨髄移植ドナー助成事業補助金14万の減ということで、この事業の創設にあたっては私も一般質問でやりましたので、その責任の一端を感じているんですけども、これは支出については歳出の56、57ページにやはり同額で……失礼しました、これ半分県から入ってくるものだと思いますから、県から来る半分はお返しすると。町の自主財源は半分使わなくても済むということだと思うんですが、これもどのような経緯なのか。全く該当者なしでなくなってしまったのか。もちろんこの制度、ないと困るといいますか、つくってほしいということで私もお願いした立場ですから、この辺の説明いただきたい。

その下の新規就農者育成総合対策事業、経営開始資金補助金であります150万の減ということで、これは歳出のほうは60ページから61ページに該当するかなというふうに思いますけれども、農業次世代人材投資資金だというふうに私は理解していますけれども、この辺の概要についてでもご説明いただきたいということでございます。

そして、ページ進みまして32、33ページですが、ちょっと細かいことでありますけれども、事務的なことで教えていただきたいのが、先ほど副町長からあえて説明いただきました、普通財産貸付料として157万5,000円、これは年度の当初予算としても上がっていると思うんですけども、これはどんな内容のものなのかということ。そして、その下の土地売却収入としても、これもどういうことなのかということでご説明いただきたいなと思っております。

続きまして、40ページ、41ページになりますが、上のほうに高齢者安全運転支援装置設置費補助金ということでございまして、これ大切な事業なのは私も理解していますけれども、これが31万の不用残ということになっているわけですよね、減額補正。これも事業のもともとのレイアウト、事業の予算と内容に基づいてやっていたと思うんですが、これ、減になっ

てしまいましたけれども、この辺どういうことなのかと、どう考えているのか。

そして、先ほどもありましたように、こういったものは全て、町も前に答弁いただきましたけれども、申請主義ということで、要するに上がってこなければお金は、皆さん執行のほうでは、事業に充てるお金として使えないということだと思いますけれども、こういうものの、逆に周知徹底がなされていなかったんじゃないかというふうな声も、もしかしたらあるかもしれません。ですから、その辺の対策ですね。新年度でもやっているでしょうから、この辺お伺いしたい。

そして、たくさんあって申し訳ないんですが46、47ページ。ここには物価高騰対策支援給付金の住民税非課税世帯の業務委託の費用が110万9,000円の減額になっております。この内容についてご説明いただきたいと思います。

そして、続きまして、歳入歳出やったところはちょっと飛ばしまして、60ページの、私はちょっと農業のほうあんまり詳しくないんで教えてもらいたいんですが、多面的機能支払交付金1,478万5,000円の、ちょっと大きな額の全額補正ですけれども、その内容についてご説明いただきたいということでございます。

そして、66、67ページでございまして、この下のほうの消防団員の報酬、もう予算はちょっと多めに取っておいて、大体余って減額補正というのは仕方ないと思うんですが、この消防団員の報酬が272万円予算上は余ったということで、この減額の理由と、逆に、これお金が、実際にお金があつての出すということではなくて、予算上の関係ですから、帳簿上の関係ですからあれですが、場合によっては、これ余っているお金があれば、消防団員の報酬もう少し上げてもいいんじゃないかなんていう話も、考えもあると思うんで、この辺についての見解をお尋ねしたいということです。

あと、68、69ページ、最後かな、最後ですね。ここ学力向上支援事業ということで、私も不勉強で申し訳ないんですが、予算の説明でもあったように、検定類への補助だと思いますが、この各種検定補助金への35万6,000円余っているんですよ。これ逆にもったいないなと思って。逆に子どもさんたちに使ってもらったらもっともっただし、例えば漢字と数学だったら、例えば高いほうだけなんていうことで聞いていましたから、逆にもう、やはりこの余るんだったらば、両方受けてもらったほうがいいんでないのなんて、私、単純に思うんですよ。ですからその辺の、もう新年度も始まって同じような事業されていますけれども、その辺に生かしていくために、実際にですよ。9月の決算では遅いんですよ。ですから、今の時点でどのようにお考えになっているかも含めて、以上、答弁賜りたいと思います。

○議長（角田真美） 吉田議員の質疑に対する執行の答弁を求めます。

ここで暫時休議いたします。

休議 午後 3時31分

開議 午後 3時43分

○議長（角田真美） それでは、休議前に引き続き会議を開きます。

吉田議員の質疑に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 8番議員の、専決処分に対する質問についてご答弁を申し上げたいというふうに思います。

私のほうからは、総括の中でのお話をさせていただきますけれども、今回の専決処分につきましては、7年度末、3月31日をもって事業の完了をし、そして事業が整理をついた事項につきまして、その執行状況に応じての専決処分でありまして、それぞれ、吉田議員からありましたとおりの中身でありますけれども、私のほうでそちらについて、それぞれの項目、多岐にわたっておりまして、各課長からその詳細については説明をさせますけれども、私のほうではこの実績に応じての中身でありまして、今、質問の趣旨……私が感じたところは、今からその実績で、少ないところは新年度で進めていかなければならないだろうというふうな、改善するべきは改善していくというふうな趣旨で私は取りました。

当然、私のほうでも、事業の実績のないところは新年度にも取りましたけれども、できるだけ多くの事業、効果のあるものを進めていかなければならないというのは当然であります。そちらを踏まえてやっていますので、こちらについては補助金の中での、3月31日で終わって実績報告も出てまいります。そちらは2か月以内に出てくることが決まっておりますので、それらを踏まえながら確定をしております。そんな事務を進めていた中での、今回、専決処分でありますので、ご理解をいただければと思います。項目が多岐にわたっております。担当課長からそれぞれ説明をさせていただきますので、ご理解をいただければというふうに思っております。まずは私からの答弁でございます。

○議長（角田真美） 福祉こども課長。

〔福祉こども課長 須賀康弘 登壇〕

○福祉こども課長（須賀康弘） 8番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

まず1点目の、議案書の27ページになります。

物価高対応の子育て応援手当の事業費の補助金と事務費の補助金についてですが、まず、こちらの事業なんです。物価高対策といたしまして、子ども1人、ゼロから18歳あたりの方に2万円の支給を行った子育て応援手当支給事業に係る補助金になります。当初予算につきましては、2,200人の2万円で4,400万円ということで計上させていただいておりますが、

こちら、令和7年度の支給実績が4,176万円と2,088人分支給済みでございまして、次年度に繰越す分が80人分160万円ということで、不足額224万円をこちらで補正減をするものでございます。

続きまして、事務費の補助金につきましての説明でございしますが、こちらは324万円の減でございまして、こちらにつきましては、当初予算で消耗品、通信運搬費業務委託料など事務費を460万4,000円計上させていただいておりますが、消耗品3,000円、業務委託料が323万円、合わせて323万3,000円のほうを契約実績により減額するものでございます。

続きまして、31ページでございまして。

31ページの中頃になりますが、福島県の骨髄移植ドナー助成補助金についてでございまして、こちらにつきましては、歳出57ページに対応する補助金でございまして、こちら、骨髄の提供者になった方への入院、通院に係る助成金への県の補助金になります。補助率が2分の1になりまして、支給額につきましては、通院・入院日数の2万円となっております。当初予算で2万円掛ける7日掛ける2人の28万円の2分の1の14万円で計上をさせていただいたんですけれども、こちら、申請者がいなかったことにより減額となります。

同じく31ページの上のほうになります。

福島県介護職員初任者研修及び実務者研修補助金事業費補助金18万9,000円の減額でございまして、こちらにつきましては、こちらも歳出の49ページの支出額に対する補助金でございまして、こちら、介護の初任者研修と実務者研修の資格取得費用を助成する事業の事業費確定に伴う補助金の減額でございまして。

当初は初任者研修6万円の方がお二人、実務者研修20万円の方がお一人ということで、32万ということで予算のほうを計上させていただいたんですけれども、実績につきましては、初任者研修が1人5万5,000円、実務者研修が1人7万6,000円ということで申込みがありまして、研修を受けていただいた方の補助金となっております。

続きまして、47ページでございまして。

こちら、物価高騰対策支援給付金の住民税非課税世帯業務委託料といたしまして、110万9,000円の減額でございまして、こちらは物価高騰で家計への影響が大きい低所得世帯の方を支援するために1世帯当たり2万円の給付を行ったものでございまして、実績により業務委託料、対象世帯抽出処理でありますとかの業務委託料の減額となります。

私のほうから説明は以上でございまして。

○議長（角田真美） 産業課長。

〔産業課長 大木寿実 登壇〕

○産業課長（大木寿実） 8番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

議案書の31ページ目をご覧くださいと思います。

新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金補助金）150万円の減でございますが、こちらにつきましては、次世代を担う新規就農者を支援する制度となっております。農業経営を安定するというところの制度になってございまして、当初1名分を計上してございましたが、実績がなかったということで、今回ゼロということで150万円の減額というふうになったものでございます。

続きまして、61ページ目をお開きいただきたいと思います。

中段、農業人生応援プロジェクト事業、農業次世代人材投資資金170万でございます。先ほどの収入の150万と関連する事業となっております。こちら、実績がなかったということで150万プラス、町、補助率10%上乗せとなりますので、165万円となっております。なので、こちらが165万円の減額と、さらには経営分析補助金というものが5万円ございます。こちらも実績がなかったということで、今回減額ということで、合わせまして170万円の減額というふうになったものでございます。

続きまして、こちらの資料の上段、多面的機能支払交付金1,478万5,000円の減額でございますが、こちらにつきましては、農地や農業用施設等、地域資源の保全管理の維持を図るために、地域で共同作業、地域資源の資質向上の支援を行うものということで、環境保全会ということで7行政区8組織が活動を予定しておりましたが、そのうちの1組織といたしまして成田環境保全会が休止となったということで、全体的な交付額が減額となったというものでございます。当初、6,176万3,000円の予算を計上してございましたが、実績といたしまして4,697万8,000円という、これで今回、1,478万5,000円の減額というふうになったものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 企画財政課長。

〔企画財政課長 橋本喜宏 登壇〕

○企画財政課長（橋本喜宏） 8番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

私のほうからは、33ページの中段にあります財産収入の財産運用収入の中の1番の貸付収入、普通財産の貸付収入ということで、こちらのほうにつきましては旧前山町営住宅ということで、スマートインターの南側ちょっと上ったところ、あそこに町の土地がございます。そちらのほうに高速道路の工事関係者の資材置き場として貸してほしいということで、今年の1月まで、長期間にわたりまして貸付したものでございまして、この金額がそのまま収入として入っております。

その3つ下、財産売却収入ということで、3か所ほどございます……正確に言うと4か所ほどございます。豊郷中が1つ、あと岡ノ内のところが1つと、あともう2か所は遊水地の移転するところ、成田原町と新町ですか、そちらのほうの土地のところ、いわゆる法定外

公共物という、昔で言う水路とか、国の、里道とか、そういうものを今、現在町のほうに、地方公共団体のほうに払下げになっておりますので、そちらのほうの設置しているところ、ですから成形したまっすぐな土地じゃなくて、四角い土地じゃなくて、道とか水路ですので、ぐにゃぐにゃ曲がっているところについて、その隣接の方々からぜひ売ってほしいというような形がありましたので、そちらのほう、今のところ4か所を売買したというような形でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 総務課長。

〔総務課長 根本大志 登壇〕

○総務課長（根本大志） 私のほうからは、議案書の40ページ、41ページの高齢者安全運転支援装置設置費補助金につきましてご説明をさせていただきます。

この事業につきましては、令和5年6月に始まった事業でございまして、令和7年度の実績につきましては2件、令和5年6月から令和7年までの累計につきましては23件設置をしたところでございます。こちらの装置につきましては、車両によりましては既に安全機能によって備わっている車両もございまして、今年度につきましては実績2件ということで減額をさせていただいたところでございます。

次に、議案書の66ページ、67ページをお願いいたします。

下のほうになりますが、消防団員の報酬関係でございます。こちらの費用につきましては、火災の出動や機械器具点検、いわゆる各分団で1日と15日に機械器具点検を実施しております。そちらの出動手当、それから各種訓練、例えばですが放水訓練等の訓練を行った際に出動手当として支給するものでございます。こちら、災害のほう、火災等が少なければ実績も少なくなるということで、通常の訓練につきましては例年、同じような出動回数になると思いますので、災害等が少なくなれば出動手当も減ってくるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 教育課長。

〔教育課長 森尾知之 登壇〕

○教育課長（森尾知之） 8番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

議案書68ページ、69ページ、中段やや下の69ページ側の説明欄、810403学力向上支援事業35万6,000円の減につきましては、当初予算64万1,000円を計上しております。今回、検定補助につきましては、28万4,600円の執行ということになりましたので、こちら35万6,000円を減額しましての予算整理ということになります。

ご指摘のとおり、もったいないというような部分につきましては、執行率につきましては四十四、五％程度かなというふうにもぱっと見思うんですけれども、こちら、学力向上また

子育て支援の観点なども含めまして、有効的な子どもたちへの予算なのかなというふうにも、教育委員会のほうでは認識しております。学校外への声かけ、検定を受ける人数が増えるようにとか、そういった働きかけ、8年度、また次年度に向けての検討課題とさせていただきたいなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかにございますか。

7番、込山議員の再々質疑を認めます。

〔7番 込山靖子 登壇〕

○7番（込山靖子） 議案書の47ページなんですけれども、物価高騰対策支援給付金の業務委託費として110万9,000円がマイナスになっていますよ。この業務委託先といいますか、業務委託としてどこに払ったのか余りなのかです。そうするとですね。

あと、61ページで、畜産経営緊急支援事業補助金が11万7,000円ということでマイナスになっています。この理由っていいいますか、それ教えてください。

あと、63ページです。63ページで、プレミアム商品券発行事業の補助金ということで244万6,000円というふうにマイナス出ていますけれども、これ、補助金なんですか。それともそのプレミアム商品券の発行事業として事務経費500万円を予算化していますよね。だから、この補助金のマイナスの内容がちょっと分からないんですよ。あと、プレミアム商品券事業というのは換金されるまでまだ期間がありますよね。使われなかった場合ですよ、使われなかった場合の浮いたお金っていいいますか、それはいつ計算として出てくるのか。来年いつ、その余ったお金といいいますか、それはどういうふうにするのか。

あと今、水道基本料金の支援もやっています。そして井戸水の世帯には申請していますけれども、あれは3月30日までですよ。だから、それで使われなかった場合ですよ。申請されなかった場合に余るわけですよ、お金。だからそれは一体どうするのか。

あと……。

○議長（角田真美） 込山議員に申し上げます。

それは新年度予算に対する質問でしょうか。

○7番（込山靖子） 新年度という……。

○議長（角田真美） これは新年度予算のことじゃなくて。

○7番（込山靖子） 新年度になっちゃうわけですか、それは。

○議長（角田真美） はい。先ほど町長さんからもお話あり……。

○7番（込山靖子） だから3月末で余った……。

○議長（角田真美） ちょっとお待ちください。

先ほど、町長さんからもお話ありましたように、これは新年度予算の件を話しているんじ

やなくて、7年度の分を今審議して……。

○7番（込山靖子）　じゃ、7年度で今出ている中で、プレミアム商品券の補助金というのは、その中身を教えていただきたい。だから、事務経費の余りなのか何なのかということをお教えしていただきたいです。

以上です。

○議長（角田真美）　込山議員の再々質疑に対する執行の答弁を求めます。
町長。

〔町長　木賊正男　登壇〕

○町長（木賊正男）　7番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ただいまご質問いただいた項目全ての中身でありますけれども、令和7年度の事業実施に当たりましては、細部につきまして説明を申し上げます。いわゆる、質問がありました31ページの……失礼しました、今の家畜の保有数に応じての補助金等についても、そちらの見込額といわゆる実績額のそごがあります。そちらについては整理をして、残ったものは残りで精査をしていくというふうな事業の中身でありますし、プレミアム商品券も令和7年度にも実施しております。そちらについての事業の整理をしながら、事務費についても委託費として、今500万円というふうなお話がありましたけれども、そちらについても補助金の申請をいただいて、それから実績をいただき、残りは返還をしていただくということで、返還金のほうの整理をしながら、こちらのほうに決算、会計の整理をしていくというふうな中身でありますので、そちらについてはご理解をいただければと思います。そういった中でこちらの報告であります。

るる、詳細の説明ありますけれども、7番議員の趣旨として多方面にわたっているところについて、会計の処理が不備があるとか、各事業についての考え方としてのご質問であれば、私のほうでも、これから新年度が進んでおりますので、そちらの中でも議論は深まってくるものというふうに理解しておりますので、そちらの中で真摯にお答えをしていくというふうなスタンスを取っていきたいというふうにも思っておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第27号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は承認することに決しました。

◎報告第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第9、報告第28号 令和7年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 圓谷康誠 登壇〕

○税務町民課長（圓谷康誠） ただいま上程されました報告第28号 専決処分した事件の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

報告第28号につきましては、令和7年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、専決第21号として、地方自治法第179条第1項の規定により令和8年3月31日付で専決処分したもので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

78ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、年度末の事業費確定による精算であり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、1億3,388万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、11億5,222万6,000円とするものであります。

詳細につきましては84ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○税務町民課長（圓谷康誠） 以上、ただいま上程されました件につきましてご説明を申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第28号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は承認することに決しました。

◎報告第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第10、報告第29号 令和7年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 圓谷康誠 登壇〕

○税務町民課長（圓谷康誠） ただいま上程されました報告第29号 専決処分した事件の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

報告第29号につきましては、令和7年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、専決第22号として、地方自治法第179条第1項の規定により令和8年3月31日付で専決処分したものでございます。これを同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

94ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、年度末の事業費確定による精算であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1,824万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1億7,053万6,000円とするものであります。

詳細につきましては100ページからの事項別明細書により説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○税務町民課長（圓谷康誠） 以上、上程されました報告第29号の専決処分した事件の承認についてについて提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、承認賜りますようお願い

願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第29号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は承認することに決しました。

◎報告第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第11、報告第30号 令和7年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 須賀康弘 登壇〕

○福祉こども課長（須賀康弘） ただいま上程されました報告第30号 専決処分した事件の承認について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書105ページをお願いいたします。

本件は、令和7年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決第23号として令和8年3月31日付で専決処分したものであります。

次のページをご覧ください。

このたびの補正につきましては、年度末をもって事業費が確定したことにより、令和7年度予算を整理したものでございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、176万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、13億5,987万2,000円とするものです。

内容につきましては112ページ、113ページからの事項別明細書により申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○福祉こども課長（須賀康弘） 以上、報告第30号につきまして提案理由をご説明を申し上げました。ご審議の上、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第30号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決しました。

◎報告第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第12、報告第31号 令和7年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 小貫淳一 登壇〕

○都市建設課長（小貫淳一） ただいま上程されました報告第31号 専決処分した事件の承認について、提案理由をご説明申し上げます。

129ページをお願いいたします。

本件は、令和7年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決第24号として令和8年3月31日付で専決処分したものでございます。

130ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、年度末に事業費が確定したことにより、令和7年度予算を整理したものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、130万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2億1,414万1,000円とするものです。

内訳につきましては136ページからの事項別明細書により説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○都市建設課長（小貫淳一） 以上、報告第31号につきまして提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第31号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決しました。

◎報告第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第13、報告第32号 鏡石町一般会計継続費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 橋本喜宏 登壇〕

○企画財政課長（橋本喜宏） ただいま上程されました報告第32号 鏡石町一般会計継続費繰越計算書につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の141ページをお開きください。

本件につきましては、一般会計に設定されている継続費につきまして、翌年度に通次繰越いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定によりまして報告するものでございます。

内容につきましては、次ページをお開きください。

こちらが令和7年度鏡石町一般会計継続費繰越計算書でございます。

これにつきましては、事業名、金額、翌年度繰越額の順にご説明申し上げます。

8款土木費、3項都市計画費、事業名、都市計画調査事業、継続費の総額が3,500万、支出済み及び支出見込額が1,395万9,000円。

10款教育費、3項中学校費、事業名、学校体育館空調設備等整備事業につきましては、1億5,281万8,000円、支出見込みがゼロでございます。

以上2件、継続費総額としましては1億8,781万8,000円、うち令和7年度中の予算現額が8,841万9,000円、そのうち年度中の支出済み及び支出見込額が1,395万9,000円となっております。残額の7,446万円がそのまま翌年度の通次繰越額となっております。

それぞれの財源内訳につきましては、143ページにありますので、ご覧のとおりでございます。

以上、報告第32号につきましてご報告申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第32号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたしま

す。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は承認することに決しました。

◎報告第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第14、報告第33号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 橋本喜宏 登壇〕

○企画財政課長（橋本喜宏） ただいま上程されました報告第33号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の145ページをお開きください。

本件につきましては、令和7年度中に議決いただきました繰越明許費14件につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして報告するものでございます。

内容につきましては、次ページをお開きください。

こちらが令和7年度鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

これにつきましては、事業名、金額、翌年度繰越額の順にご説明させていただきます。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、社会保障税番号制度システム整備事業316万8,000円、316万8,000円。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、証明書コンビニ等交付事業107万8,000円、107万8,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、物価高騰対策支援給付金（住民税非課税世帯）事業でございます。2,351万2,000円、619万6,000円。3款民生費、2項児童福祉費、物価高対応子育て応援手当支給事業869万円、183万9,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、成田保健センター解体工事事業4,379万円、4,379万円。
4款衛生費、1項保健衛生費、食育推進事業3万6,000円、3万6,000円。4款衛生費、1項保健衛生費、上水道未給水世帯支援給付金事業31万円、31万円。4款衛生費、1項保健衛生費、水道料基本料金負担軽減対策事業1,985万2,000円、1,985万2,000円。

7款商工費、1項商工費、プレミアム付商品券発行事業3,500万、3,500万。7款商工費、1項商工費、事業継続支援金事業3,500万、2,365万6,000円。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業 1 億7,972万円、1 億6,823 万8,000円。8 款土木費、3 項都市計画費、公園施設長寿命化対策支援事業、補助金分でございます、4,800万、4,800万。8 款土木費、4 項住宅費、空き家対策事業、単独分でございます、100万円の100万円でございます。

10款教育費、5 項社会教育費、鏡石町図書館維持管理事業91万7,000円の91万7,000円でございます。

以上14件、総事業費が 4 億 7 万3,000円、うち翌年度繰越額につきましては 3 億5,308万円となっております。

それぞれの財源内訳につきましては、議案の147ページのとおりでございます。

以上、報告第33号につきましてご報告申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7 番、込山靖子議員。

〔7 番 込山靖子 登壇〕

○7 番（込山靖子） 議案書の147ページですね。これで、7 番の商工費の事業継続支援金事業として、これ3,500万で事業費予算つくっていますよ……つくっているというより、これは国からの物価高騰支援対応地方創生臨時交付金が入る金額ですよ。それなのに、なぜ一般財源で685万4,000円がここで上がっているのか、財源として。だって国からもらえるのに、なんで一般財源を上げる必要があるのか。しかも、この事業継続支援金事業だけなんですよ、一般財源で出しているのは。なぜなのでしょう。プレミアム商品券にしても、その上の水道料基本料金負担軽減対策事業にしてもですよ。その上もそうです。

物価高騰の事業の中で、なぜその事業継続支援金事業だけが一般財源で685万4,000円計上されているのか。どうしても私、意味が分からないので教えてください。

○議長（角田真美） 込山議員の質疑に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 橋本喜宏 登壇〕

○企画財政課長（橋本喜宏） 7 番議員の質疑にご答弁申し上げます。

146、147ページの中段の事業継続支援金事業につきましての一般財源の考え方でございます。こちらのほうにつきましては、前に議会のほうでも説明させていただきましたように、今回の物価高騰対策支援金につきましては 1 億五千五百幾らという金額が最初にありきというような形でございます。

その中で、いろいろな多種にわたります、プレミアム商品券も含めまして多種にわたる支援を行っている中で、金額につきましては、当然議員のおっしゃるように100%が当たるものでございますが、やはりいろんな多種にわたれば薄く広くになってしまうという中で、一般財源を当たらなければならないところも出てきてしまったのが今回の事業継続支援金のことでございますが、こちらのほう、なぜ、じゃ一般財源ここだけに充てるのかということでございますが、こちらのほう、事業継続支援金につきましては申請主義を取っておりますので、多く最大に見積もった部分と実際にある部分、こちらの事業、何回かやっておる中では、100%、こちらが見込んだ件数がほぼほぼないというような形でございます。

最終的な終着点につきましては、国庫支出金で賄えるだろうというような形でございますが、ただ、過去の実績に基づいて、じゃ8掛けとかで予算を見積もるわけにはございませんので、一応満額の予算額を計上させていただきまして、最終着地点につきましては、ほとんど一般財源が出てこないだろうという予測の下に、こちら一般財源を充てさせていただいているものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ここで私のほうから、発言の制限についてお話しさせていただきます。

発言については全て簡明にするものとして、議題外にわたる質問はしないように。規則第50条に発言の制限とありますので、よろしくお願いいたします。

ほかにございませんか。

8番、吉田議員。

〔8番 吉田孝司 登壇〕

○8番（吉田孝司） ただいまの146ページ、147ページの繰越計算書についてであります。

先ほど、込山議員が疑問に思ったところは、実は私もなぜかなと思ったんですが、それについては橋本課長の答弁でよく分かりました。課長の答弁、これは町の執行のお考えだと思うんですが、過去の実績から見て、要するに国庫支出金の範囲で賄える事業なんだろうということをあらかじめ想定しておられますよね。

しかし、これ本来国のお金、国が我が町の中でいろんな目的で使ってもいいよってことでよこしたお金なんですけど、これが、使い方はそれこそ町、執行が決めて我々ももちろん、議会として承認しましたけれども、それこそ、例えば事業継続支援金事業なんていうのは、私の調べたところによりますと、先ほど、町長の説明、所信の中で306事業所には既に申請が上がっていると。しかし、実際は対象事業所は381あるんじゃないかと私は推測しています。そうすると、現時点で75か所の事業所からの申請がまだ上がってきていないんですよ。課長、そのとおりですよ。ですから、それをどうするかというのは、要するに、先ほど橋本課長、申請主義という話、これは先ほどの私も質問でいきましたけれども、これ申請主義で

上がってこなければ、実際この国庫支出金の中で納まるからいいやという考え、もちろんこれは一つの考えだと思いますけれども。

しかしこの……我々こだわっていますのは、物価高騰のこの給付金については国庫支出金いただいてある事業ですから、これはちょっとまた考えを改めなくちゃいけないんじゃないかと私思うんですけれども、これいかがですか、事業をやる、しかし事業の実績が70%、80%でいいのかということなんです。これについての見解をお伺いいたします。

○議長（角田真美） 吉田議員の質疑に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 大木寿実 登壇〕

○産業課長（大木寿実） 8番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

今ほどの事業者継続支援金事業の関係でございます。先ほど、こちら5月30日現在で、当初予算につきましては381事業所ということで予定してございました。現在、5月30日現在ということで、先ほど議員おっしゃられましたとおり306件ということで、申請率は今現在80.3%ほどの実績というふうになっているところでございます。こちら、商工会に加入されている事業所等につきましては、これは商工会のほうから随時アナウンスしまして、申請漏れがないようにとしてございます。

ただ、商工会に加盟されていない個人主の事業所、こういう方々につきましては、行政区の回覧等でお知らせをしたり、さらにはホームページ等でお知らせしてございます。お話を聞きますと、前回もそうなんです、申請されていない事業所というのは実際ございます。ただ、その辺に関しましては、やはり個人事業主の考え方もあるんですが、事実、影響が軽微であって、申請をしなくてもいいという事業主さんも中にはいらっしゃるということで、この辺、そういうふうにお聞きしている部分もございますので、その辺を無理に、町サイドのほうで改めて出してくれというふうなこともございませんし、あくまでも申請主義という形を取ってございますので、その辺につきましては、我々としましても広く、やはり周知をしながら申請率の向上アップに向けまして、今後もちょうと対応してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

吉田議員の再質疑を認めます。

〔8番 吉田孝司 登壇〕

○8番（吉田孝司） 今、産業課長から真摯な答弁いただきました。実情もよく分かったんですが、1点だけお尋ねします。申請をしていない、過去でも同じような事業ありましたんで、そういった場合に、町のほうから、例えば電話1本でそれこそ、お宅の事業所は申請しない

のかいというふうな意思を確認する、そういった作業はされているのかどうか。されていないとすれば、その電話1本ぐらいはやっていただきたいと私は思うんですけども、その辺はどうか改めて伺いたいします。

○議長（角田真美） 吉田議員の再質疑に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 8番議員の再質問に対するご答弁を申し上げます。

議員も既にご承知のとおり、この繰越明許費の繰越計算書については、何のためにするのかということです。それで、こちらについては、8年度に繰り越して今事業を行っているというような状況の中での一つの意見として受け止めさせていただきます。

そちらについての中身以外は、繰越計算書としての性格の中で見て認めていただけるかどうかの議論をしているところですから、そういう細かい事業については予算を編成をしてやっています中で提案をしているわけです。それで予算書が決まっています。そちらの中で3月まで執行ができないので繰越明許費として出して8年度でやりたいですよということで、翌年度に繰り越した金額が出てくるわけです。そちらの中で今言うように、ピックアップしてもらった事業継続支援金については報告のとおりでありますけれども、できるだけ、いわゆる個人事業主の皆さんにも交付をしたいという考え方は持っていますので、ご理解いただければというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第33号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は承認することに決しました。

◎報告第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第15、報告第34号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 小貫淳一 登壇〕

○都市建設課長（小貫淳一） ただいま上程されました報告第34号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について提案理由のご説明を申し上げます。

149ページをお願いいたします。

本件につきましては、去る3月定例議会におきまして議決をいただきました令和7年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計の繰越明許費であり、地方自治法施行例第146条第2項の規定により繰越計算書を報告するものです。

151ページをお願いいたします。

1款1項事業費、事業名、鏡石駅東第1土地区画整理事業、翌年度繰越額は7,142万円です。

なお、財源内訳につきましては、151ページの記載のとおりです。

以上、報告第34号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑はなしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに報告第34号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決しました。

◎議案第213号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第16、議案第213号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 圓谷康誠 登壇〕

○税務町民課長（圓谷康誠） ただいま上程されました議案第213号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

議案書154ページをご覧ください。

このたびの改正につきましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が、令和8年4月1日に施行されたことに伴い、地方税法において、国民健康保険税に子ども・子育て支援納付金が追加されたこと、また、地方税法施行令等の改正により賦課限度額及び低所得者に係る軽減措置に係る軽減判定所得基準が見直されたことから、所要の改正を行うものがあります。

155ページ、お願いいたします。

改正条文につきましては、第2条第1項第1号では、基礎課税額の定義について、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を当てる部分を除く旨を加えるものです。

同項第4号として、子ども・子育て支援納付金課税額を新たに規定します。これは国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用で、福島県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分であります。

第2項では、基礎課税額の課税限度額を66万円から67万円に改めます。

第3項では、国民健康保険に加え、擬制世帯主を算定から除くことを明確化し、第5項では、子ども・子育て支援納付金課税額について所得割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額及び18歳以上被保険者均等割額の合算額とし、課税限度額を3万円と定めるものです。

第3条は、第2条の改正に伴う条項の整理、第5条の2は、子ども・子育て支援金の創設に伴う条項の整理です。

第9条の4では、新たに設ける子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額を、基礎控除後の総所得金額の0.27%と定め、第9条の5では、被保険者均等割額を被保険者1人について1,300円と定めます。

156ページになります。

第9条の6では、18歳以上被保険者均等割額を、18歳以上被保険者1人につき100円、第

9条の7では、世帯別平等割額を特定世帯及び特定継続世帯以外、以下通常世帯と言いますが、は800円、特定世帯は400円、特定継続世帯は600円と定めます。

第23条第1項では、国民健康保険税の軽減措置について、子ども・子育て支援納付金課税額を新たに軽減対象に加える等の改正です。第1号のキからケになります。7割軽減の世帯については、子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額を1人につき910円、18歳以上被保険者均等割を1人につき70円、世帯別平等割額を通常世帯560円、特定世帯280円、特定継続世帯420円減額するものです。

第2号で5割軽減の判定所得について、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき加算する額を30万5,000円から31万に改めるものです。

キからケでは、5割軽減の世帯については被保険者均等割額を1人につき650円、18歳以上被保険者均等割額を1人につき50円、世帯別平等割額を通常世帯400円、157ページになりまして、特定世帯200円、特定継続世帯300円減額するものです。

第3号で2割軽減の判定所得について、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき加算する額を56万円から57万円に改めるものです。

キからケで、2割軽減の世帯については被保険者均等割額を1人につき260円、18歳以上被保険者均等割額を1人につき20円、世帯別平等割額を通常世帯160円、特定世帯80円、特定継続世帯120円減額するものです。

第23条第2項に第3号を加え、未就学児に係る被保険者均等割額の軽減について、子ども・子育て支援納付金課税額分を規定します。減額する額は軽減区分に応じ、195円、325円、520円または650円とするものです。

第3項は、出産被保険者に係る産前産後期間の軽減についても、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額を対象に加えるものであります。

158ページになります。

第4項では、18歳未満被保険者については子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額に相当する額を減額する規定を設けるものです。

また、制定附則の改正では、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額を定めるなど、所要の整備を行うものです。

附則といたしまして、第1項において、施行期日は公布の日から施行することとし、第2項において、適用区分について、改正後の条例の規定は令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上、上程されました議案第213号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の

制定につきまして、提案理由の説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、時間を延長したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしの声がありました。異議がないので、時間を延長して会議いたします。

ただいまの件について質疑はありませんか。

8 番、吉田議員。

〔8 番 吉田孝司 登壇〕

○8 番（吉田孝司） お尋ねします。不勉強なので、ちょっと教えていただきたいなと思ってお尋ねするんですが、国の制度で子ども・子育て支援納付金という形で納めなければならないという、こんな形になって、結局、そのために国保税が上がっていく部分があるということだと思います。

また、先ほど町長の最初の冒頭説明では、国保ばかりではなくて全ての公的医療保険ということだったんで、ほかの保険からでも加算納付だということで理解はしております。

そこでお尋ねしたいのが、そもそも国が我が町、例えばいろんな自治体から、市町村から子ども・子育て支援納付金という形で、国に最終的には収まっていく形になっていくと思うんですが、既に、国が我が町に対してこのぐらい納めるべきだという額は既に決まっているのかどうか。例えば、決まっているとすれば、その算定根拠はどのようにしてされているのか。国の言うことですから、一方的に言ってくる場合もあるでしょうし、こういう理由だからこういうことで納めてくださいという場合もありますでしょうし。

そしてはたまた、その財源ですね。子ども・子育て支援納付金、町から国に納めるべき、その支援納付金のその財源は全て国保税から賄う予定なのかどうか。その辺の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 圓谷康誠 登壇〕

○税務町民課長（圓谷康誠） 8 番議員の質疑に答弁申し上げます。

子ども・子育て支援金の納付金でございますが、これは国のほうから支出額を算定しまして決まっております。後ほどの、後日になりますが、国民健康保険特別会計の8年度の補正の中でそこは算定、計上させていただいております。歳出額の706万9,000円が令和8年度納める納付金の金額として算定されております。

なお、その財源につきましては、全て、今申しあげました子ども・子育て支援金分ということで条例を制定させていただきまして、課税させていただくということになっております。

この税額については、今年度、福島県の標準税率を用いて算定しておりまして、この支払いに充てる予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

吉田議員の再質疑を認めます。

〔8番 吉田孝司 登壇〕

○8番（吉田孝司） 私が、冒頭になぜそんな質疑をしたかということですが、数日前の全国の報道でもあって、要するに、同じようなやはり議案が出されて、それについては専決だったので、要するに、議会で不承認となっても効力には影響なしということだったわけですが、国民健康保険税に、この全てを、子ども・子育て支援納付金全てを、ここで全てを落ち着けるのはどうかというふうな意見が議会内であったようなんですね。私もよく考えたら確かにななて。もちろん、先ほどの話ですけれども、国保ばかりじゃなくて社会保険からも払われたりするわけですから、要するに我が町から納める部分は国保税から、専らなるわけですね。

考えようによっては、町から納めるべきお金としては一般財源から出すべきだなていう考えもあると思いますから、その辺は考えられたのかどうか。要するに、税金の本来の、国保税という医療を受けるための税金に、子ども・子育て支援納付金という形でくっつけてやること自体、その保険制度自体の根幹を揺るがすものじゃないかなていう極端な意見もあると思うんですが、そういった議論もされたのかどうかお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（角田真美） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 圓谷康誠 登壇〕

○税務町民課長（圓谷康誠） 8番議員の再質疑に答弁申し上げます。

鏡石町から納付する分を全て国保税で賄うのかというようなご質疑ですけれども、これは鏡石町、一般的に言う地方公共団体の鏡石町が納めるものではなくて、鏡石町国民健康保険の保険者たる鏡石町が納めるもので、これは被保険者にかかってきます。国民健康保険以外の、例えば後期高齢者は後期高齢者の保険料に上乗せ、社会保険は社会保険の保険料に上乗せという形で、18歳以上の被保険者の方が全員納める、その納入ルートとして医療保険を使っているのです、例えば介護保険ですとか後期高齢者医療の支援分、そういったものと同じ保険料の集め方というようなつくりになっております。

以上、答弁を申し上げます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第213号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（角田真美） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第214号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第17、議案第214号 鏡石町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 根本大志 登壇〕

○総務課長（根本大志） ただいま上程されました議案第214号 鏡石町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の159ページをお願いいたします。

このたびの条例改正につきましては、上位法である消防法、また須賀川地方広域消防組合火災予防条例の改正に伴い改正するものであります。

改正内容につきましては、火入れの中止について、「異常乾燥注意報」の名称は旧名称であることから、現在気象庁が発表する「乾燥注意報」へ改め、火入れの中止要件に新たに「林野火災に関する注意報」を加えるものでございます。

また、火入れ許可申請書の様式中、申請者印を不要とするものであります。

改正条文につきまして、第14条第1項中「異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報

が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、同条第2項中「とき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は」を「場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは」に、「ときには」を「場合には」に改めるものがあります。

第1号様式中「印」を削るものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、議案第214号につきまして提案理由をご説明申し上げました。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより議案第214号 鏡石町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（角田真美） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情について

○議長（角田真美） 日程第18、請願・陳情についての件を議題といたします。

陳情第17号から第19号までの陳情3件につきましては、会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（角田真美）以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 5時08分

第 2 号

令和8年第12回鏡石町議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和8年6月12日（金）午前10時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	町 島 洋 一	2 番	松 川 武
3 番	熊 倉 正 磨	4 番	東 悟
5 番	根 本 廣 嗣	6 番	稲 田 和 朝
7 番	込 山 靖 子	8 番	吉 田 孝 司
9 番	小 林 政 次	10 番	畑 幸 一
11 番	円 谷 寛	12 番	角 田 真 美

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 正 男	副 町 長	小 貫 秀 明
教 育 長	渡 部 修 一	総 務 課 長	根 本 大 志
企画財政課長	橋 本 喜 宏	税務町民課長	圓 谷 康 誠
福祉こども課長	須 賀 康 弘	健康環境課長	大河原 正 義
産 業 課 長	大 木 寿 実	都市建設課長	小 貫 淳 一
上下水道課長	関 根 達 也	教 育 課 長	森 尾 知 之
会計管理者 兼出納室長 兼農業委員 兼農会会長	緑 川 憲 一	農業委員会 農事務局長 選挙管理 委員会委員長	佐 藤 喜 伸
	菊 地 榮 助		草 野 孝 重

事務局職員出席者

議会事務局長	吉 田 光 則	議会事務局長 議次	真 壁 美江子
--------	---------	--------------	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（角田真美） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

◎一般質問

○議長（角田真美） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 吉 田 孝 司

○議長（角田真美） 初めに、8番、吉田孝司議員の一般質問の発言を許します。

8番、吉田孝司議員。

〔8番 吉田孝司 登壇〕

○議長（角田真美） 吉田孝司議員の一般質問の前に、吉田議員についてお話しさせていただきます。

吉田議員は、ただいまありましたように、資料を持参しております。この資料に関しては、議会に関しては、私の議長の権限により許可することになっております。皆様もその辺をご承知おきください。

それで本日は、吉田議員はその件について、私のほうへ許可を願いましたので、許可いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

○8番（吉田孝司） 8番議員の吉田孝司でございます。

私の一般質問、本日のトップバッターということで始めさせていただきたいと思います。

まず初めに、今、議長からお話しいただきましたように、今日の資料の申込みについて、ご許可いただきましたこと、誠にありがとうございます。ご指導よろしくお願いいたします。

さて、今日、私の一般質問は、通算28回目となるわけでございます。ここに持ってきた荷物の中には、これまで27回分の一般質問の内容が全て入っております。私が議員になりました平成27年8月の選挙、もう今から10年前の選挙でございますけれども、そのときから、私は、議員在職中は休むことなく、それこそ議員の責務として一般質問を休まずやってまいりました。今日は28回目となるわけでございます。その中で、まず冒頭に申し上げておきたいことが幾つかございますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、先ほど行われました町長選挙、当選されました、再選されました木賊町長、誠におめでとうございます。これから2期目4年間となるわけですが、また引き続き続投を頑張っていたきたいというふうに思います。大いに期待しております。後ほど質問の中でも、また触れさせていただきたいと考えております。

また、同時に行われました議員の補欠選挙におきましては、松川武議員、ご当選、誠におめでとうございます。1人欠員の状態でございましたが、松川さん、新しい仲間が増えたということで、私は大変喜んでおります。

私は今、議会の中で、やはりまた一番若い年齢になってしまいましたけれども、松川さん、人生の先輩としていろんなことを教えていただきたいなというふうに思っておりますし、また、私も3期目、当選回数3回の議員として、松川さん、新人の議員に恥じることなく、議員とは何たるか、議会活動は何たるかということを示す、それも議会人としての先輩の役割かなと思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、私自身でございますが、3月の定例会以降、インフルエンザ、コロナ、熱中症といろいろな病気にかかりまして、これは私の仕事であります医療活動をやっていると、これは付き物でございますが、昔からこんなことだったんですが、私も、今は年は47で、間もなく48になりますけれども、年男なんですけれども、いつまでも若くはないなというふうに思っているところでございます。大分、元気になりまして、皆さん方にも大変ご迷惑おかけいたしましたですが、引き続き、また心機一転、頑張ってまいりたいなというふうに思います。

私ごとでございますが、令和8年の今年の4月から、国の役所の復興庁の福島復興局という出先機関がありますが、その健康管理を委嘱されることになり、それに加えて、引き続き、県の教育委員会の産業医も引き続きやることになりということで、国と県と町の非常勤の公務員を兼ねているという、そんな状況になっております。非常勤ですから、幾ら兼ねても構わないわけでございますけれども、そのような状況でございますが、一生懸命頑張ってまいりたいというふうに思います。

また、つい最近のことでございますが、大学での講義を持たされることになりまして、年間3こまなんです、3こま既に終わりました、行いました。

その中で、議員としての立場からしゃべってもらいたいということもありましたので、その中で、議員としてあるべき姿という話でちょっとさせていただきました。二十歳、大学3年生、20歳、21歳頃のフレッシュで、そしてまた、スポンジのように全て吸収していただけるような若い人たちでしたので、本当に正しいことを、やっぱり正しく教えなければならぬと、そしてまた、教科書に書いていないようなことも、ある程度やっぱり大人になる上では教えていかないといけないのかなと思いましたので、そんなこともしているような状況でございます。

はたまた、一昨日には、須賀川の t e t t e で認知症についてしゃべってもらいたいなんというので講演の依頼もありまして、講演をさせていただきました。後で出てまいります、地域包括ケア、特に、認知症のケアというものは大切になってまいりますので、これについてもこれから議論をしてまいりたいというふうに思います。

また、国際的な問題としては、昨日の町長の所信表明、説明の中にもありましたけれども、やはり、イランでの戦争、あるいは引き続いてのウクライナでの戦争ということで、こういったことでの、やはりエネルギー問題、あるいは物価高騰に関する事で、我が日本、そして我々、地域の住民一人一人までが大きな痛手を被っているというのが現状かというふうに思います。

やはり、そういった中で、昨日も質疑の中で申し上げましたけれども、やはり、行政のあるべき姿というのは、そこに住む地域住民お一人一人までが支援が行き届くような、そういうふうなのが行政のあるべき姿ではないかというふうに思っておりますので、ぜひ、今、大変なご事情でございますから、ぜひ、さらに一人一人への思いというのをを出していただきたいなということで、これは申し上げておきたいと思います。

あと、ちょっと余談になるかもしれませんが、アメリカという国がございますけれども、アメリカもトランプ大統領がちょっと訳の分からないことでこんな戦争を起こし、そしてまた、アメリカとの、例えば隣国で大国である中国との関係、これをよく見ていたりすると、これはアメリカは当てにならないなとやっぱり思ったりする部分もあるし、はたまた、日米地位協定などのそういう安保関係もありますし、そんなこともあって、なかなか、この日本の立ち位置は難しいなと思っていますから、これから生きていく人間というのは、やはり、この国内の問題ばかりじゃなくて、国外の問題で、我々日本人としてどのようにあるべきかということも考えないといけないというふうに私は毎日思っておるところでございます。

国内においては、最近、河野洋平さんという方、私、大好きだったんですけども、この人が亡くなりました。衆議院議長まで務められた方、自民党の総裁、野党時代の総裁でございました。

自民党の総裁となると、ほとんどが総理になれるという立場でございますが、河野さんと谷垣さんですか、総理になれなかった総裁はこのお二方ですが、私はむしろ、その方々のほうが立派な政治家だったというふうに思っています。

特に、河野洋平さんはご自身も大病で、息子さんの太郎さんから肝移植ということで復帰して、その後5年間も衆議院議長をされた。衆議院議長をされたということばかりでなくて、そこで、これ、議長にもお願いといいますか、もちろんやっていただいておりますが、野党にも、あるいはどの議員からも信頼をいただくような、そういう議長だった。公正な議会運営に努められた議長であったということで、歴代の議長の中でも立派な議長というふう

に言われております。

もちろん、外交の問題、あるいは戦後のいわゆる河野談話等で、これについては賛否もありますが、しかし、そのいろんな業績、政治改革への取組など、そういったものは私も参考にしていきたいなと思う政治家でございます。

また、直近では、ガッツ石松さんが亡くなられて、ガッツ石松さんのテレビを最近、今日の朝、昨日、おとといあたりと見ているわけですが、その中で、ガッツ石松さんが言っている言葉が一つございましたので、ご紹介申し上げます。

「粗にして野だが卑ではない」と。「粗にして野だが卑ではない」という言葉を言っておられました。これはガッツ石松さんの言葉のようだったんですが、私、調べました。そうしましたら、これは旧国鉄の第5代総裁、石田禮助さんの言葉であるということが分かりました。

「粗にして野だが卑ではない」。このガッツさんの言葉は、ガッツさんがテレビに出て、回顧の番組として出ていますから、そこで言うこの言葉を聞いたときに、うん、ちょっと、これ、私はこうでありたいなというふうに思ってしまった。流されてしまう部分もあるんですが、「粗にして野だが卑ではない」。あえてその解釈はここでは申し上げませんが、私もそのような立場でありたいなというふうに思っております。

余談もありましたけれども、これから一般質問、順次、行ってまいります。今日は、私の質問は合計14問ありますけれども、残り30分の中でしっかり収めてまいりたいと思うところでございます。

まず、初めの質問でございます。

町長の政治姿勢ということで、題目がございます。

先ほど申し上げられましたように、今回の町長選挙で、木賊正男町長は、無投票当選、再選されました。

そしてこれから、町政2期目ということになっていくわけでございます。これからの4年間、鏡石町の4年間で町長に託すわけでございますけれども、そういった中におきまして、今の時点における町政2期目に向けての木賊町長の政治姿勢をお伺いしたいと思いますので、ご答弁賜りたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） おはようございます。

8番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

2期目に向けての政治姿勢についてのお尋ねでございますけれども、2期目として与えられた4年間は、私の真価が問われる大変重要な期間であると認識しております。

2期目の4年間では鏡石町のポテンシャルをさらに高め、鏡石町に住んでみたい、ずっと住み続けたいと思われるような子育て支援や健康長寿対策をはじめ、産業の振興と働く場の確保など、魅力ある町づくりをさらに進めたいと考えているところでございます。

そして、鏡石町のグランドデザインである唱歌「牧場の朝」の町として、すがすがしく美しい町を次の世代につなぎ、誇りと魅力あふれる鏡石と、郷土愛、シビックプライドを育てることを基本姿勢として、生活者起点での見える化、透明性と、情報発信力の向上に努めていきたいと思っているところでございます。

そして、そのキーワードは信頼でございまして、スマイル、スピード、シンプルの頭文字である3つのSを基本に町政運営に取り組みたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、吉田議員。

〔8番 吉田孝司 登壇〕

○8番（吉田孝司） ありがとうございます。

町長ですから、それこそ町における全ての分野に、今、包括するような、全ての分野を含めたような答弁をいただいたところでございますし、また、力強い答弁いただいたと思っています。

1期目、私が言うのもなんですが、町長1期目4年間、大変一生懸命に頑張ってこられたというふうに思っています。私もろ手を挙げて賛成したこともございますし、はたまた、ちょっと苦言を呈して発言した部分もございます。

しかし、いずれにしても、町長はご自身の考え、そしてまた、役場職員の方々一丸となって率いていただいて、これまで4年間、町づくりに取り組んでこられたというふうに私は思っておりますし、今回の選挙におきまして、結果的に無投票でございましたけれども、私も賛成、応援させていただきました。

選挙となりますと、私も町長選挙でかつて出馬したこともございますし、候補者に挙がって辞退したこともございましたけれども、その中で、私がどうのこうのという問題ではなくて、この町長としての立ち位置、4年間見させていただく中で、私が言うのが大変おこがましいんですけども、本当に一生懸命頑張ってこられて、これからも4年間、期待しているところでございます。

そこで、今お答えいただきました中で、幾つかお聞きしたいなというふうに思うんですが、まず、これは分かり続けておりますけれども、ポテンシャルをさらに高めるというふうな発言をされました。

ポテンシャル、過去においては、一般質問の中で答弁いただいたり、私もお話ししたことがございますが、じゃ、実際にどのようなことを考えておられるのか、そのポテンシャルと

いうものがあるというのは分かります。そして、それをさらに高めるというような表現されましたので、その具体的な例といったものも挙げていただきながら、ちょっとお答えいただければというふうに思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 8 番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

鏡石町のポテンシャルというふうな話の中の具体例というふうなことでございますが、皆様ご存じのとおり、鏡石町は県中地域にありまして、郡山、須賀川、そして鏡石町です。そしてまた、南には白河市にも至近の距離にあるというふうに認識しております。そういった位置関係の優位性をさらに高めていくというふうなことでは、私は交通ネットワークの整備が欠かせないのではないかとこのように思っています。

今現在では、西には東北縦貫道の鏡石スマートインターチェンジが24時間化されました。そして、国道4号は矢吹境まで4車線化になっております。旧国道も走っております。そして、JR東北本線の鏡石駅がございます。

そして、東に行くと広域農道がございますけれども、その間に健康福祉センターほがらかんができ、そして、ほがらかんの脇に鳥見山公園線が、今、鳥見山のほうに接続されようとしております。

その道路が北に行きますと、須賀川市の境界まで、今、鏡石の道路として完成しておりますけれども、いち早く須賀川までつなぐことで、須賀川市、鏡石町がつながることになります。

そしてまた、南に行きますと、途中までは改良されておりますけれども、まだ未改良の地区がありますが、矢吹までの縦貫できる東側の道路をつなぐことで、さらに鏡石町の位置づけが高まってくるだろうというふうに思っています。そうすることで、いわゆる鏡石町の住み続けたい町づくりができるだろうというふうなことで、ポテンシャルというふうな言葉を使わせていただきました。

その道路についても、いわゆる防災の観点からも、東日本大震災を経験した町だからこそできる中身なのかなというふうに思っているところでございます。

4年間の期間は、そう考えると非常に短い期間ではありますが、全精力を投入しながら、接続できるというふうなことで夢見ているところでもございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8 番、吉田議員。

〔8 番 吉田孝司 登壇〕

○8 番（吉田孝司） ただいま鏡石町のポテンシャルの一つとして、もちろん、たくさんのほ

かにも幾つかあると思うんですが、特に、その位置関係の優位性ということで発言いただきました。特に交通ネットワークということで、インターチェンジ、高速道路の一番西ですね。あとは、もちろん4号線とか、それこそメインストリートはむしろ旧国道かもしれませんが、そんな動向がありますし、東北本線も通っているということです。

そしてまた、私も東京に行くことが時々あるんですが、ここまでどのぐらいかかったのというと、1時間半ぐらいで来たんだなんてと言うと、びっくりするわけですね。東北というと、昔の道の奥ですから、それこそ何時間もかかって、ようやくほうほうのていでここに来たような感じの思いをされるわけですが、1時間半で来たなんて言うとはびっくりしますし、そしてまた、私は鏡石のものを必ず買って、この前も大阪に行って、大学の講義してきましたけれども、わざわざ鏡石の名物を買って、置いてくるようにしたりとかしています。

いずれにしても、鏡石のその位置関係の優位性というのは、本当にすばらしいところがあると思ひまして、交通ネットワーク、先ほどの鏡石スマートインターの24時間化、これは、町長が就任されてすぐ、そして私もそのときに一緒になって、この要望活動やったりして、一緒に実現して、大変うれしかった覚えがあるんですが、このように、やはり町長は一生懸命、ふだんからいろんな疑問、問題点とかというものを指摘されておられて、それをいち早く着手され、それこそ、スマイル、スピード、シンプルということで、そのスピード感を感じたのが、この鏡石スマートICの24時間化でございました。

これからは、スマイル、スピード、シンプル、3つのS、さらにフルスロットルで活用していただいて、生活者起点の町づくり、見える化を進めていただきたいというふうに思っています。

後で同じような質問が町島副議長のほうからもありますから、詳しくはいろいろ聞いておきたい、その中でもあると思うんですが、私のほうから1点だけ、1点だけといいますか、もう一点ちょっとお尋ねしたいことがございます。

町長ですから、要するに役場職員のトップでございます。上に立つ人でございます。昔、町長もご存じのように、二本松城、二本松には、いわゆる戒石銘の碑がございまして、これは、それこそ公務員の皆さん方の心構えを表すような言葉だというふうには思いますが、上に立つ者の心構えでもあったりするわけでございます。

そういったものを踏まえまして、これからの4年間のいわゆる役場組織の長として、どのようにしていくのか。

私も前から一般質問で行っておりますけれども、要するに、途中で辞めていってしまう、残念ながら中途退職していくような方もいたりとか、はたまた、ちょっとそういう、いろいろな問題、今このご時世ですから、いろいろな問題ありますけれども、そういう中で、言い方は悪いんですけれども、限られた人材、少ない人数の中で多くのことをやっていかなくちゃ

ならない。それこそ、国からもいろんなことを押しつけられて、委託事務みたいなことをやらされて、皆さん方、大変な思いされているというというのは、これ実情だと思いますから、そういう中で、その職員の一人一人をどうやって目配りをしてやっていくのか、その辺もやはり職員の方々は聞きたくても聞けないと思いますので、その辺の町長の心構え、あるいはまた、これは職員の方々への約束だと思いますから、その辺もお尋ねをしておきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 8番議員の再々質問というふうなことで、お答えを申し上げます。

職員の在り方というふうなことでありますけれども、私は、職員の代表でもありますし、そのほかには、住民の代表で役場の中に入ってきているというふうに思っています。ですから、私は住民の意見を役場職員の皆さん、いわゆる公務員の皆さんに届けていきながら、何とか住民の思いを実現していきたいというふうに思っているところでございます。

そういうふうなことでありまして、かつては私も役場の職員でした。それらの一つのかさを取りまして、住民の代表として、今、役場の組織の中に入ってきている、いわゆる公務員の仕事の進め方というのはまた違うと思うんですが、住民の感覚を役場のほうに届けたいと思っています。その中では、いわゆる分かりやすい形で、職員の皆さんにも住民はこういう意識で考えていますよというようなことをお届けしながら、そして、解決をしていくというような状況でもございます。

そういった中では、私が昭和50年に入庁しておりますけれども、その時代と今は全く違う状況でもありますので、そういった中で、いわゆる情報ツールも今は全く違ってきています。当時の計算機は全く大きな計算機でありましたので、今は計算機使わなくとも、パソコンの中でできてきてしまいますので。

そんな中では、今、職員の皆さん、大変苦勞されていますし、全くスピード感ある仕事ないと、住民の皆さんも納得してこないというような状況の中では、私は組織の中での一つの指揮者として、皆様へご指示をしながら、働きやすい職場、その中では笑顔とか、いわゆる交流、そういったことを含めながら、私が中心になりながら、いわゆるチームワークの中で仕事は進めてほしいというふうな話をしています。そして、それぞれの組織が、課長がいわゆる監督者、副課長がキャプテン、そして、それぞれの課員がゲームをする中でまとめていって、ワンチームとなって仕事をしていく、決して個々人の仕事ではないというふうなことを考えながら、グループで当たってほしいというふうな話をしています。個人で悩むこともあるとは思いますが、それを共有することで、気持ちも軽くなるというふうにも思っていますので、そういうことをこれからも仕事の中で努めていくことで、難題も解決するだろ

うというふうに考えているところでもございます。

そういう考え方で、私はこの4年間も務めていきたいというふうに思っているところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、吉田議員。

〔8番 吉田孝司 登壇〕

○8番（吉田孝司） 今、町長答弁いただいたことで、ここにおられる課長の方、所属長の方々、そしてまた、職員の方々も安心されたと思うんですね。

いろんな物事、あるいはやらなくちゃならないことがあったときに、個人ではなくてグループで当たっていくと。前も、私も産業医的なもので、例えばその仕事のワークシェアリングとか、そういう話をしたことがございましたけれども、やはり、それは今、町長おっしゃったとおりのような、グループで当たっていくという、まさしくそのことかなというふうに思っておるところでございます。

ぜひ、4年間、スマイル、スピード、シンプル、何回も申し上げますが、これをやはり、私もこれ、実は使わせていただいたりするんですけれども、これで4年間、お体に気をつけていただいた上で、大胆かつ謙虚に頑張っていたきたいなというふうに思うところでございます。

1つ目の質問は、これで終わらせていただきたいと思います。

2つ目でございますが、鏡石町成田地区遊水地整備事業でございます。

この事業については、本来であれば令和10年度には完成予定であったというふうになっておりましたけれども、いろいろな事情で、令和15年の予定と今されているところでございます。

前は、私がこの整備事業の特別委員会の委員長をやっていた頃には、国の役人の方々に来ていただきまして、逐次、説明を求めてといいますか、説明いただいていたわけですが、最近では、町の執行の方々から公式な会議の場で、定例全協等で教えていただく、あるいは、この議会の質問の答弁の中で教えていただくことが我々の知り得る範囲の情報となっています。

また、成田地区のほう、私の地元でございますからよく通りますが、今の進捗状況は目に見える形で、目に見えてくるものは、こんな状況なのかなというのは分かるんですけれども、しかし、実際、どのような状況で今あるのかという、その内部的な、事務的なものは、一切、私どもには分からない状況でございます。

そういった中で、町のほうでも国との情報共有されておられると思いますし、そしてまた、町も様々な対策、これから引き続いて令和15年の完成、そしてまた後までやっていかなくち

やならないという大きな課題、それこそ町長の今年の年頭に挙げられた町長の施策、政策の一丁目一番地の政策が、まさしくこの遊水地問題でございますから、本当にこれについて、執行も議会も一緒になって取り組んでまいりたいと思うところでございます。

そこで質問に入ってまいりますが、（１）番の質問でございます。

鏡石町成田地区遊水地整備事業の現在の進捗状況についてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） おはようございます。

８番議員のご質問にご答弁申し上げます。

阿武隈川上流遊水地群整備の事業進捗状況ですが、現在は、整備予定地内の用地協議を進めるとともに、各種調査や住宅移転者の代替地整備をはじめ、一部、遊水地内の工事にも着手しております。

用地の取得状況につきましては、５月末時点で、遊水地全体で約61.2％、第１遊水地では全体面積130ヘクタールのうち、契約済みの面積が90.8ヘクタール、率として69.8％となっております。

なお、今年度、第１遊水地は取得面積で106ヘクタール、用地取得率80％を目標に用地取得を進めると聞いております。

国が整備する２か所の集団移転先代替地整備については、今般の中東情勢の影響により、現在、一部資材の調達が困難な状態となっており、予定していた６月末の工事が数か月遅れることが予想されております。国には引き続き、早期の代替地完成をお願いしておりますが、移転者の方々の住宅移転スケジュールにも影響が生じることが懸念されております。

また、個人移転の方につきましても、令和10年度の用地協議完了を目指し、地権者に寄り添った丁寧な対応をしていくと聞いております。

第１遊水地内における工事に関しましては、令和６年11月に着手した鈴川橋の架け替えは、今年３月に下部工が完成しておりまして、今年度は上部工の工事を実施中です。また、４月より成竜橋の架け替えとして、橋の下部工工事に着手しております。さらに、今年の冬以降、排水門の工事にも着手すると聞いております。

流水地内利活用に係る検討状況につきましては、関係機関・有識者等で構成する地内利活用検討会や、実務者等で構成する作業部会による検討も進められておりまして、来月には第３回目となる地内利活用検討会の開催が予定されております。

第２遊水地内では、掘削後の農地利用に向けた実証実験としての、今年度も試験圃場において、５月15日に稲の作付が行われまして、昨年度に引き続き、稲の生育に影響があるか確

認を行い、さらに第3遊水地内では、掘削工事が完了している耕作地で畑作物についての試験圃場として実証実験を行いまして、農地利用に関する技術的評価を実施する予定と聞いております。

遊水地整備と同時並行で検討されている地内利活用については、今後も農地利用の可能性も含め、地域振興に資する持続可能な地内利活用の方向性として、地域振興への貢献度、周囲の環境への影響、利活用の実現性、維持管理の持続性等を考慮しながら、国では民間活用、いわゆるPFI事業に向けた検討への方向転換が図られており、引き続き利活用の検討が進められております。

以上が主な進捗状況ですが、遊水地整備事業については、令和15年度の事業完了を目指し、用地協議の進捗等を踏まえまして、事業を推進していくものと聞いております。

なお、遊水地群整備における進捗については、近いうちに定例全員協議会などにおいて、国より町議会に対しましても説明の場や、地域住民の方々に対しましても住民説明会を開催する予定と聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、吉田議員。

〔8番 吉田孝司 登壇〕

○8番（吉田孝司） 現在の進捗状況について、詳細な説明いただきました。

その中で、遊水地等も関係ありますが、これ、（2）にも質問、関係あるんで、あらかじめ申し上げますが、遊水地の一番端っこというのは、それこそ阿武隈川ぎりぎりまで行くわけですね。その阿武隈川ぎりぎりになるわけですけども、阿武隈川の川の、見ていただくと分かるように、要するに、川のかなりの部分がああいうふうには草といいますか、木とか、それで前々から河道掘削の必要性というものも併せて申し上げてきたと。

これは、町執行もそうだと思いますが、私も特別委員会の委員長時代から口酸っぱく言ってきて、河道掘削というものも、最初は何か少し控え目な書き方を国はしていたんですけども、少し本気にやっけていただいているようで、順序よく下のほうからやっけてきていると思うんですが、その辺の進捗について、我が町の、それこそ鏡石町の分の河道掘削についての部分はどのようになっているか、知っていればご答弁賜りたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（角田真美） 都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 8番議員の再質問にご答弁申し上げます。

河道掘削の状況でございますが、こちらにつきましても、町のほうからも要望している状況でございますが、現時点でいつ頃入れるという情報はまだ聞いておりませんので、今後、国に確認してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、吉田議員。

〔8番 吉田孝司 登壇〕

○8番（吉田孝司） よろしくお願いを申し上げます。

そこで、今、（2）番に移るわけですが、国に対して、我が町執行、そして議会のほうからも様々な要望事項をしまいったところでございます。国、特に国土交通省に対しての要望でございます。

そして、要望書というものに対する答弁もいただいているかなというふうに思いますが、そしてまた、町長も河川国道事務所の所長さんとの面談等、ちょくちょくと一生懸命されておられるようですから、そういう中で、我が町が国に対して掲げてきた、伝えてきた要望事項はどのようになっているのか。

そして、その要望事項が、じゃ、実際にかなうといえますか、要望がどのように対応されるのか、その辺どのように認識しておられるかお伺いしたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 8番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

阿武隈川上流遊水地群の整備が始まって以降、町では地元協議会を通じ、成田地区の住民の皆様の意見、要望を受け、協議会と連携し、国や県、関係機関に対しまして、継続して要望を行っております。

また、国の福島河川国道事務所長とほぼ毎月面会をし、地元首長との進捗状況の報告をいただき、その際にも福島河川国道事務所長に地元の意見、要望をお伝えしているところでございます。

これから地元自治体からの要望については、多岐にわたりまして国のみで対応できかねるものもあり、上部機関である東北地方整備局や国土交通省、他関係省庁との調整が必要な内容もありまして、要望事項に対する対応には時間を要することでございます。

しかしながら、国でも何も対応していないわけではなく、町からの要望についてご対応いただいている要望が多々あるというふうな事実でございます。その一例を挙げますと、住民の移転先となる2か所の代替地の造成、県道須賀川・矢吹線のかさ上げと、線形の見直し、そして、町道成田・玉川線及び成竜橋の県への移管、国により全面買収された遊水地においても農地としての占用が制度上、新たに可能となった点などが挙げられております。

そして、国有地化に伴う税収の減少、維持管理費の増加など、町財政に与える影響を最小限とするため、新たな交付金制度の創設や、完成した遊水地の適切な維持管理と、地内の利活用として遊水地により失われた農地利用も含め、国有地となる遊水地の長期的な利用方針、

維持管理費用など、国に対する要望については、今後も引き続き継続して実施し、地元の皆様のご要望や意見についても届ける必要があると考えているところでもございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、吉田議員。

〔8番 吉田孝司 登壇〕

○8番（吉田孝司） 確かに、町が要望書という形で要望したこと、なかなか難しい内容もあったりはしますし、そしてまた逆に、町長も毎回ご参加いただいています、住民説明会、そこで私も参加していきまして、意見も言ったりしますが、地域住民の意見、あるいは執行の意見、そしてまた議会の意見、私のような議員個人の意見、そういったものが反映されて、先ほど町長おっしゃったような国のほうでもいろいろ考えていただいて、相手も人間ですから、しっかり考えていただいて、いろんなことを少しずつよく、いい方向にやってきたということはあるんですが、その反面、まだまだ改善しなければならない、あるいはこれからまだまだ責任持って、令和15年まで、あるいはそれ以降もやってもらわなくちゃならない部分はあるんで、要望事項がもしあるようでしたらば、さらなる要望活動のほうもお願いしたいというふうに思っております。

そこで1点、ここで前から懸念していますが、私も国に対する要望というか、直接、国の役人にも言っていますが、以前から申し上げているような、ぼつんと一軒家のというふうな話題でございます。要するに、何回も申しますように、鈴川、諏訪池川の合流域にあるお宅が、どうやらこれが幾ら遊水地を整備しても、それこそ阿武隈川緊急治水対策プロジェクトやったとしても、これがなかなか水害から免れ得ないと。要するに、幾らいろんなことをやっても、水害に遭ってしまうことは想定されているんですね。ハザードマップ的なものを見ると、ここはもう、水害が起きちゃうと。ですから、ご本人のその方、家の方はもう高台避難するしかないなというふうに言っているんですが、しかし、それは自己資金、自己負担、責任でやらなくちゃならないということに今なっているわけです。

ですから、それではあんまりにもかわいそうだとということで、私も前から言っていますし、町のほうにも既にいろいろ動いていただいたり、あと、国にもそういった思いを伝えてきたつもりですが、その辺はどのようにお考えになっているのか。それこそ、国がこの辺も含めてという責任を持ってやってくれるということであれば一番ですけども、そうでないとするならば、これはどのように対応していくべきと考えているのか、その辺、執行のお考えをお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 8番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

成田遊水地の中で1軒取り残されたというふうな表現がいいのかどうかですが、あちらについては、今回の成田遊水地の整備事業の中のいわゆる計画外のところでございます。

そして、令和元年の東日本台風の中では、浸水の中で、床下の浸水はありましたけれども、床上までなっていないというような状況の中で、今回の計画の中では、構造上、いわゆる鈴川が真っすぐ行くことにもなりますし、そちらの合流点の中での心配の中では、全てクリアされてくるというふうな状況が一つあります。

私のほうでは、いわゆる浸水被害のおそれはまだまだあるのかも分かりませんが、一つは、地域コミュニティーのいわゆる住民が全て高台移転してしまうと、1軒だけ残ってしまうというような状況の地域コミュニティーとしての継続がなかなか難しくなってくるというような懸念はあります。

そういったところをどうしていったらいいのかというふうなことで、私のほうでは今、国交省のほうとも話は途絶えてはいませんので、話をしながらつないでいきたいというようにも思っていますし、2か所のいわゆる集団移転の箇所がありますが、そちらも分断されてきていますから、そちらを有効につなぐような、いわゆる道路の整備も必要になってきます。それは自治体が主体になりますけれども、そちらへの補助の考え方もこちらの交渉の中を出しているところでもありますので、成田地区の皆さんの、これからコミュニティー再編というようなことが行政側の大きな仕事になってくるなというふうには思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、吉田議員。

〔8番 吉田孝司 登壇〕

○8番（吉田孝司） 続けて国への要望、そしてまた国との折衝、そういったものを引き続きお願いをしたいというふうに思うところでございます。

そして、（3）番の質問でございますが、今後、令和15年の完成に向けて、そしてまた、先ほど申し上げたとおりその後まで、やはり町はこれについて寄り添っていかなければならないというふうに考えております。

そういった中で、町が行うべき支援策をどのようにお考えになっているかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほどの町長答弁とかぶる部分がございますが、町が行うべき支援策としましては、まず、遊水地整備により移転を余儀なくされた住民の皆様の移転後のコミュニティーの維持が挙げ

られます。

成田地区の集会機能の場である成田構造改善センターや消防屯所などの公共施設も遊水地事業により移転が生じることとなり、現在、担当課において、新たな集会所や屯所の建設に向け、準備が進められております。

また、移転対象者の約半数の世帯が成田行政区外への転居が見込まれることにより、成田行政区の急激な人口減少による地域コミュニティの維持に支障を来すことが想定されるため、当面、成田行政区に対し、現状の行政区交付金を維持する支援も検討しております。

さらには、2か所の代替地が整備されることから、新たなコミュニティ再編に向けた整備についても検討する必要があります。

住宅移転により分断された地区住民の新たなコミュニティの維持、形成については、非常に重要でありますので、町としてもしっかり支援を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、吉田議員。

〔8番 吉田孝司 登壇〕

○8番（吉田孝司） これからまだまだ続いていく課題だというふうに思います。

そこで、私たちもやっぱり執行の皆さん、頑張ってください但是我们、私たちもいろいろ意見を言ったり、時には国の役人にも盾突いたりしてやらなくちゃならない部分もあると思いますし、議会ももう少し本当に頑張らないといけないのかなというふうに思っております。

一部、一つ、ちょっとお願いしたいといいますか、遊水地については、これ致し方ないと、遊水地を造ること、下流域のためにはということで、これは町長も下流域の市町村の方々にそういう説明もしていただいていると思いますけれども、そういう中で、地域住民が、私、一番困ることとは何なんだろうと考えたときに、今の人たちが、例えばそれこそ15年ですと、あと7年後ですか、となりますと、みんな年取るんですよね。成田の人たちも。今、年寄りばかりですが、さらに年を取るわけです。

そうすると、今まで近くに、例えばセブンイレブンなんていって本当に成田なんですけれども、セブンイレブンが夜中もこうこうとしていて、ああいうものがあつたのに、今、昼も夜も買物に行くところがなくなっちゃったんですよね。私は一番の問題はここだと思っています。買物に行けなくなっちゃった。お年寄りの方々が、自分が欲しいものを、自分のお金で、自分の足で買いに行けなくなっちゃった。

今までは、セブンイレブンだの、学校の下のお店だの、そこに行けたのが行けなくなっちゃった。どこもないですよ。これはやっぱり考えないといけない課題かなというふうに思います。

ですので、これについては、遊水地の完成を見る間、それを関係なく、既にもう、さっき申し上げたセブンイレブンなくなっていつてしまいましたから、買物行けていないわけですから、そういうことはやはりお願いをして、町のほうでもお願いしますし、そしてまた、そういうこともやはり遊水地問題に伴う我が町の痛手だと思いますから、そういったものについての補償というのも国に求めているでもいいんじゃないかと。

要するに、例えば交通インフラ、先ほどの町長おっしゃった交通ネットワークの話もありましたけれども、それに付随する形で、やはり遊水地事業に伴っての弊害ですから、ある意味。ですから、その辺はやはり国に求めている、その部分の例えば交通費、バスの手配とか買物支援、それこそ、社協さんのお出かけのゆうあいバスを、さらにその費用をもってして便数を増やすとか、その資金源を国に求めるとか、そういった工夫は必要なのかなというふうに思いますから、ぜひご検討いただきたいなと思います。

いずれにしても、町が抱えている、それこそ町長の政策の一丁目一番地にある課題で大変難しい課題だと思うんですが、私もいろんな意見を申し上げながら、これからも一緒に寄り添って、私のライフワークの一つだと思っていますので、頑張ってやっていきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

3つ目の質問になります。

地域包括ケアの推進ということでございます。これは、それこそ私がずっと医師になって以来、取り組んできた地域包括ケアのということは、これは一つの、これも私のライフワークでございまして、そもそも地域包括ケアというのは、国が言い出した言葉、突然、厚労省が地域包括ケアなんて言葉を言い出して、これを各地域で推進していくべきだなんてことを言ったわけでございます。それが全国に知れ渡ることになり、実際に物すごく進歩している場所もあれば、まだまだ、この過疎といいますか、これができていないような地域もあるわけでございます。

そういった中で、我が町の現時点における実態及び今後に向けた課題について、議論をしてみたいと思うところでございます。

質問の順番のとおり、1個ずつやってまいります。

(1) 我が町は地域包括ケアの概念をどのように捉えておられるのか。

まず、ここから始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（須賀康弘） おはようございます。

8番議員の質問にご答弁申し上げます。

地域包括ケアにつきましては、高齢者をはじめ、支援を必要とする方々が、可能な限り住

み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいを一体的に確保していく仕組みであると認識しております。

本町におきましては、単に介護サービスを提供するという視点だけではなく、住民同士のつながりの維持、拡充や、地域の支え合いを再構築していくことが重要な要素であり、地域づくりとして推進していくべきものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、吉田議員。

〔8番 吉田孝司 登壇〕

○8番（吉田孝司） ただいま担当課長からご説明いただいたとおりでございまして、いわゆる地域包括ケアの概念というのは、今おっしゃったようなことで、教科書といたしますか、書いてありますし、また、我が町の特徴として地域の支え合い、そういったものを重視しているようなということも話をいただきました。

さらに、私から付け加えれば、地域包括ケアというのは今おっしゃったとおりでございすけれども、付け加えるとするならば、1つの中学校区に1つの地域包括ケアシステムが成り立つということではとされております。

ですので、我が町は中学校が1つしかございませんから、我が町は我が町で1つの地域包括ケアシステムを構築すべきであると、これはそのように国のほうでも言っていますからお願いしたいなと思いますし。じゃ、1つの中学校区に1つの地域包括ケアシステム、別な表現をしますと、例えば、今、先ほど介護とか予防活動とか、住まい、生活支援、いろいろ話、出ましたけれども、様々な事業、サービスが行ってもらいたいと思ったときに、30分以内、要するに30分圏内で、そういったものが提供される、30分以内でやってもらえる、そういうところが大事でございまして、また、この30分というのをいろんな計算しますと、16キロ圏内というふうな表現もできます。

そもそも、例えば私ども訪問診療、往診なんてやっていると、これは法律の中で規定があって、16キロ圏内しか行つては駄目だというふうな規定があるんですが、まさしく30分というものを計算しますと16キロに相当するんですね。実は、ですから国のほうは昔から同じ考えで、30分圏内、16キロ圏内というのをやっていました。

鏡石から、例えば役場から、ここから16キロ圏という須賀川、そしてまた、実は私、コンパスで測ったらば、郡山のさくら通りまで行ってしまうんです、16キロで。コンパスですうっと測ると、16キロを測ると、さくら通りの以南より南が16キロなんですね。

ですから、結構広い範囲、郡山市も須賀川市もお隣、玉川村も天栄村の八十内まで、鳳坂峠登る手前が八十内ですから、あの部分までが入るということで、実は鏡石町が地域包括ケアを行うと、実は鏡石町ばかりではなくて、ほかの自治体の地域包括のケアのシステムもか

ぶるということになってきますので、その辺、ご理解いただきたいと思います。

今日、先ほどの町長の所信のときに、私、申し述べるのを1つ忘れたんですが、これからやはり広域連携、特にここは鏡石中心だと言いたいですけれども、郡山を中心とする広域連携というものになってくる場所だと思いますから、ですからその広域連携の一つの中に、地域包括ケアというものが入ってくると思いますし、はたまた、この鏡石は鏡石町で地域包括ケアの仕組みをつくっていかねばならないというふうに初めに申し上げておきたいなというふうに思います。

そこで、（２）番になります。

質問の順番どおりに行きますが、（２）番、我が町における地域包括ケアの実態及び課題をどう捉えているのかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（須賀康弘） ８番議員の質問にご答弁申し上げます。

地域包括ケアシステムの構築に関しましては、主に介護保険の地域支援事業を通して、でき得る限りで着手し、取組が進められてきていると考えております。

本町においても、独居高齢者や高齢者のみの世帯の増加、地域の担い手不足など、地域を取り巻く状況が変化していき、行政だけで全てを支えるには限界がある状況であります。地域の皆様にそれらを理解いただきながら、地域全体で支えていく仕組みづくりにより多くの方々に関わっていただけるような施策展開が必要と考えております。

また、介護給付費が増大し続けていることから、これまで以上に介護予防やフレイル予防、閉じ籠り防止といった予防の視点をどう組み込んでいくかが重要であると認識しております。

さらに、障がい福祉において、にも包括という言葉があるように、地域包括ケアは高齢者福祉に限られるものではなく、認知症、ヤングケアラーなど、複合的な課題を抱える世帯への支援にも関わると認識しておりますが、分野横断的な支援体制づくりをどう構築していけるのかが大きな課題の一つであると考えております。

今後も、地域包括支援センターを中心に多職種連携や見守り体制の充実、住民主体の活動支援等を進め、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりの施策検討を続けてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ８番、吉田議員。

〔８番 吉田孝司 登壇〕

○８番（吉田孝司） この地域包括ケアについての実態、課題をご答弁賜りましたが、行政、例えば郡山市なんかは、それこそ課の名称として、地域包括ケア推進課なんていう課を設け

ていたりするわけですね。

ところが、それが町村の役所になりますと、なかなかそういった横断的なものをつくるのは難しく、御課のような福祉こども課、福祉分野、介護、そしてまた健康環境課のような健康部門ということで、要するに、これ、どうしても縦割りになってしまっております。

そこでやはり、これ、一つ、課題の解決ということで、あらかじめ申し上げておきたいと思うんですが、この辺、先ほど申し上げたように、いろんなサービスを一体的に提供したり、あるいは統合して包括的に提供していかなければなりませんから、やはり横断的な人、横断的にやっぱり取りまとめる人、あるいは横断的に活動できる人、そういったものが必要になってくると思います。

そこで、これ、そういったものをやはり、今日この質問の中には入れていませんので、ご答弁いただきませんけれども、そういうふうな人を、ぜひ執行の中につくっていただきたい。これは町長に一つの課題といいますか、お願いとして申し上げておきたいなと思います。

やはり、そういう横断的な人、横断的な部署をつくってしまうと人がたくさん必要になってしまうんで、横断的にやれる仕組み、そういったものをぜひつくっていただきたい、検討いただきたいということで、（２）番は終わりたいと思います。

（３）番の質問になりますが、町内の医療・介護・福祉関係の事業所というのは幾つかあると思いますが、その種類及び数を勘案するに、どのような見解を有しているか、町のお考えをお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（須賀康弘） ８番議員の質問にご答弁申し上げます。

町内の医療機関や介護福祉事業所だけでは完結することができない現状があります。近隣を含めた地域内の資源を活用しまして、他市町村とも手を取り合いながら、つながり保持することで、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくための体制づくりを今後進められると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ８番、吉田議員。

〔８番 吉田孝司 登壇〕

○８番（吉田孝司） まさしく課長答弁のとおりで、この町内だけの事業所だけでは足りません。

どこが足りないんだというのは、またさらに詳しく聞きませんが、全て、じゃ網羅しているかといったらやっぱり網羅できていないし、特にケアマネジャーさんはこの前、根本議員が質問したように、町内に２人しかいないんですよね。ですから、こういう事業所を

例えば増やしたほうがいいという考えにもなるんですが、しかし、これはある意味、民間のことですから、なかなかそれ以上強く言えない部分もあります。

しかし、この地域包括ケアを推進するんだと、本気になってこういうものをやるんだと、これが鏡石町の理想なんだというものを掲げてやっていくことで、そこにやはり民間の方々も協力してやっていただける部分もありますから、まず、これは何回も先ほど申し上げたように、横断的な人の存在もそうですが、先頭にやっぱり町長、立っていただいて、旗を振っていただきたいと。健康長寿のためには、まさしくこれが必要でございます。

そしてまた、地域内だけでは足りないということは、やはり先ほど申し上げたように、隣接する市町村等にも協力いただく、そこにある事業者にも協力を求めていくということが大事ではございます。

そういった中で、（４）番、町内のその限られた、私から言わせれば限られた貴重な医療・介護・福祉の事業所に対する町なりの支援というものを充実させるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（須賀康弘） ８番議員の質問にご答弁申し上げます。

医療・介護・福祉サービスは、地域生活を支える重要な基盤でありまして、事業継続は大変重要な課題であると認識しております。

一方で、医療・介護報酬や制度設計につきましては、国の制度に基づく部分も大きいため、まずは、国・県の動向を注視しながら、現場の実情把握に努めてまいりたいと考えております。

その上で、本町としてどのような支援が有効であるのか、他自治体の事例等も参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 吉田議員に申し上げます。

ここで10分間の休憩をしたいと思いますので、一時休議いたします。

休議 午前１１時０１分

開議 午前１１時１０分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

８番、吉田議員。

〔８番 吉田孝司 登壇〕

○８番（吉田孝司） （５）番の質問からになるわけですが、今度は町内のそういった医療・

介護・福祉の事業所で働く個々の従事者、そういう従事者に対する支援を行うべきではないかということで、（４）番は事業所、（５）番は各個々の従事者ということで、また改めてお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（須賀康弘） ８番議員の質問にご答弁申し上げます。

医療・介護・福祉サービスを支えておられる従事者の皆様につきましては、日々、利用者に寄り添いながら地域福祉を支えていただいております、本町の地域包括ケアを支える重要な存在である一方、現場におきましては人材不足に加え、身体的・精神的不安、処遇面への不安など、様々な問題があるものと認識をしております。

従事者個人への支援につきましては、基本的には国の医療・介護報酬制度や、処遇改善加算等を通じて対応される部分が大きいものと考えておりますが、本町といたしましても、働きやすい環境づくりや人材確保・定着につながる取組は重要であると捉えており、研修機会の確保や相談しやすい連携体制づくり、関係機関との情報共有、地域における福祉人材への理解促進など、現場を支える環境整備について取り組んでまいりたいと考えております。

現在、町内の介護事業所を対象に情報交換会を年に２回開催しまして、各事業所には困り事の相談や新人職員の紹介等で活用いただいております。従事者の方に参加いただくことにより、ほかの事業所の職員と情報交換、また、交流することで、悩み、孤立感の解消、学びの機会につながると考えられております。個人への支援の一つであると捉えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ８番、吉田議員。

〔８番 吉田孝司 登壇〕

○８番（吉田孝司） 今、課長答弁でいただきましたけれども、その町内の事業所同士の交換会、年２回開催されているということ、すばらしいと思いますし、それで、そういったものを踏まえて（６）番ですが、その情報交換会、年２回ですけれども、私が思うのには、ちょっとこれでは足りないのではないかと。もっとたくさん、ちょっと増やしていただきたいなと思いますし、そして、要するに、顔の見える関係づくり、ネットワークづくりをしなければ、この地域包括ケアというのは最終的に出来上がらないと私は自分の考えでもおります。

要するに、顔の見える関係づくり、そのためには年２回だけの情報交換会では少ないだろうという見解ですので、（６）番の質問でございますが、研さんや交流の場を拡充するべきではないかというふうなことでございますので、ご答弁賜りたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（須賀康弘） 8 番議員の質問にご答弁申し上げます。

先ほどの質問に対する回答と重複いたしますが、現在、町内の介護サービス事業所を対象に、情報交換会を開催しております。これは、地域包括システムにおいて、地域全体でケアを支えるという観点から、事業所やその従事者の横のつながりが重要だという考えから取り組んでいるものでございます。

今後も事業者や、その事業者の皆様にとって有益なものとするよう、関係機関の皆様からの意見もいただきながら、内容の充実に努めてまいりたいと考えております。

現在、年に2回の開催ですが、なるべく多く開催できるよう努力してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8 番、吉田議員。

〔8 番 吉田孝司 登壇〕

○8 番（吉田孝司） 一例を申しますと、地域包括ケアの先進地というのは、日本に2つあるというふうに言われています。1つは、私が9か月ほどいた、岩手県の一関の藤沢町というところ、ここは町を挙げて地域包括ケアに取り組んでいます。そしてまた、西は広島県の御調というところがございまして、ここも地域包括ケアのメッカというふうに言われています。東西それぞれ1つございます。

例えば、藤沢は私、9か月ほどいましたけれども、そこではこういった研さん、交流の場を必ず毎月1回開催しています。

そこに来る面々を見ていますと、私は9か月しかいませんでしたから9回の参加でしたが、毎回違う人たちが来ます。というのは、事業所の中においても、この人が来たり、あの人が来たりということで、要するに毎回ずっと続けて参加できる人というのは少ないので、あるいは事業所も来る、来ないあったりするので、要するに、回数、間口を広げてあげないと来たくても来られないんですよね。年2回だけだと、来られないというほうがはつきり多いと思います。

ですから、間口を広げてあげて、ある程度のフレームワーク、枠をつくってあげて、そこに来ていただけると、そういう仕組みがある程度できたら、これは行政の仕事だと思うんですが、あとは、それこそ民間、誰かやる人にバトンタッチすればいいと私は思っているんですけども、そういうのも一つの参考にしながらやっていただきたいと思います。時間ないんで、ちょっと早口になりましたが、お願いいたします。

（7）番、町内の医療・介護・福祉事業所で働く従事者が増えるような施策はあるかどうかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（須賀康弘） 8 番議員の質問にご答弁申し上げます。

介護分野の人材確保、定着の支援といたしましては、介護資格取得費用助成事業を行っております。

これは、介護職員初任者研修等の受講に係る費用の一部を助成するものでございます。

また、当課が主催する町内介護事業所情報交換会において、介護・福祉分野の人材確保に向けては、漠然とした、介護は大変というマイナスイメージを払拭し、イメージアップを図るため、仕事の魅力を発信する機会が必要との意見もありましたので、関係機関と情報を共有しながら、県や県内市町村の取組を参考に検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8 番、吉田議員。

〔8 番 吉田孝司 登壇〕

○8 番（吉田孝司） 担当課として一生懸命取り組まれている姿勢、私は分かっておりますし、そしてまた、町当局のほうで難しければ、町には福祉協議会ございますし、また、岩瀬福祉会等のところもございます。

あと、また、民間の事業所、そういったところもあって、そういったところにも協力いただきながら、ぜひ、町内の地域包括ケア、さらに推進をしていただきたいなとお願いをするところでございます。

4 番の質問に移らせていただきます。

4 番は、町長が一生懸命取り組まれています町のセントラルパーク。セントラルパークと言ったのは、私の議員の先輩の今泉文克さんがよくセントラルパークというふうに表現をするんですけども、鳥見山公園、鏡石町のセントラルパークですよね。ここを一生懸命整備されるということは、私は物すごい大賛成でございます。

そういう中で、鳥見山公園の中には池があるんですが、昔、私、小さい頃にうちの父親に連れられて、ご飯粒を何か針にくっつけて魚釣りをした覚えがあったりして、そのときのことを思い出しながら今回の質問をつくったんですが、ちょっとそれについて1 点質問をしていきたいなというふうに思います。

（1）番、鳥見山公園の中にあります池において、外来種の存在は確認されているかどうか。

外来種となりますと、魚とか植物とか小動物とかいろいろあると思うんですが、その辺、ご用意いただいた答弁、お願いいたしたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 8 番議員のご質問へご答弁申し上げます。

鳥見山公園内の池におきまして、現在、目視で確認できている外来種、魚、水生生物でございますが、アメリカザリガニや鯉となっております。

以前はミシシippアカミミガメやブラックバスが確認できたこともありますが、現在は確認されておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8 番、吉田議員。

〔8 番 吉田孝司 登壇〕

○8 番（吉田孝司） 了解いたしました。

そのような外来種いるということで、鯉は日本固有かと思ったら、実際、鯉も外来種なんですよね。これは私も実は知っていました。

でも、鯉が身近な存在になっちゃったんで、外来種と言にくいという状況もあると思うんですが、そういう中であって、（2）番になりますが、そういう外来種に対する駆除作戦を行ってはどうかというふうに考えてはおるんですが、その辺、町の考えをお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 8 番議員のご質問へご答弁申し上げます。

公園の池における外来種対策についてでございますが、水辺の生態系及び生物多様性を維持・保護していくことは、豊かな自然環境を次世代へ引き継ぐためにも、大変重要な課題であると認識しております。先ほどの答弁のとおり、確認されている外来種もいるため、在来種への影響が懸念されているところです。

一方で、これらの外来種の本格的な駆除に当たりましては、池の水を大規模に抜くなど、多大な費用や人員の確保が必要となるほか、水生生物の処分を伴うことから、公園を利用されている皆様、特に子どもたちの心理的な影響やご理解など、慎重に配慮すべき課題も多く存在しております。

そのため、直ちに駆除作戦を実施することは困難でございますが、今後はまず、現在の池の成育状況の把握を努めるとともに、ほか自治体での先進事例などを参考にしながら、取組方法について調査研究に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8 番、吉田議員。

〔8 番 吉田孝司 登壇〕

○8 番（吉田孝司） 水を抜いて駆除すると、よくテレビでもやったりしていますけれども、

大変ですよ。

私、思うのは、私も町の釣りのサークルの代表やっていますからあれなんです、例えば、この外来種を釣らせたりとか、そういうのは可能なかどうか。そういう形で、逆に私ども、そういう協力したいと思うんですけれども、その辺いかがかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 8番議員の再質問へご答弁させていただきます。

公園内の釣りにつきましては、基本的には公園内のものについては、外に持ち出すことができないとなっていますので、そちらについては、現在のところ控えさせていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、吉田議員。

〔8番 吉田孝司 登壇〕

○8番（吉田孝司） 分かりました。

そこで、（3）番ですが、私はむしろ、この池をきれいに整備・充実させて、釣り公園にしてはどうかというふうなことで質問をしたいと思います。

県会議員の渡辺康平さんなんかは、須賀川の藤沼湖を釣り公園化したいなんていうことではっきり言っているんですけれども、私は鏡石町の鳥見山の池を釣り公園化してはどうかと思うんですが、その辺のご答弁賜ります。

○議長（角田真美） 執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 8番議員のご質問へご答弁申し上げます。

本町の財政状況や公園全体の適正管理を鑑みますと、現段階で直ちに釣り公園として整備することは困難であると考えておりますが、今後とも安全で親しみやすい公園環境の維持に努めるとともに、現在、鳥見山公園の民間活力導入を検討している中で、民間事業者に公園でどのようなことができるかの聞き取りをしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、吉田議員。

〔8番 吉田孝司 登壇〕

○8番（吉田孝司） 全般にわたりまして真摯な答弁ありがとうございました。

私の一般質問はこれで終了いたします。

○議長（角田真美） 8番、吉田孝司議員の一般質問はこれまでといたします。

◇ 熊 倉 正 麿

○議長（角田真美） 次に、3番、熊倉正麿議員の一般質問の発言を許します。

3番、熊倉正麿議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） 3番議員、熊倉正麿です。

質問の前に一つ。先ほど、吉田議員の質問の中で、鏡石町成田地区遊水地整備事業についての質問があり、執行が現在の進捗状況の説明をしておりました。その現在の工事の中で、鏡石の成田地区、そこで遺跡というのが出てきていると。何か所か遺跡が出てきております。

昨日なんですけれども、文化財保護審議会でその遺跡を今、発掘調査しておりまして、その現地調査といいますか、見学と説明を受けに昨日、行ってまいりました。

私、鏡石町にそういう遺跡が出て、そういう状況になっているというのをまじまじと見るのは昨日が初めてだったんですけれども、聞けば、奈良時代さらには平安時代、その時代のあたりの遺跡であるというお話でした。その住居が出ておりまして、ここがかまどのあった場所であるとか、柱が立っていた場所であるとか、そのような説明を受けてきました。

こういうのが今、鏡石町にあって、なかなかこういう機会というのではないかなというふうに思っております。

昨年、説明会、見学会というのがあったというお話ですけれども、今年もそうやって発掘調査しているその遺跡、こういうのをぜひ子どもたちにも見せてあげたいなというふうに私は感じました。自分の住んでいる町で、そういう奈良時代や平安時代、実際にあったものに触れるという機会というのはなかなかないと思いますので、そこに子どもたちを触れさせる、これは生きた教育になるのではないかなというふうに感じて、非常に私は子どもたちのために、もし機会があれば、そういう見学やら学習をしていただければなというふうに思いました。

その中で、その柱が立っていた場所というところに、下に木材が残っていたんです。昨日、見学した場所には。これは、実際、昨日見せてもらったのは、平安時代の建物の柱に使った部分の木材が実際に残っているという説明を受けまして、私、久しぶりにちょっと感動しました。この場所で、ここで生活していた人たちの、平安時代のものが今あると。今、この令和の時代に生きていて、平安時代のものに触れることができる、これは非常にロマンを感じるというか、こういう体験、本当に子どもたちにしてほしいなというふうに思いました。

なかなか遊水地の問題等で、広範囲にその土地を掘削するということはないと思います。なので、今後こういう今ある状況というのが出来上がるかという、それは分かりません。

さらに、昨日の説明の中では、この状況というのは、調査が終わったら、もちろん、そこからまたさらに掘削していくので、今あるこの現状というのはもう1週間ぐらいしか保つこ

とはできませんというふうに言われました。なので、ちょうどいいタイミングで私たちは見に行くことができたんですけれども、そうすると、さらに貴重な瞬間だったんだなというふうに感じました。

ただ、事前にそういう調査があるというのが分かるので、遺跡が出てきた、それが分かったときには子どもたちに触れさせる、そういうところももし町で考えていただければ非常にありがたいなというふうに私は感じました。

昨日、そういう出来事があって、久しぶりに感動してしまったので、ちょっと先にここで一言申し上げました。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、1、防災や緊急時の周知についてであります。

最近また、熊の出没・目撃情報の報道が盛んになっています。ここ数日は、テレビや新聞で毎日目にするところであります。

今週の火曜日には、宇都宮市の住宅街に出没した熊が民家の敷地内で麻酔銃に撃たれ、捕獲されました。また、その前には、福島市の工場に出没した熊が人を追いかけて、襲っていて、その様子を報道番組で見たときには、衝撃を受けました。どちらとも住宅地、また、明るい時間に出没していることに驚いて、恐怖を感じたところでもあります。人の生活圏内に出没に、日々、危険度が上がっていると感じています。

今、この2例だけを取り上げましたが、全国的に出没頻度が上がっており、特に、今は繁殖期ということもあり、活動が活発な時期だということも出没の要因の一つのようです。県のホームページから見られるクマ目撃マップによると、県内だけでも、4月以降、200件ほどの目撃情報があります。

昨日の町長説明の中でも触れていましたが、かく言う鏡石町でも、4月21日に五斗蒔、岡ノ内で出没しております。その後、他の目撃情報などから、町外へ移動したと思われますが、今後、またどうなるかは分かりません。

町民の安全を守り、安心して生活してもらうためにも、正しい情報を素早く周知することが大切だと思うのです。

そこで、(1)の質問です。

鏡石に熊が出没したとき、町はどのように町民に周知したのかお教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（根本大志） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町内において、4月21日に五斗蒔、岡ノ内地内で熊の出没を確認されました。

町民への周知方法といたしまして、防災行政無線、町公式LINE、町ホームページ、フ

フェイスブック、X、注意看板を設置し、町民等へ注意喚起をいたしました。

また、町内の保育所、幼稚園、小中学校、岩瀬農業高校へは電話連絡で情報提供をし、小中学校につきましては、学校連絡網のメールを配信し、保護者への情報提供をいたしました。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） 今、答弁いただきまして、LINE、フェイスブック、X、ホームページ、また看板など、さらには学校への電話を周知、そして学校の連絡網等々での周知ということで、多くのものを使って周知していたということで、それは非常にすばらしいなというふうに思いました。

一つ、関連して言えるところで質問したいんですけれども、それらの周知は、町に情報が入ってから、どのぐらいの時間を経て周知されたのか。それと、おのおのの周知に時差というのがあったのか、そのあたり、もし時差があったのであれば、その理由なども教えていただければと思います。

○議長（角田真美） 執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（根本大志） 3番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

まず、4月21日6時10分に須賀川警察署のほうに通報がございました。その後、須賀川警察署のほうで周辺の状況を確認をいたしまして、その後、8時から、町の産業課、総務課のほうで現地のパトロールを実施しまして、現地を確認させていただきました。

その後に、一番最初に防災無線のほう、8時15分に防災無線を入れさせていただきました、その後、次に、11時55分に防災無線を流させていただきました。その間には、公式LINEや町のホームページ等に掲載させていただきました、それぞれ住民への注意喚起をしたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） というと、須賀川警察署に6時10分に通報が入り、町の防災無線での最初の通知が8時15分頃ということで、おおむね2時間ぐらいということであります。

パトロール等をして確認してからということなので、これが早かったのか、少し遅かったのかというのは、私にはちょっと分かりませんが、今、確認事項があるということで、このあたりは迅速に対応していただいたのかなというふうに思っております。

ちなみに、須賀川市だと、防災無線と、あとLINE、あとt e t t eの中に、民間でや

っているラジオ局というんですか、FMウルトララジオというのがあって、そこに割り込みで情報発信ができるというふうに聞いております。

天栄村に関しては、防災無線のみでの周知だったというふうにも聞いております。

そう考えると、鏡石は、多くの方法で周知をしていただいたということで、非常によいなというふうに感じました。

ただ一つ、気になる点がありまして、LINEですとかXですとか、フェイスブック等々での周知もしたということではありますが、LINEとXのみ、私、ちょっと調べたんですけども、私が調べた時点では、鏡石町のLINEの登録者数は1,848人、Xが1,221人でした。それを成人に絞ってみると、町内の成人の人口、これは6月10日現在で1万366人ということであります。登録数の多いLINEで見ても、おおよそ全体の20%未満というふうになっております。

LINEやXについては、町外に出ているときでも、町内の有事の際などの情報を正しく得る手段として、非常によいと思われるだけに、どうしたら登録者数やフォロワーが増えるのか、知恵を絞り、増加に向け、改めて取り組んでほしいと思っておりますが、そのあたりどのように考えておるか、お答えいただければと思います。

○議長（角田真美） 熊倉議員に申し上げます。

ただいまのは関連質問になると思いますので、これは議長のほうで許可いたしませんので、次に移ってください。

3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） では、これに関しては、個人的に後で教えていただければなというふうに思います。

ただ、高齢者の中には、このようなツールを活用していない方も少なくないと思われます。そうしたとき、町内にいる人たちに緊急連絡手段として有効なのは、やはり防災無線だと思うわけです。

そこで、ここからは防災無線について聞いていきます。

（2）になります。防災無線は、町内にどのような基準で設置されているのかお教えください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（根本大志） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

防災行政無線の設置基準につきましては、法的な統一した基準は定められておりませんが、災害対策基本法第56条では、市町村長は、災害に関する予報及び警報等を住民等に伝達しな

ければならないと定められております。

町の防災行政無線の整備につきましては、鏡石町地域防災計画に基づき、伝達漏れを防ぐため、屋外スピーカーの設置や希望者に対して戸別受信機を貸与しているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） 分かりました。

それでは、次に、（3）番に入ります。

（3）防災無線、そのメリット、デメリットというのがあるのかちょっと分かりませんが、そのあたりお教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（根本大志） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

防災行政無線は、自治体から町民へ情報を一斉伝達するためのシステムとなります。

メリットにつきましては、電話やインターネットなどの通信インフラに依存せず、屋外スピーカーや戸別受信機など、独自のシステムで町民へ瞬時に情報を伝達できることであります。

デメリットといたしましては、強風や大雨等の影響により、聞き取りにくくなる場合があります。また、勤務体系により、日中就寝している方にはうるさく感じられることがあるかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） 今、答弁いただいたのは、私も感ずるところでございます。

（1）の質問の際にも触れましたけれども、町内の緊急連絡手段として、防災無線は有効です。

ただ、いつも安定した聞こえ方でないのが難点だと感じています。天候次第では聞き取ることができないことがよくあります。

L I N EやXで確認できる方はよいのですが、できない方がいることもお分かりだと思います。

そんなとき、室内で防災無線を聞くことができる環境が整っていれば、正しく情報を得ることができるはずです。町内で、室内で防災無線を聞くことができる家があることは知っておりますけれども、ただ、全戸ではないということも分かっております。

そこで、（４）の質問であります。

先ほど、希望者には室内でもというふうなお話ありましたが、その室内で防災無線を聞ける機械というか、それはどのようにしたら設置できるのか、お教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（根本大志） ３番議員のご質問にご答弁申し上げます。

室内で聞くことができる戸別受信機については、希望する方は、総務課で申請をしていた
だき、無償で対応しております。

また、不具合が生じた場合につきましては、修理・交換も対応しております。

しかし、最近では、防災行政無線は受信範囲に限られることや聞き逃しがあることから、
戸別受信機を希望されない方も多く、その代わり、いつでも内容を確認できる町公式ＬＩＮ
Ｅの登録者数が増えている状況であります。

町の情報を受信する選択肢の一つとしまして、町公式ＬＩＮＥの登録も案内していきたい
というふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ３番、熊倉議員。

〔３番 熊倉正麿 登壇〕

○３番（熊倉正麿） 希望者には無償で設置ができるということでありました。これ、町民の
方はどのぐらい知っているんでしょうね。

ちなみに、私ごとでちょっと恥ずかしいんですけども、私は希望すればそういうのがで
きるというのをちょっと知らなかったものですから、ほかの町民の方で、中で聞けるような
環境になっているよという方がいて、それは非常にいいなというふうに思ったんですけど
も、今、どこかでそういうのを無料で室内で聞けるようにできますよというのは、ホームペ
ージなんかで見ると分かるんでしょうか。

そちら、お答えいただければと思います。

○議長（角田真美） 執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（根本大志） ３番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

現在、戸別受信機につきましては、3,070台のほうを貸与しているところでございます。

町世帯数につきましては、令和８年６月１日現在で4,664世帯ですので、受信機の利用率
につきましては、65.8%となっております。

しかしながら、先ほど議員さんがおっしゃっていたとおり、受信の範囲が限られていると
いうこともございますので、現在はどちらかといいますと、町公式ＬＩＮＥの登録のほうを

周知しているところでございます。こちらにつきましては、新年度4、5、6月の広報紙でも周知を図っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） LINEのほうを推進しているということですが、先ほど言いましたけれども、高齢者の方には、中にはそういうツールというのをうまく活用できない方もいると思いますので、そのところも踏まえつつ、室内での受信機、聞けば多くの家でそれが整っているということでありますので、情報漏れというのは少ないのかなというふうに感じたので、その点ではよかったかなというふうに思いました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

2番、池ノ原町営墓地についてであります。

（1）駐車スペースと墓地までの距離が近いというふうに、私、感じております。

それについて、通じてはその危険性というのを感じていないのかというのをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大河原正義） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

池ノ原町営墓地につきましては、約2,000平方メートルの敷地内に185区画の墓所と普通自動車17台が止められる駐車場がありますが、敷地を有効的に利用し、町営墓地の利用者が利用しやすいように、墓所の区画と駐車場が隣接しております。

墓所と駐車場の距離には約1.5メートルとなっておりますが、墓所と駐車場との間には、段差となる境界ブロックを設置し、境界線を明確にするとともに、人や車の動線の整理や利用者の安全性の確保を図っております。

なお、全国的には、駐車場内でのブレーキの踏み間違いなどによる事故も発生している状況もありますので、さらなる利用者の安全性の確保について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） 今の答弁いただきまして、危険性はそれほど感じていないというふうな答弁であったというふうに私は認識しました。分かりました。

それでは、（2）駐車スペースに車のタイヤ止めがない。これも危険なんじゃないかなと

いうふうに思っておりますけれども、ちなみに牛池墓地、そちらにはありますよね。なんです、池ノ原墓地にはありません。そのタイヤ止めの必要性は感じていないのか教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大河原正義） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほど答弁しておりますが、墓所と駐車場の間には、段差等である境界ブロックを設置し、安全性の確保を図っているところですが、タイヤ止めを設置することで車の適切な駐車を促し、さらに利用者等への接触事故も未然に防げることにもなりますので、利用者の利便性の向上や安全性の確保を図る対策として、タイヤ止めの設置について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ここで午後1時まで休会いたします。午後1時再開いたします。

休議 午前11時50分

開議 午後 1時00分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

会議の前にお知らせがございます。

農業委員会会長は遅参するとの連絡がありましたので、ご報告申し上げます。

3番、熊倉正麿議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） 今、2番、池ノ原町営墓地についての（2）の質問だったかと思います。

昼の休憩を挟んだので、もう一度ちょっと確認をさせていただきたいんですけれども、この（2）の質問に対して、執行の答弁といたしましては、段差があるということで、その段差があるので、車止めは今のところ必要ないのではないかと、タイヤ止めですね。そして、もし要望があれば検討したいという答弁だったかと思われませんが、間違いありませんか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大河原正義） 3番議員の再質問にご答弁申し上げます。

答弁の内容としましては、今後の検討といたしまして、このタイヤ止めにつきましては、利用者の利便性の向上、またその安定性の確保を図る対策として、この設置について検討していきたいというふうな内容でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） 検討していただくということですが、先ほど昼前の答弁では、段差があるからというところがあったかと、私はこう思っております。

実際、じゃ、その段差がどのぐらいあるのかということで、私、何度も別の仕事での辺りにはよく行っております。その中で見たときに、この段差の高さでは、ちょっと心もとなないというふうにいつも感じておまして、このような質問させていただいておるんですけれども、先ほどの答弁で段差があるという旨のお答えをいただきまして、改めて先ほど、じゃ、その段差どのぐらいの高さかというのを確認してきたんですけれども、私物の定規で測ったので、どれだけ正確かは分かりませんが、ばらつきがあるにせよ、4.5センチで、低いところだと2.5センチぐらいしかないです。そうすると、設計の段階ではもしかしたら5センチぐらいを考えて設計してあるのかなというふうに感じましたけれども、現状低いところで2.5センチ、これは容易に乗り越えられる高さでありまして、危険性は非常にあるというふうに私は感じております。

ですので、ぜひともそのタイヤ止めつけてほしいなというふうに思っております。もちろん注意して車を駐車する方が多いと思われそうですが、ただお墓参りに行く方の中には、やはりある程度高齢の方がおまして、高齢の方の車の運転でブレーキ、アクセルの踏み間違えというのはよく聞く話であります。そういうことがあった場合、未然に防げるにはそのようなタイヤ止め、あるのとないのとで考えたときには、あったほうが有効的だというふうに感じておりますので、ぜひとも検討というよりかは、もうすぐにでも設置してほしいのと、利用者が始まる前には設置していただきたいというふうに思っておりますので、ここで私からも要望といいますか、お願いしておきたいと思っております。

それでは次に、（3）に移ります。

墓地の水場についてであります。

①牛池墓地には水場があります。ただ、池ノ原墓地には水場は作られておりません。その理由をお聞かせください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大河原正義） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町営墓地の整備に当たりまして、利用者の皆様が快適に利用できるよう水道設備の設置につきましても検討を重ねておりました。ただ、墓地周辺の道路には水道管がなく、最寄りの水道管から新たに水道管を引く場合には概算の工事費で約4,000万円という多額の費用が必要でありまして、限られた財源の中で費用対効果や、あと使用料への影響等を検討し

た結果、水道施設の設置を見送ることとしたものであります。

なお、利用者の皆様のご不便を少しでも軽減するため、代替措置としまして隣接している牛池墓地組合の井戸水をお借りすることとし、必要な水の確保について努めているところで

す。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） その利用者の利便性、ただそこに係る費用等々を考えたときには、牛池墓地が隣接しているので、そちらを使ってほしいという、そのような答弁だったかと思われ

ます。

そう言われますと、なかなか簡単には作れないという話ですので、難しいのかなというふう

に今の答弁をいただくと感じました。

②の水場を作ることは可能かという話ですが、今の答弁をいただいて、おおむね答えは分

かっておりますけれども、改めてお聞かせください。

○議長（角田真美） 執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大河原正義） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほど答弁した内容でございますが、町営墓地に水道設備を設置するには多額の費用が必要になりますので、現状においては、水道施設の設置については難しいものと考えております。

なお、将来的に周辺地域の開発などが進みまして、町営墓地の周辺に新たな水道管が敷設された場合には、水道施設の設置について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） では、そのような状況下になった場合には、ぜひ検討していただいて、水場を作っていただければなというふうに思います。

それでは次に、（４）日陰の確保や雨宿り、少しの休憩などのためにあずまやのようなもの、これがあると非常に便利かなというふうに思っているんですけども、その必要性は感じなかったのか教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大河原正義） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

このたび整備いたしました町営墓地につきましては、広大な墓地公園とは異なりまして、限られた敷地の中で墓地を望まれる町民の皆様に適切に墓地を供給できるように、規制区域の墓所としまして墓所区画を効率的に配置するとともに、車で来られる方のための駐車場を最優先で確保していることから、あずまやのような休憩施設を設置することが困難になっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、休憩施設の必要性につきましては、町営墓地の利用状況や利用者の要望等を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） その限られた敷地内でどれだけの墓地を確保できるか、あと駐車場のスペースの確保と、そういうところを考えたときに、あずまやのようなものは造るのは難しかったということでありました。ただ、その要望等があった場合は考えるというふうに今おっしゃっていましたが、それだと、そこからまた余計な経費がかかるんじゃないかなというふうに思っています、それだったら、そのあたりを見越して造っておいてよかったのではないかなというふうにも私は感じております。

どちらにしても、池ノ原町営墓地に関しましては、町民の要望に応えるために、さらにはリサーチをして町民のために造った墓地であるというふうに思っております。そうであれば、町民の皆さんには喜んで使ってもらいたいなというふうに思うところであります。もし、その町営墓地の利用について多少なりとも不満の声なんかが上がってしまったら、それこそ町民のためにやったのにもったいないのではないかなというふうに思われ、報われないんじゃないかなというふうに思っております。

お墓参りをする方の中には、少なからず高齢の方もいるというふうに思ったとき、また昨今の夏の暑さなどを考えたとき、少しでも快適に利用できるように、もう少し工夫ができたのではないかなと思い、今回は質問をいたしました。

こういうところにももう少し心配りされたサービスがあると、町民はもっとこの町をよい町だと感じ、信頼と愛着が増えていくのではないかなというふうに私なんかは思うのです。そのようなものの一つ一つの積み重ね、これが町民のシビックプライドを育むことにつながっていくのかなというふうに考えておりますので、繰り返すようですが、せっかく町民のために何かをする、また何かをつくるなら、町民が喜んで利用する姿を想像して、そのための一工夫を付け加え提供することを考えて、事業に取り組んでほしいと私は思っております。

それでは、次の質問に移ります。

3、鏡石町内の自転車の乗り方についてであります。

(1) 自転車等に対する交通反則通告制度が適用になったことに伴い、町は町民にどのような周知をしたのかお教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（根本大志） 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

交通反則通告制度、いわゆる青切符につきましては、本年4月1日から道路交通法の一部改正により、自転車の交通違反に対し取締りが開始され、16歳以上の自転車利用者を対象に拡大されたものであります。

新たな制度の町民の方への周知につきましては、3月に防災行政無線、町公式LINE、フェイスブック、Xによる周知に加え、4月に鏡石駐在所で作成いただきました回覧文書により周知しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） いろいろなツールを使って周知していただいたということでございますが、先ほど来言っておりますけれども、SNS等のツールというのは使っている方と使っていない方というのがおりまして、またあと回覧等での周知もされたということでもありますけれども、その詳しい内容というんですか、ちなみに私はその回覧板で回ってきた郡山交通対策協議会でしょうか、そちらで作った冊子、それが回ってきましたので、それでその詳しい内容というのは分かったんですけれども、改めて町からもいろいろ通知してほしかったなと思ったんですけれども、SNS等で周知していたということで、それに関しては分かりました。

次に、(2)に移ります。

交通反則通告制度適用に伴って、町内の道路の自転車の正しい乗り方、これを改めて知りたいというふうに思っております。

それは、多くの方は自転車の基本的な乗り方や注意する点などというのは小学校なんかで行う警察による交通安全指導等で学んでいるので、おおむねは分かっていると思います。ただ、実際町内を自転車で走るとき、様々な道路の状況や難しい交通状況に出くわすことがあると思うんです。そのときに、町内のこの道の場合は、またこういう状況では、こういう乗り方をするのが正しいですよというのを教えてほしいんです。一般的にではなくて、町内の道路を想定した場合ですね。知らずに間違った乗り方をして、今後青切符を切られることになると、何か非常に残念な思いをしてしまうので、町内での乗り方、これについて改めて知

りたいと思っているんですが、教えていただけますでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（根本大志） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

自転車につきましては、道路交通法上、軽車両に位置づけられており、自動車と同様に車両の一種となっております。自転車の正しい乗り方につきましては、国の中央交通安全対策会議にある交通対策本部が定めた自転車安全利用五則というルールがございます。

内容につきましては、1つ目は、車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先。

2つ目は、交差点では信号と一時停止を守って、安全確認。

3つ目は、夜間はライトを点灯。

4つ目は、飲酒運転は禁止。

5つ目は、ヘルメットを着用であります。

自転車を運転する一人一人が、これらを実践いただくことが重要と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） まさにそのようなことは、おおむね皆さん知っているのではないかなというふうに思うところです。

そうではなくて、例えば私の家の前の旧道、その車道を自転車は走りなさいといった場合、車道と歩道の間の道というのが非常に狭いです。なので、自転車で走るのであれば、完全に車道というんですか、車が走っているところと同じところを走るようになることが想定されます。そうなった場合でも、そこを走らなければいけないというのが正しいルールなのであれば、それに従うしかないのかもしれませんが、それは自転車に乗っている方、また自動車に乗っている方、両方にその危険性が伴われるのかなと思っております。

ただ、歩道は原則歩行者であるということで歩道は走れないのかもしれませんが、そういうところの走り方というんですか、そういうのを町の道路で見た場合、どういう乗り方がいいのか、もしくはやむを得なくこういう乗り方をする必要があるとか、しても構わないとかそのようなところですか、そういうところがあれば、そういうところも教えていただきたいなというふうに思っただけなんですけれども、町内の道路、これで教えていただくことというのはできるのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（根本大志） 3番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

今ほど町の道路ではということでしたが、町の道路につきましてもいろいろな状況の道路がございますので、一概にはこういうふうに、この道路はこうというふうにはなかなか申し上げられないのですが、先ほど申したとおり、国のほうで定めてありますいわゆる自転車安全利用五則というものが基本になりますので、その辺はご理解をいただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） 分かりました。

そこで、（3）になるんですけども、今の一概には言えない、その状況状況、場所場所によってあるというお話でしたので、（3）の町内を自転車で走るときに気をつけたい場所やどう走るのが正しいのか分かりづらい箇所の正しい乗り方などを示した冊子等というのは町で作ってもらえたりするのかどうか教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（根本大志） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町内の危険箇所や正しい自転車の乗り方を町民の皆様に分かりやすく周知することは、交通安全の観点から大変重要なことであるとは認識しております。町といたしましても、これまで交通安全教室の開催を通じて基本的なルールの周知に努めてまいりました。

ご提案いただきました冊子の作成についてでございますが、冊子による周知は手元に残るというメリットがある反面、交通ルールや環境の変化等に応じた迅速な情報更新が難しいことなどが課題として挙げられます。

そのため、現時点におきましては、新たな冊子の作成は考えておりませんが、引き続き交通安全教室などで危険箇所の周知や正しい乗り方について、関係機関と連携を図りながら分かりやすい安全啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） 様々に変化をすることを考えると、冊子等を作るのはなかなか難しいというふうな答弁でありました。

であれば、動画なんかでつくってみてもらったらどうかなというふうに思っております。その危険箇所といいますか、そういう難しい場所を誰かに自転車に乗ってもらって、ここはこういうところが危険なので注意しましょうですとか、ここでこういう乗り方を推奨します

ですとか、そういうのをしてもらえるといいのかなと。動画でつくってもらって、それであれば、例えば道の状況が変化したとしても、それに伴って動画を改めて編集し直したりというのもできるのではないかなというふうに思っております。

やっぱり町内で中学生等の自転車の乗り方で、危険な乗り方をしている子どもたちが目につくというお話も私の耳にも入ってくる場合があります。そういう子どもたちのためにも、交通安全、自転車の乗り方、先ほどは啓発していくというふうに言っていただきましたけれども、今回青切符を切られるからということばかりではないんですけれども、こういうのをきっかけに、改めて鏡石町内での自転車の乗り方について見直してもらえるように、町からもぜひ啓発をしていただきたいなというふうに思っております。

以上、私の質問はこれまでといたします。ありがとうございました。

○議長（角田真美） 3番、熊倉正磨議員の一般質問はこれまでとします。

◇ 町 島 洋 一

○議長（角田真美） 次に、1番、町島洋一議員の一般質問の発言を許します。

1番、町島洋一議員。

〔1番 町島洋一 登壇〕

○1番（町島洋一） 1番、町島洋一、これから質問に入らせていただきます。

通告に入る前に、ちょっと最近読んだ本の中に興味深い内容がありまして、それをちょっと述べたいと思います。

それは心理学に詳しい人の書いた本なんですけれども、それは勘違いについてです。本来の言葉の意味としては思い違いをすることではありますが、この場ではふだんの生活の中のそれとは違い、人物における勘違いについて述べたいと思います。

えてして、社会的立場や地位によって自分は偉いと思ってしまいがちとか、その特徴としてはプライドの高い人とか書いてありました。私は他人より優れているべきだと思い、そして自己肯定感が強いと思われがちではありますが、実は自己肯定感が低い人だと思われると、その著者は書いてあります。自分の価値が下がることを過剰に恐れてしまい、そのため自分の欠点をまた隠そうとする。知ったかぶりもその一つと、なかなか興味深いものでありました。知ったかぶりとは似たような裏腹な部分がありますので、そういうことが書いてありまして、勘違いをしてちょっと俺は偉いんだとか、そういう思いをする方が社会的に往々にして多くなってきたということをその著者は書いてありました。

続いて、通告に入ります。

昨年12月の定例会において、私が町長へ対し2期目に対する考えを問いまして、今、2期目の町政を担うことになった現在、既に多くのメディアから同様の質問には、町長は何度も

答えているかと思うんですけども、ここで、（１）町政１期目を振り返っての感想及び２期目へ向けての目標、決意をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） １番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、１期目を振り返っての感想についてのお尋ねでございますけれども、昨年１２月の一般質問の中で答弁したとおり、あっという間の４年間であり、諸施策に無我夢中で取り組み、振り返る余裕がなかったように思います。

令和４年６月の町長就任当時は、私が生まれ育ったふるさと鏡石町の町づくりに町長として取り組む機会を与えられたことを大変光栄に思うと同時に、さらなる町の発展への期待の大きさと責任の重大さに身が引き締まる思いで、課題解決に取り組んでまいったところでもございます。

私は当時、鏡石町のグランドデザインである唱歌「牧場の朝」の町としてすがすがしく美しい町を次の世代につなぎ、誇りと魅力あふれる鏡石をつくり、郷土愛を育てることを訴えてまいりました。そして、政策実現のための基本姿勢として、生活者起点での見える化と情報発信力の向上を掲げ、信頼をキーワードといたしまして、スマイル、スピード、シンプルの頭文字である３つのＳを基本に町政運営に当たることを約束いたしました。

特に、就任直後は新型コロナ感染症対策をはじめ、鏡石町の最重要課題であります阿武隈川緊急治水対策プロジェクトとしての成田地区遊水地群整備事業には、地区住民の思いに寄り添いながら、国が行う住民説明会はもちろんのこと、鏡石町と矢吹町、玉川村の３町村の連携を図りながら、住民の不安解消と安全・安心づくりに努め、ようやく集団移転先２か所の造成工事が間もなく完成となることに至っております。

また、令和４年１０月の鏡石浄水場の開通式をはじめ、令和５年１０月の健康福祉センターほからかんのオープンと施設の利活用、そして維持管理に取り組み、現在に至っているところでもございます。

この間、人口減少と少子高齢化の進行は進みましたが、以前に住宅メーカーが発表した住み続けたい街ランキングで福島県内１位となるなど高評価をチャンスとして、さらにレベルアップしていかなければならないと痛感したところでもございました。

次に、２期目へ向けての目標、決意についてのお尋ねでございますが、２期目として与えられた４年間は、私の真価が問われる大変重要な期間であると認識しております。この重要な４年間で、鏡石町のポテンシャルをさらに高め、鏡石町に住んでみたい、ずっと住み続けたいと思われるよう、子育て支援や健康長寿対策をはじめ、産業の振興と働く場の確保など魅力あふれる町づくりを進め、町民の皆さんが鏡石町を好きになり、誇りに思える郷土愛、

シビックプライドを育む諸施策の推進に最善を尽くして取り組み、町民が毎日の生活を笑顔で暮らせる町にしたいというふうと考えているところでもございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 1 番、町島議員。

〔1 番 町島洋一 登壇〕

○1 番（町島洋一） ありがとうございます。

激務の中、体に注意しながら町のために働いてもらいたいと思います。

続いて、（2）の質問、関連の話になりますが、先月26日、東京国際フォーラムで開催されました全国町村議会議長・副議長研修会に参加させていただきました。

その講演の中で地域活性化センター理事長だったと思いますが、その話の中でこんな話をしていってました。地域づくりは人づくり、人材育成こそが未来への投資と題し、職員の資質はある意味変態レベルが好ましいという言葉を使っていってました。ちょっと笑いも出た部分ではあるんですけども。やっぱり人間が、職員が町をつくると、そういうことを強調したのだと思います。

時々、近隣及び町役場とか市役所職員の不幸事を耳にします。我が町の職員は皆優秀で、私は危惧しておりませんが、そこで、（2）町役場職員のさらなる資質向上に向けての考えがあるのかを問います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（根本大志） 1 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

職員の資質向上については、住民サービスの向上と持続可能な行財政運営のために最も重要であると認識しております。これまでも全職員を対象とした庁内研修や岩瀬地方町村会主催による研修会など、年二、三回程度実施しております。また、外部研修としてふくしま自治研修センターによる個別研修については、毎年30名程度の職員を派遣しております。

そのほか、全国の市町村職員が参加している市町村アカデミーやこおりやま広域圏、また民間の研修機関が主催する専門研修など、職員の資質向上のため計画的な育成を今後も継続して進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 1 番、町島洋一議員。

〔1 番 町島洋一 登壇〕

○1 番（町島洋一） ありがとうございます。

さらなる人間力を磨く職員を育ててもらいたいと思います。

続いて、2 番、ネーミングライツについて質問します。

ご存じかもしれませんが、ここでネーミングライツについてちょっと説明させていただきます。

具体的には、スポーツ施設などの名前に企業名や社名ブランドをつけることで、公共施設の命名権を企業が買うビジネスです。既に隣の須賀川市においては、4月1日より5年間の契約で3か所の契約を結び実施しております。

その1つ目、円谷幸吉メモリアルアリーナは新名称すかがわ「だんぼっち」「ダンボ・ウル」アリーナの愛称になりまして、5年契約ですけれども、年間250万円。

2つ目、須賀川市文化センターは須賀川しんきん文化センターの愛称で、年間100万円。

もう一つは、西部2号内水排水処理施設は須賀川市フラッドバスターポンプ場、株式会社石垣というところが年間9万円で契約しております。

昨年の12月にもお願いというか、うちの町でもどうだということで、ちょっとしつこい感じになるとは思いますが、もちろんデメリットもあるかもしれませんが、それも勘案して、再度検討していただけないかどうか問います。

これ、（1）になります。お願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 1番議員の質問にご答弁申し上げます。

昨年12月にも同じ質問いただきまして再度の答弁となりますが、公共施設へのネーミングライツ、いわゆる命名権の導入につきましては、議員がおっしゃったとおりでございます。

ご質問にありますようにメリット、デメリットがございますが、メリットとしましては当然新たな自主財源、町の財源として活用できると、あと民間の事業所との連携によります地域経済の活性化などなど、メリットのほうはたくさんございます。

ただ一方で、施設名に先ほどの例にありましたように企業名などが入ることによりまして、公共性が低下するというふうに言われている部分もございます。また、ネーミングの種類、方法によりましては、施設の利用目的自体がちょっとぶれてしまうというようなデメリットも挙げられます。また、スポンサー企業の選定基準などの在り方など、基礎的自治体として慎重に整理すべき制度設計上の課題も存在しております。

ただし、議員のおっしゃるように、隣の市も含めまして、県内で結構このネーミングライツ進んでおります。

今後の見通しとしましては、一定のPR効果が見込まれます鳥見山陸上競技場など優先的な検討対象と想定しまして、導入に向けて価格設定などの課題解決などの整理に努めたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 1 番、町島議員。

〔1 番 町島洋一 登壇〕

○1 番（町島洋一） 今の答弁、ありがとうございます。

私が考えたデメリットは、質問していながらの考えだとちょっと名前が長くなる、これはいろんな面で作り変えも含めてはあるのかもしれないですけども、実際、私さっき申し上げた年間の須賀川市の金額は、実は驚きまして、5 年契約で250万、100万、10万。

町内には優良企業が、あえて名前は出しませんが、たくさんあるんで、その辺を掲げると案外賛同してくれる、資金力も含めて、ではないのかと勝手に考えておりますけれども、名前名のられるというのはデメリットでも、企業にすればやっぱりいいことだと思う。この須賀川の神田産業の名前の長さは確かに長いんですけども、長くて言いづらい部分、これは何だと、テレビでも宣伝していますけれども、そういう感じでメリットあると思って、この年間の金額には驚いた次第です。

丁寧なご答弁、ありがとうございます。

これで、私、1 番の質疑終わります。ありがとうございました。

○議長（角田真美） 1 番、町島洋一議員の一般質問はこれまでといたします。

◇ 込 山 靖 子

○議長（角田真美） 次に、7 番、込山靖子議員の一般質問の発言を許します。

7 番、込山靖子議員。

〔7 番 込山靖子 登壇〕

○7 番（込山靖子） 7 番、込山靖子、通算13回目の一般質問をします。よろしくお願いします。

昨今の中東情勢の悪化に伴う原油高やナフサの供給不安が長期化し、コストの上昇分を販売価格に転嫁する動きが強まり、飲食料品の値上げが止まりません。帝国データバンクは今年夏以降に、広範囲で主要食品メーカーの値上げラッシュが拡大すると見えています。

内閣府はデフレ完全脱却のための総合経済対策への対応として、地方創生を図るため令和5年11月に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を創設しました。国は米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するために、食料品の物価高騰に対する特別加算4,000億円を含めた物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金以下、重点支援地方交付金2兆円を昨年12月国会で令和7年度補正予算に計上しました。この地方交付金は、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、緊急に支援することが目的です。

しかしながら、我が町の支援金配付に対し、多くの町民の方の不満と疑念の声が聞こえています。この交付金については、今年1月21日の臨時議会で、全会一致で採択されました。

当時、私は認識不足、勉強不足でよく考えずに決めてしまったことを深く反省しています。議事録を確認しますと、吉田議員だけがこの交付金の活用内容に対し、幾つかの重要な点の質疑をしています。今になって分かったことは、他の町村などの動向と比較してみると、我が町の配分にはかなり偏りがあり、矛盾と違和感を覚えます。

国は、この交付金の活用に対して幾つかの留意点を示しています。国の言う事業者とは、何らかの業を営む個人または法人等、法人形態は問わないというものです。また、民間団体のみならず、公的団体も対象となっています。国は推奨事業メニューとして、幾つかの具体事例を挙げていますが、その推奨事業メニューよりもさらに効果があると判断する地方単独事業も、その理由を明らかにした場合は交付対象としています。

内閣府ホームページによると、昨年11月21日の経済対策閣議決定時に、各地方自治体の交付限度額の目安が通知されたとあります。交付限度額は人口や物価上昇率を基礎として算定した額と制度要綱の算定により別に定める乗率を、都道府県分と市町村分に分けた数値として算定した額としていると説明しています。つまり簡単に言えば、各自治体の主に人口と所得状況を基準にして、国が定めた計算方法で決定された金額です。

それについて、確認のため町の見解をお聞きします。

(1)、①国の鏡石への交付金額1億5,538万円の算定方法をかいつまんで教えてください。

○議長（角田真美） 込山議員に私のほうから質問いたします。

今の質問ですと、交付金算定方法でよろしいんですね。

○7番（込山靖子） はい。

○議長（角田真美） 分かりました。

込山議員に対する、質問に執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

交付限度額の算定方法でございますが、ただいま込山議員自ら答えをおっしゃったような形でございますので、改めて私のほうでかいつまんでご説明申し上げます。

具体的な方法としましては複雑な計算式がございまして、主に自治体の人口や事業者数、その基礎的な統計をベースとしまして、年齢構成の割合など地域の実情に合わせた補正係数を掛け合わせたもので、最終的に議員のおっしゃるように、1億5,538万円という金額が算出されておりまして、さらに住民1人当たりの地方税収入や財政力指数に応じた補正も加味されておりまして、財政力の低い団体においては手厚く傾斜配分される仕組みとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、込山議員。

〔7番 込山靖子 登壇〕

○7番（込山靖子） ありがとうございます。

私の認識よりもさらによく分かりました。

それで、この交付金をもらうために国に提出しなければならない令和7年度実施計画は令和8年1月23日が提出期限でしたが、その実施計画を策定するに当たって、町の方針は何に重点を置いたのでしょうか。②です。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

実施計画策定におきまして、町の重点方針は何であるかということでございますが、本町におきましては、交付金の趣旨に基づきまして、物価高騰対策でありますので、物価が上がっている分、皆さんの生活が、国民の生活が苦しい分を対応しなさいというような趣旨がございますので、そちらの趣旨に基づきまして、物価高騰への対策としてエネルギー、食品価格等の値上がりの影響を強く受けている生活者や地域経済の基盤である事業者への迅速かつ効果的な支援を最優先としまして、計画を作成したところでございます。

限られた財源の中で最大限の効果を発揮できるよう、生活者向けにはプレミアム商品券の発行、水道料金の減免、給食費の補助など、事業者向けには事業継続支援金など、物価上昇に対する対応を主な目的としまして、計画したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、込山議員。

〔7番 込山靖子 登壇〕

○7番（込山靖子） 大体が国の推奨事業メニューどおりになっていると思います。

それで、③です。

国の推奨事業メニュー例よりもさらに効果のあると判断する単独事業は考えなかったのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

国の推奨事業メニュー例に当てはまらない事業としましては、事業と言えるかどうかは分かりませんが、昨日のご質問にもありましたように、事業の予算自体は多めに見積もっております。それによりまして不用残、使わなかった予算が発生します。その使わなかった予算につきましては国に返すことがないように、本町におきましては小中学校の光熱費の上昇分

の補填について、推奨事業メニュー以外のところで県及び国と交渉しまして、その部分につきましては一部交付金を活用していいかというような問合せをしまして、活用が可能であるということではございましたので、不用残の部分の一部につきましては小中学校費の光熱費の上昇分の補填としまして、活用させていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、込山議員。

〔7番 込山靖子 登壇〕

○7番（込山靖子） その話は今初めて聞いたので、それはそれで、必要な最善策だったのかと思っています。

この交付金のうち2,163万円が前回販売したプレミアム商品券発行事業で支出した新型コロナウイルス感染症経済対策等基金と一般財源に組替えしています。それで、私の事前聞き取りや資料による調査では、予算案の段階でその事業経費というものがプレミアム商品券の事務費は2回分として1,000万円、水道料基本料金減免に係るシステム変更委託料や通信費が230万8,320円、福祉施設支援事業事務費が1万円、事業者支援事業事務費が120万円、公共交通事業者支援事業が10万円、非課税世帯支援事業が250万円、給食費支援事業が11万円です。計1,622万8,320円が経費予算と私は計算しました。

それで、その昨日の専決処分した補正予算の議案の中で、随分やっぱ使わないで、もうマイナスになっている不用残というものがあることが分かり、それを計算しましたら約450万円が昨日の資料ではなっていました。まだ事業が継続中ですから、これはまだ継続中で、今後もその不用残というのが発生する可能性があるとは思います。

それで、④の質問です。

交付限度額1億5,538万円のうち、事業の経費、郵便料などの通信費や事務費の総額は幾らでしょうか。予算額を教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

事業に係ります事務経費の総額でございますが、今回の物価高騰対応重点支援事業を執行するに当たりまして、予算額としましては対象者への通知の送料や申請書の審査、支給業務に係る委託料、各種事務消耗品など、事業の適正な実施に必要な事務的な経費の総額につきましては、ちょっと議員がお調べになったやつとは若干違うみたいでございますが、1,548万2,000円というふうな数字を上げているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、込山議員。

〔7番 込山靖子 登壇〕

○7番（込山靖子） その若干の違いでも、やっぱり1,500万以上はあるということですね。

ただ、実際にどれだけかかって、どれだけ余るのかというのは非常に疑問です。

やっぱり不用残がそれだけ出るといえるのは何かもったいないような気がしますよ。幾らさっき言ったように学校関係の光熱費に充てると言っただけで、ほんの一部ということですから、もっと何か効率的な使い方なかったのかなと、今本当に思います。

それで、支援事業に該当する受給者が申請しなければならない事業は8事業のうち6事業です。上水道未給水世帯も含まれます。プレミアム商品券もわざわざ買いに行かなければなりません。国の言う生活者からの申請を待たずにプッシュ型での支援とはかけ離れたやり方です。先ほどの事務費1,500万円以上が計上されていることを鑑みますと、国の言う速やかな支援や事務コストの削減を図っていないということになります。

各支援事業における事務経費予算は莫大で、役場職員の煩雑さや仕事量や負担も増えます。なぜわざわざ面倒なやり方をするのか不思議です。また、外部に流す経費を町民へ直接還元したほうがはるかに効率的です。また、余ったら国に返すということもしないで済むはずで

す。

それで、（2）の①の質問です。

国の示すように迅速かつ効率的、効果的な実施の観点から……。

○議長（角田真美） 込山議員、1番の⑤はどうしますか。

○7番（込山靖子） 間違えました。すみません。

⑤事業経費の内訳と主にどこに支払ったのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

事務経費の内訳と主な支払い先でございますが、主な内訳としましては、町民の皆様への案内を確実にする封筒の印刷や郵便料、申請書類の受付を審査等するシステムの改修でございます。

主な支払い先としましては、通知の発送に係る部分につきましては日本郵便株式会社、書類の審査に関するところにつきましては町の商工会及びシステムを運用する事業者など、事業を安定かつ適正に執行するために必要な機関や業者に支払いを行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、込山議員。

〔7番 込山靖子 登壇〕

○7番（込山靖子） それだけ外部に業務委託なりいろいろかかっているわけですよ、経費が。

先ほどの続きなんですけれども、その外部に流す経費を町民へ直接還元したほうがはるかに効率的だと思いますし、また、余ったら国に返すということもしないで済むはずだと思います。

それで、（2）の①の質問です。

国の示すように迅速かつ効率的、効果的な実施の観点から、生活者からの申請を待たずに給付を行うプッシュ型での支援を含め、速やかな支援や事務コストの削減を図ったのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

議員のおっしゃるように、プッシュ型の支援の導入と事務コストの削減につきましては、当然、我々も最優先の事項でございます。プッシュ型の導入及び事務コストの削減の中で、国の留意事項に示されるとおり、生活者への速やかな支援と行政の事務負担の軽減は重要な要素であると認識はしているところでございます。

このため、町におきましては過去の給付金の実績等で既に口座情報を把握している世帯などにつきましては、できるだけ可能な限り、対象者に対して原則としましては生活者からの申請を待たずにプッシュ型を一部で採用しているところでございます。

なお、その経費等につきましてはできるだけ早くやるために、対象者の選出なりなんりのために経費を使っておりますので、仮にその経費を使わないと逆に言えば支援が遅れてしまう、後手後手に回ってしまうという点もご了承いただきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ここで10分間の休憩をいたします。

休議 午後 1時58分

開議 午後 2時07分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

7番、込山議員。

〔7番 込山靖子 登壇〕

○7番（込山靖子） 事業継続支援事業の場合、申請期間が3月2日から6月30日までの4か月間もあります。

令和5年度にも国の地方創生臨時交付金を活用した事業継続支援事業があり、補正予算は

3,800万円で計上しましたが、決算実績報告を確認すると合計3,041万1,426円で申請数は334件でした。つまり、予算よりも800万円も使わなかったんです。申請率は全体の80%ぐらいだったという話を担当者からお聞きしています。

なぜ申請しない。申請しない理由は何だったのでしょうか。申請書を書く手間や確定申告書の提出や労力などのコストと給付金が見合わないからなののでしょうか。今回、対象になる事業者数は450件とお聞きしていますが、果たして100%申請するのでしょうか。昨日の町長のお話では、5月末時点で306件しか出ていない。

また、浄水場未給水世帯に至っては期限は8月31日までですが、計画では対象世帯数は80世帯と想定していますが、実際は何世帯あるのか、それもちょうと不確かなんですよ。私、水道局とかにも話聞いていてもはっきりしていないという話なんです。昨日の町長の話では5月末で15世帯の申請があったということですね。

だから、まだまだ申請していないわけですよ。いまだに申請できない理由は何なんのでしょうか。それもちょうと不思議なんです。

それで、②の質問に移ります。

令和7年度交付金の事業者支援事業の申請率は現時点で各事業どのくらいでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

産業課関連の各種支援事務につきまして、初めに鏡石町物価高騰対策事業継続支援金については、5月末時点で約80%の申請率となっております。

次に、鏡石町地域公共交通等運行継続緊急支援金については、令和8年2月27日の申請期限までに対象事業者12件から申請があり、100%の申請率となっております。

また、畜産経営緊急支援事業補助金については、3月末時点で町内全ての畜産農家6件の申請があり、100%の申請率となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、込山議員。

〔7番 込山靖子 登壇〕

○7番（込山靖子） 確かに……。

○議長（角田真美） 込山議員、ちょっとお待ちください。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（須賀康弘） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

福祉こども課関連の鏡石町社会福祉施設等物価高騰対策支援給付金につきましては、令和8年3月10日の申請期限までに対象事業者全23件からの申請がありまして、申請率は100%

となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、込山議員。

〔7番 込山靖子 登壇〕

○7番（込山靖子） 今ほど100%というのは、前回も前々回も同じような支援事業をやっていますから、多分その数で100%はいくと。まだ100%になっていないところは、水道事業と、あと事業者の事業継続支援金事業だけですよね。ただ、あまりにも計画の件数と実際の申請数というものがかけ離れ、外れている場合というか、それはどうなのかなと、今後ちょっと検討する必要があるのではないのでしょうか。それで、その申請期間だって4か月とか8月31日までとか長いわけですよ、以前から。国というのは迅速さを目指しているのに、なぜそんな何か月もかかるのかというのも、まだそこも問題があるんじゃないかなと思います。

次の質問は、1月21日の臨時議会で吉田議員が質問した内容とちょっとダブっていますが、確認させていただきます。

令和7年度交付金の事業者支援事業の各事業の各支援金の金額ごとの施設数、事業者数は幾つでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

産業課関連の各種支援事業につきまして、初めに鏡石町物価高騰対策事業継続支援金については従業員数に応じた支給として、5月末時点では6万円が267件、1,602万円。12万円が19件、228万円。20万円が9件、180万円。30万円が4件、120万円。40万円が2件、80万円。50万円が5件、250万円。合計で306件、2,460万円の申請がありました。

次に、地域公共交通等運行継続緊急支援金については、トラック1台当たり1万円の補助金に対しトラック運送業者11社から225台分、225万円と、タクシー1台当たり2万5,000円の補助金に対してはタクシー事業者1社から4台分、10万円の実績がありました。

また、畜産経営緊急支援金事業補助金については、畜産農家6件、合計228万2,600円の実績となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（須賀康弘） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

福祉こども課関連の鏡石町社会福祉施設等物価高騰対策支援給付金につきましては、こちらも従業員数によります金額となります。6万円が13件で78万円。12万円が4件で48万円。20万円が3件で60万円。30万円が1件で30万円。40万円が1件で40万円。50万円が1件で

50万円。合計で23件、306万円の申請がありまして、令和8年3月中に支給しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、込山議員。

〔7番 込山靖子 登壇〕

○7番（込山靖子） ありがとうございます。

これは何回もやっているような事業ですから、だから大体数というのもそんなに違いはないということで、ただ中小企業とか小規模事業者さんというのがまだちょっと分からないということですので、やはりそれはもったいないというか、やっぱりもうちょっと何か策というかで100%は近づける必要があるのじゃないかと思っています。

先ほど申し上げましたように、対象となる事業者というのは、国は何らかの業を営む個人または法人等、法人形態は問わないとし、民間団体のみならず公的団体も対象となり、大変広範囲で基準は緩いわけです。だから、町の交付金や業務委託金をもらっている外郭団体も対象となるわけです。つまり、事業者によっては国と県と町から業務支援を受けているところがあります。あまりにも偏り過ぎではないかと私は思っているんですよ。それに何回も年度ごとやっているところも同じところ対象にしているのが多い事業が多いわけですから。

その中でも、何か農業に対する支援がありません。農業は対象外にされています。あまりにも、兼業農家とか零細農業だって農業資材や肥料の価格高騰で打撃を受けているのに、何で農業ははじかれているのか、あまりにも理由が、私不思議だと思うんですよ。町の農業を支えている重要な、大切な従事者ですよ、農業も。だから、何で農業だけが、畜産業だけは優遇して、そして企業体は優遇して、農業というのは漏れているのか、それが納得いかないんですよ、私は。それもちょうと考えていただきたいんですよ。

（3）の質問です。

福島県と鏡石の両方で内容……。

○議長（角田真美） すみません、込山議員。

④じゃ、③は終わっていますので。

○7番（込山靖子） すみません、③です。

○議長（角田真美） ④です。

○7番（込山靖子） すみません。

各支援事業の必要性、経済対策との関係、内容の妥当性を町はどう考えているんでしょうか。さっきから言いますけれども、令和2年から国の地方創生臨時交付金事業というのが行われて、我が町は毎年度同じような内容の事業がダブっていて、受給者が本当に支援する対象が偏っているのではないかと疑問に思います。

④の質問にどうか答えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

各事業の必要性、経済対策との関係、内容の妥当性についてでございますが、結局この物価高騰支援対策、議員が令和2年からという話でございますが、当然令和2年頃から、正確に言うと令和4年頃から物価高騰が続いているということで、国の経済というか物価高騰の対策が組まれておりますので、それに基づいて物価高騰の上乗せ分について町、各全国の自治体が何とかしようということで知恵を絞ってこういうことになっておりますので、それは事業がずっと継続していてもおかしくはないというふうに考えるところでございます。

こちらの妥当性につきましては、エネルギーや食料品等の価格高騰につきましては、町民生活や町内事業者の経営について依然として継続的な大きな打撃を与えているところでございまして、これに対する経済的支援の必要性につきましては、先ほど申し上げましたように、極めて高いというふうに捉えているところでございます。

各事業の内容につきましては、国の経済対策に掲げられた趣旨にのっとりまして、生活者に対しましては、生活必需品の価格上昇分に充てるため、プレミアム商品券の発行、非課税世帯への給付、町内全世帯における水道料の減免などを幅広く支援を行うこととしたものでございます。また、事業者につきましては、さきにも答弁したとおり、各事業の支援を幅広く行うとしたところでございます。

臨時交付金を有効に活用しまして、的確な支援を実施することにつきましては、町民の皆様の安心・安全な生活を維持するために必要不可欠な措置であるというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、込山議員。

〔7番 込山靖子 登壇〕

○7番（込山靖子） ありがとうございます。

町のその考え方というか方針というのも改めてお聞きできました。

それで、次、福島県も国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金というのを受けています。それで、福島県と鏡石の両方で内容が似たような事業になっているんですよ。県も社会福祉施設に対する支援給付事業が行われているので、県もやっているの、①です。

町の社会福祉施設は、県と町の両方から給付金をもらっているんでしょうか。分かる範囲で教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（須賀康弘） 7 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

福島県が実施する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業の一つに社会福祉施設等物価高騰対策事業がございます。

これは、介護や障がい福祉分野において物価高騰等による事業者への影響を緩和し、安定したサービス提供を維持、継続するための支援事業となっております。

今回、本町で実施しております鏡石町物価高騰対策社会福祉施設等支援給付事業につきましては、物価高騰の影響を受ける町内の社会福祉関係事業者に対し、安定したサービスの提供を支援するため独自に行っているものでありますので、福島県が実施する各種支援金や補助を受けている事業者についても支援を受けられるものとなっております。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 7 番、込山議員。

〔7 番 込山靖子 登壇〕

○7 番（込山靖子） 分かりました。

確認のため、②もですね。

町の中小企業、小規模事業者は、県と町の両方から給付金をもらっているのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 7 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業につきましては、福島県においても中小企業や小規模事業者、福祉や医療関連の事業者に対して各種支援事業を実施しているものと承知しております。

今回、本町で実施しております鏡石町物価高騰対策事業継続支援金につきましては、物価高騰の影響を受ける町内の中小企業、小規模事業者に対し、町が独自に支援を行っているものであることから、福島県が実施する各種支援金や補助を受けている事業者についても支援を受けられるものとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7 番、込山議員。

〔7 番 込山靖子 登壇〕

○7 番（込山靖子） では、ちゃんと町というのは県からももらっているというのを把握しているということですね。

③同じく町内公共交通等運行事業者は県と町から給付金をもらっているのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 7 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

福島県が行う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業の一つに、地域公共交通等運行継続緊急支援事業がございます。

これは、燃料価格や物価の高騰による地域公共交通機関や運送事業者等への影響を緩和するため、車両の維持等に要する経費の一部を補助する事業となっております。

今回、本町で実施しております鏡石町地域公共交通等運行継続緊急支援金につきましては、燃料価格や物価高騰の影響を特に受けている公共交通機関や運送事業者に対して独自に支援を行っているものであることから、福島県が実施する類似の支援金や補助金を受けている事業者についても支援を受けられるものとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7 番、込山議員。

〔7 番 込山靖子 登壇〕

○7 番（込山靖子） 名目上は県とか国と言ったって、もともと、元をただせば国のお金というか、国から交付されているお金ですよ、元は。それというのは、元をたどれば私たちの血税ですから、財布は同じなんです。同じ財布から同じような対象にお金が行くというのは、やっぱり偏っているように私はどうしても思うわけですね。

④同じく町内畜産経営者は県と町、両方から給付金をもらっているのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 7 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

畜産経営に対する重点支援地方交付金を活用した物価高騰対策につきましては、光熱水費などの高騰による畜産農家への影響を緩和するため、生産コストの負担増加分の一部を畜種に応じて支援を行ったところでございます。

なお、県では同じ内容で令和 7 年 4 月から 9 月分の支援を行っております。町では令和 7 年 10 月から令和 8 年 3 月分の生産コスト負担増加分の一部について支援を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7 番、込山議員。

〔7 番 込山靖子 登壇〕

○7 番（込山靖子） だから、県と町が両方からもらえるように、町は工面してやっているという。だから、最初からそういうふうな県と連携して支援するというのが計画されていたという。ただ、やっぱり私は畜産経営者ばかりじゃなくて、さっきも言ったように農業ですよ。何で農業だけがはじかれているのか、本当に不思議なんですよね。

それで、⑤福島県の支援事業と同じような内容にしたのはなぜでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

福島県が実施します物価高騰緊急支援事業と本町が臨時交付金を活用しまして実施する支援事業におきまして、その支援対象や目的におきまして、結果として同様の枠組みになっている部分がございます。

今回の物価高騰対策の対象としましては、物価高騰に影響されているのは全国民、全職種、全事業種になっておりますが、物価高騰における影響につきまして、社会福祉施設や中小企業、公共交通、畜産業など特定の分野におきましては、極めて深刻な状況にあるというような判断によりまして、共通の現状認識に基づいております。

県と町が同様の視点から重ねて支援することによりまして、価格高騰の波に直面している町内の極めて影響の高い職種につきまして、手厚く切れ目のない事業支援、経営安定化を図ることができると考え、このような事業構成と結果的になったものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、込山議員。

〔7番 込山靖子 登壇〕

○7番（込山靖子） 全国民同じような大変さで、鏡石だけの問題ではないわけです。ほかの市町村だってやっぱり似たような感じで業種で負担になっているところがあると思いますけれども、県と町が同じような事業をしているところがほかの町村にあるかといったら、やっぱりちょっとそれはどうなのか。先ほど申し上げましたように、農業だってそうですよ。農業資材とか肥料とか莫大な価格高騰の影響を受けて、零細農業、高齢者の農業とかと、日本の農業そのものが今危機にさらされているんですよ。食料自給だって、日本というのは大変なときですよ。何で農業だけが、大事な町の農業を支えている従事者というのは対象外になっているのか。それが不思議なんですよ。何で農業だけ忘れ去られて、見捨てられているような政策というのを何年も続けているのか、不思議でたまらないんです。

それで、同じ業種ばかりを何年も何年も支えて、継続的に継続的にと言いますから、これからも、今後も継続的に同じ業種ばかりをやっていくというのはあまりにも偏り過ぎているんじゃないかと思います。

それで、天栄村さんでは村民1人当たり2万円、西郷村では1万円、泉崎では1万5,000円、中島村では2万円、矢吹町では1万円、棚倉町では1万円、塙町では2万円、猪苗代町では1万2,000円、石川町では1万5,000円、三春町では1万2,000円です。そのほか福島県内のほとんどの町村では全住民に商品券等を配布しています。他の町村の人たちから、ええ、どうして鏡石ではもらえないのと驚かれています。

それで、1月21日の臨時議会の議事録を見ますと町長の答弁では、現金の一律支給について「効果を考えた中では、考えはそこまで及ばなかったというふうな状況でございます。」と曖昧にされていました。なぜ他の町村は実施計画をしているのに我が町は考えが及ばなかったのかは、今でも不思議です。国は緊急に速やかにプッシュ型で支援することを目的としているのに、国と町の考えが合わないと感じるのは私だけでしょうか。地域の実情に合わせてと言っても、今のご時世、インフレの影響を万人が受けていることには変わりはありません。町民、庶民の懐が冷え切っているときは、シンプルにその懐が暖くなる施策をするべきだと思います。他自治体を参考に経費率を抑えて、なるべく全町民に行き渡るような施策がなぜ勘案されなかったのか、非常に疑問です。

原資がなく、プレミアム商品券を購入したくてもできない人と、家族分10冊ずつ買える金持ちの家との格差はとて大きいです。原資があり、余裕がある人とそうでない人でも物価高騰の影響に対する支援として、全町民お一人お一人にできる限り最大値の金額の支援となる方法が望ましいと思います。真面目に働いて納税している個人も見返りがあっていいはずですよ。誰一人取り残さない施策というものを勘案すべきだと思います。

それで、(1)の今回の国の重点支援地方交付金事業を活用して、他の近隣町村は住民一人一人に対しての地域商品券を配布しています。

①他の町民は住民一人一人に対して地域商品券を配布しているが、そのことについて町はどう考えているのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 近隣町村におきます全住民への地域商品券等の配布についてでございますが、周辺の各自治体のそれぞれの地域の実情、人口規模、財政状況、あるいは商業の活性化などといった独自の課題の認識に基づきまして、判断されているというふうに認識しているところでございます。

各自治体に直面している経済状況や住民ニーズの優先順位などは異なるため、それぞれの地域に応じた主体的な意思決定による政策展開があると捉えております。

町におきましては、先ほど申し上げましたように、物価高騰が叫ばれました令和4年の頃から毎年2回ないしは1回の商品券の発行をしております。原資の話につきましても、そのたびに低所得者への給付事業がありますので、その給付された原資として商品券を買っていただければなという思いで、そういうパッケージをここ4年ほど続けまして、4年から今年1月までの4年1か月の間に8回もの商品券を発行しまして、高騰分にはみではありますが、対応して息の長い支援を続けてきたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、込山議員。

〔7番 込山靖子 登壇〕

○7番（込山靖子） プレミアム商品券については3月の産業厚生常任委員会の資料見ますと、令和6年度に実施した3,500万と3,000万のプレミアム商品券で、購入者数というのが5,500万の予算かけた中で3,173人だけです、購入者数というのが。令和7年4月から9月30日にかけて行ったプレミアム商品券の購入者数が2,059人。結局2,000人とか3,000人といったら、鏡石の人口の4分の1とか6分の1ぐらいですよ。

それで、私はやっぱりそのプレミアム商品券が本当に生活者の支援になっているとは考えにくいんですよ。それをこれからも続けていくの、それで今年4月からやったの交ぜると9回ですよ、もう、やっているのが。そのたびに2,000人とか3,000人しか購入していないと、しかもそれは、さっき言ったように、私の知る限り金持ちばかりなんです、買っているのは。話聞くと家族分買ったと、5人分買ったとか、1人4万円部ずつ、4万円5人分買ったとか。だから、はっきり言って本当に年金の暮らしの厳しい人たちにはなかなか買えない状況です。しかも商工会まで行くのに駐車場もなくて、子育て中のママたちや高齢者だって足腰不自由な高齢者となかなか買いに行けないわけですよ。つまり、やっぱりちょっと町の考えていることと住民目線ではそこに隔たりが、ギャップがあると私は考えます。

②です。

同じような質問ですけれども、鏡石では、なぜ町民一人一人に対して支給するということを考えなかったのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町民一人一人への支給を選択しなかった理由等でございますが、交付金の中の限られた財源の中で選択肢を増やしていったところでございます。国が推奨しているメニューは10個ほどありまして、食料品の物価高騰に対する特別加算や物価高騰に対する低所得者、高齢世帯への支援、物価高騰に対する子育て世帯への支援、消費の下支えにかえる生活者支援ということで、あくまで物価高騰に対しての支援がメインでございます。

我々としましても商品券一辺倒ではございませんで、多くの方が加入されている上水道の基本料金の減免によりまして、生活の根本であります光熱費の需給の高騰分の抑え、あと消費に関しては、先ほどから申しましたように、商品券の購入によりまして上昇分のプレミアム化ということで、多彩な事業に展開しまして、あらゆる方面、全方位的な支援を行っておりますので、どうしても全町民一律の支援という形にはなりませんでした。

それができなかった理由としましては、やはり全方位的にやりますと、どうしても少額の

支給になってしまうということで、広く分散されたのでは、ちょっと経済効果、支援の効果が
ないのかなという判断を持ちまして、各種の事業を展開した施策を選択したということが
原因でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7 番、込山議員。

〔7 番 込山靖子 登壇〕

○7 番（込山靖子） 私も他の町村のやつ調べてみると、鏡石、1 億5,500 万入っていますよ。
人口比率として猪苗代とか矢吹とか、そう大して人口は変わらないんですよ。国というのは
主に人口を目安にして、その交付金というのを出していますから、無理なくできるわけです、
はっきり言って。それができないというのは何でなのかなと、はっきり言って天栄村だって
2 万円とか、あと石川町で1 万5,000 円とか、中島村2 万円とか、本当に町で上乗せしてい
るところもあるんですよ。それしなくたって1 万は出せるはずなんですよ。

それもそれで、その効果がないというのは詭弁にしか聞こえないわけですね。何でもかと言
うと、非課税世帯とかには2 万円や1 世帯やっているだろうと言ったって、もし1 人に1 万
支給したら、その非課税世帯が4 人暮らしだったら4 万出せるんですよ。反対に、幾ら課税
している世帯であっても年金暮らしのお年寄りが若い人と同居していたら、その人にはお金
行かないんですよ。あまりにも不平等じゃないですか。

それで、町の考え方自体が納得、それで町民の方がするのかどうかは分かりませんが
も、私はあくまでも町民の代弁者の一人ではないわけで、別に私の意見をここで主張する
というもおかしな話なわけです。それで、私の周りに聞こえてくる、なぜ一人一人に支給
できないんだろうというのは、私だけの質問ではないんですよ。だから、今のその答弁が果
たして町民の方皆さんが納得いくか、私は分かりません。

④……。

あれ、③、言いましたっけ。

○議長（角田真美） ええ、③でお願いします。

○7 番（込山靖子） すみません、③も似たような質問で、鏡石では全町民に対して等しく地
域商品券を支給できない理由があったのでしょうか。

○議長（角田真美） 執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 7 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

全町民への支給を行わなかった理由につきましては、先ほど申し上げたとおりでございま
すので、ただ制度上、そういうことやっちゃいけないということはございませんでしたが、
先ほど申し上げましたように、効果的な財源配分、効果的な全方位的な施策の観点から総合

的に判断したものでございます。

町におきまして、先ほど答弁申し上げましたとおり、物価高騰の波に直面している低所得世帯や地域社会を支える福祉施設、交通事業者、中小企業の事業者に対しましては、直接的な下支えとなる財源を重点的に投入したところでございます。政策的な選択と集中を行った計画でございますので、その点につきましては、ご理解をいただきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、込山議員。

〔7番 込山靖子 登壇〕

○7番（込山靖子） ご答弁ありがとうございます。

そのご答弁が、先ほど言ったように、全町民の人が納得できるのかどうかというのは、私には分からないところでございます。

④他の町村と同じように、一人一人への支援を望む切実な町民の声は聞こえているのでしょうか。私も町民の方で直接役場に聞いたんだという人は何人もいらっしゃって、それについて町はどう考えているのでしょうか。

○議長（角田真美） 執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

一人一人への支援を求める町民の皆様の声でございますが、私の課が取りまとめておりますので、私の課のほうにもお話が結構ありました。おこめ券は出ないのかとかということも何件か散見されたところでございます。

しかしながら、行政としましては、先ほど申し上げましたように、限られた財源を執行するにおきまして、全方位的な施策を展開したところで、生活困窮世帯の保護や地域社会を支える産業基盤の維持などを優先して、下支えすべき領域に重点的に財源を振った結果でございます。

町民の皆様の多種多様なご意見に真摯に拝聴しつつも、結果として地域全体の活力を維持することがめぐりめぐって現在の支援の形を取らせていただいている点につきましては、広くご理解を求めていると考えております。

なお、先ほども申し上げましたように、令和4年から、議員もおっしゃったように、何回も物価高騰の部分についてはプレミアム商品券におきまして、何とかフォローしようという形で、先ほどから再三申し上げましているように、低所得者等の財源につきましては、非課税世帯への給付を行って、商品券を発行するという形でパッケージングしまして、そのような形で購入の財源につきましても、ある程度の部分までは確保しているつもりでございます。

ので、その辺のご理解をお願いしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7 番、込山議員。

〔7 番 込山靖子 登壇〕

○7 番（込山靖子） 限られた財源と言いますけれども、先ほど申し上げましたように、経費予算というものが莫大なんですよね。本当にその限られた予算というのを効率的に使うのであれば、もっとシンプルに経費率というのを下げてもいいんじゃないかと思います。反対に、活力と言いますけれども、鏡石だって農業が主要な産業ではあるわけですよ。しかし、その農業自体がこれは全然支援外になっているわけですよ。だから、あまりにも偏り過ぎているのではないかと、農業というのは一番の土台にあるとは私は思っています。しかし、その農業自体が一番なおざりになっているのではないかと危惧しています。

それで、だから本当に町のことを考えているのならば、やはり農業とか商業、工業、あらゆる分野に対して全町民に一人一人もうやったほうがはるかに活性力ありますよ、商品券やったほうが。なぜ、毎回同じような対象のところばかりに支援が行くのか、どうも不思議です。プレミアム商品券を発行するならば、地域商品券を全町民に渡したほうがはるかに活性化するのではないかなと思いますね。それは私の個人的な考えですけれども。ただ、町民の方がその今の町の答弁でどう納得するのかは、私は分かりませんが、一応町民の代弁者として質問しました。

（5）国のお金に頼らない町独自の町民に対する物価高騰対応の支援策を問います。

①令和5年度から国の物価高騰対応の臨時交付金が始まりました。令和2年度からはコロナの地方創生臨時交付金ですよね。それとは別に、町は今までに町独自で町民を支援してきた具体策はありますか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 7 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の令和5年度から令和7年度までの町独自の支援策についてでございますが、本町におきましては、国や県の交付金を最大限に活用しつつ、必要に応じて町の一般財源等を組み合わせるなどして、物価高騰の影響緩和を図ってまいりました。

具体的には、学校給食の保護者の軽減負担金措置や、一般財源を活用しましたプレミアム商品券の発行など、町独自の実情に配慮した支援を断続的、継続的に講じてきたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7 番、込山議員。

〔7番 込山靖子 登壇〕

○7番（込山靖子） だから、プレミアム商品券が一般財源使ったというのが、ちょっと私は初めて聞きましたけれども、町のホームページで出ているその交付金事業の状況報告見たら、令和4年か5年のときにプレミアム商品券、一般財源から出ているとなっていたから、私確認しに行ったんですよ、産業課に。そしたら、これは後から交付金が充てられているから一般財源じゃなかったと言いますから、だから一般財源でプレミアム商品券を発行したことが本当にあるのかと今ちょっと疑問に思う次第でございます。

それで、やっぱり国のお金ばかりを当てにするのではなくて、やっぱり町も独自に具体的に支援していくという姿勢が必要なのではないでしょうか。

②令和8年度の町独自の具体的支援策はあるのでしょうか。

○議長（角田真美） 執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

8年度におきまして町独自という、独自の意味合いとしましてはございませんが、8年度におきましては物価高騰への対応につきましては、住民に最も近い基礎的自治体として機能と運用のきめ細かさを重視して取り組んでまいりまして、具体的に、第1に国の物価高騰対応重点支援事業をはじめとする各種の支援事業、真に支援を必要としている町民の皆様や事業者へ迅速かつ確実に届けるために適正な執行体制を徹底してまいりたいと。

第2としましては、物価高騰の影響を強く受けている生活困窮世帯等につきまして、窓口での丁寧な相談対応とともに、既存の福祉政策や生活困窮者自立支援制度などを有機的に連携しましたきめ細やかな伴走型の配慮を行っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、込山議員。

〔7番 込山靖子 登壇〕

○7番（込山靖子） 具体的と言ったんですけれども、ちょっとあまり抽象的なご答弁だったので、ちょっと分かりにくかったんですけれども、そのお気持ちだけは受け止めました。よろしくお願ひしたいと思います。

③も似たような質問ですけれども、今後の町独自、町独自というのはやっぱり国とか県とかのお金に頼らなくて、町独自として支援策を考えているのでしょうか。

○議長（角田真美） 執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町独自ということであれば、町の一般財源を使ったのみの経済対策、物価高騰対策につきましては、現時点におきましては特段計上、検討の部分には上がっておりませんが、7年度からの繰越事業における国の物価高騰対応支援交付金を活用しました事業につきましては、今後繰越事業として進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、込山議員。

〔7番 込山靖子 登壇〕

○7番（込山靖子） だから、かつて町長が誰一人取り残さない政策というようなことを口にしたことがありますけれども、やはり誰一人取り残さない、全町民が本当に幸せになる町づくりというものを考えていただきたい。だから、先立つものはお金かもしれない。しかし、お金ではできないこともたくさんあると思うんですよ。だから、そういったものもどうにかして、やはり町全体、町民一人一人の方が本当に幸せだと思って、そしてこれからいつまでも暮らしていける町づくりというものをお願いしたいと思います。私も、その為政者の一人として心がけて議員活動をしてまいりたいと思います。

これで、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（角田真美） 7番、込山靖子議員の一般質問はこれまでといたします。

◇ 根 本 廣 嗣

○議長（角田真美） 次に、5番、根本廣嗣議員の一般質問の発言を許します。

5番、根本廣嗣議員。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） それでは、質問いたします。

すげ池の修復についてですけれども、質問しますけれども、まず最初に言いたいことがあります。私も町議になって3年、そして今区長をさせてもらっていますが、なって、今まで気づかなかったことがいっぱいあるんですね。このすげ池も議員にならなくちゃ質問しないと思うんですけれども、私、今までいろんなところで気になることがありますので、気になるところは市町村を隣接する道なんですね。各部落で隣接する道が草とかごみとかいろいろありまして、このすげ池も須賀川地方に隣接するやつなんですけれども、池となしてはいないんですけれども、道は家にしたら玄関です。その入り口の道がきれいなら、この町はと思うと思います。すげ池がこの町に、町中に、町なかにこのすげ池があれば、町なかの人は誰かは言うとは思いますが。この木が生えているとかと思います。

それで、（1）の環境面からも立ち木が大きくなっていて、今切らないと大木になってしまいます。町として伐採についてお聞きします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 5 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

令和 7 年 9 月議会の一般質問では、すげ池の環境整備について地元保全会と協議しながら対応を考えていきたいと答弁いたしました。その後、地元での対応は困難なため、町の直営作業で対応できる範囲で立ち木の伐採を行いました。

ご質問のため池は、現在、農業用水としての貯水能力のないため池であり、地元での管理もない状況であると認識しております。しかしながら、周辺の立ち木伐採につきましては、今後の土地利用計画や現状の自然環境への影響、さらには管理コストの負担などを総合的に勘案する必要があるとございます。倒木による近隣への直接的な被害や安全上の重大な支障が生じない限り、現段階での環境面のみを理由とした伐採を行うことは困難であると考えておりますので、ご理解願います。

以上、答弁いたします。

○議長（角田真美） 5 番、根本議員。

〔5 番 根本廣嗣 登壇〕

○5 番（根本廣嗣） 環境にあれですけれども、岩農とかそこら辺と近くて、岩農で火事があったときに、水利がなくて一貫池と消火栓が岩農の前しかないんですよね。それで環境面もあれですけれども、防水、あれも加味しているので、（2）に入ります。

高久田は場整備をしています、春先、今年水が不足したんですよね。そして、やっぱり今まで池があったところを、もう土地改良区で水が入るところをセメントで止められてしまったんですよね。そして、その池に水が入らなくなってしまったものですから、春先水がなくて、みんなちょっといろいろありまして、そのあれでそこに一応水をためてもらえないかということです。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 5 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

これまで、令和 7 年 3 月議会及び令和 7 年 9 月議会と同様のご質問をいただきましたすげ池につきましては、2 回にわたるご質問の際に申し上げましたとおりでございますが、農業用水として資する利用がない空池であり、現在、雑木などが生い茂り管理がなされていない状態です。また、高久田地区県営ほ場整備事業計画において用水計画に位置づけられていないため池となっており、改修計画は立てられていない状況です。

農業の担い手不足を背景に、今後管理されていない農業用ため池が増えることが予想される中、農業用ため池は治水、水害防止としての役割も担うことから、その適正な管理は重要

なものというふうに認識をされます。

ため池の老朽化やその管理状況等をしっかり確認、調査させていただきまして、改修の必要性などについて地元や関係機関と協議してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 5番、根本議員。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） お願いしたいんですけれども、農道面に1軒家があるんですけれども、その家は夏場は水路とかあるので、水が来ると言うんですけれども、もう1軒は池も遠いし、あと消火栓も遠くて、1軒しかないんですけれども、やっぱりそういうところにも気を遣ってもらいたいと思います。

次にいきます。

蒲ノ沢交差点の渋滞解消の改修工事について質問します。

蒲之沢のあれは、前にも議員さんが何回も質問している経過がありますが、時差があるとかいろいろ工夫していますけれども、なかなか難しいとは思いますが、これ一応質問します。

交通渋滞の対策について、交通対策として旧道に右折レーンを造ってみてはどうか。

○議長（角田真美） 執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

蒲ノ沢交差点の町道側については、朝夕の通通勤時間帯の一時的な混雑状況はありますが、1日を通しての混雑はないと認識しております。国道4号の4車線化により、町道の1日当たりの交通量は開通前に比べて、開通後は約2割減少となっております。また、交通の分散化も図られてきており、以前より信号の待ち時間や回数も減ってきている状況であるため、一定の効果はあると認識しております。

右折レーンの設置は混雑解消の有効な手段であると考えますが、国道管理者、警察署及び公安委員会等の関係機関との協議、沿線土地所有者の合意形成、事業費の確保が課題となります。

今後も継続して混雑解消への課題については検討してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 5番、根本議員。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） そうしてもらいたいと思うんですけれども、そこは住んでいる人しか分からないストレスがあるんですよね。朝晩、須賀川地方に行きたいのに行けなくて、もうぐるっと回って鏡田まで行って、それを何十年もやってきたわけなんです。そこでストレス

があるんですよね。やっぱりそのストレスが結構、右側、須賀川に行けないというのは、やっぱり鏡石見たって、そういう場所はないと思います。だから、なるべくお願いします。

(2) 高久田地区内の118号のほうからバイパスに抜ける側道があります。その側道をちょっと幅を広くしてもらって除草作業とかいろいろやってもらいたいんですけども、もう側道はあるんですけども、あそこはやっぱり道、須賀川からみんな一方通行だと思っている人もいますし、一時停止しない人も結構います。だから、中央ラインを引いてもらって少し広くしてもらって安全に通えるんじゃないかと思います。お願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

当該路線は車道幅員が5メートルから6メートルの1車線道路でございます。主に、118号バイパスから旧道に抜ける近道として鏡石方面に向かう車両が利用が多く、まれにバイパス方面に向かう車両がある状況でございますので、乗用車同士の対面通行に支障を来すほどの交通量はないと認識しております。そのため、現段階では拡幅等を行う予定はございません。

また、今年9月1日施行の改正道路交通法施行令によりまして、中央線がない1車線道路の法定速度が原則60キロから30キロへ引き下げられることにより、安全性の向上につながると期待しております。

除草等環境の改善につきましては、車道部の町道については必要に応じて対応してまいります。歩道部については、国管理となるため状況に応じて適宜除草の依頼をしながら、除草による道路交通の安全性向上に努めてまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（角田真美） 5番、根本議員。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） お願いします。

続きまして、災害時における緊急搬送のルートの充実、強化対策として取組方を考えているのかですけども、これ質問は朝晩渋滞すると、救急車が立ち往生しているところが何回か見たことはあります。だから、なるべく、そこでどういう対策をしているのか、お願いします。

○議長（角田真美） 執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（根本大志） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

災害時の緊急搬送とは、いわゆる人為災害かと思いますが、最も多いのは救急車による救

急搬送であります。

管轄する須賀川地方広域消防組合では、蒲ノ沢交差点付近で緊急搬送要請や搬送時に付近を通行する際は、その場の状況判断とはなりますが、優先的なルートは幹線道路である国道4号線を通行することになります。こちらは災害時や通常時を問わず、共通した考え方となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 5番、根本議員。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） 分かりました。

それでは、④根本的な解決に向けた町の認識と今後対応をどのように考えているのかお考えをお願いします。

○議長（角田真美） 執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

根本的な解決策としては、町道側信号機の青信号の時間調整や右折レーン設置による交差点改良が有効であると認識しております。信号機の時間調整については、町の交通対策協議会から須賀川警察署に要望しましたが、青信号時間の延長は行われていないと聞いております。交差点改良については、国道管理者、警察署及び公安委員会等の関係機関との協議、沿線土地所有者の合意形成、事業費の確保が課題となりますので、関係部署と連携し要望を継続するとともに、混雑解消への課題について検討してまいります。

以上、答弁といたします。

〔「それでは、私の質問はこれで終わります。失礼します」の声あり〕

○議長（角田真美） 根本議員、じゃ、もう一度お願いします。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） これで、私の質問は終わります。失礼します。

○議長（角田真美） 5番、根本廣嗣議員の一般質問はこれまでといたします。

以上をもちまして、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

◎休会について

○議長（角田真美） お諮りいたします。

議事運営の都合上、明日6月13日から6月16日までの4日間を休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、明日6月13日から6月16日までの4日間を休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時07分

第 4 号

令和8年第12回鏡石町議会定例会会議録

議 事 日 程（第4号）

令和8年6月17日（水）午前10時開議

- 日程第 1 議案第211号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 議案第212号 固定資産評価審査委員会委員の選任の承認について
- 日程第 3 議案第215号 令和8年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 議案第216号 令和8年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第217号 令和8年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 発議第 5号 大規模太陽光発電（メガソーラー）に関する意見書を県に対して提出することについて
産業厚生常任委員長報告
- 日程第 7 請願・陳情について
所管常任委員長報告
- 日程第 8 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで議事日程に同じ

追加日程第 9 意見書案第12号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

追加日程第10 意見書案第13号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）

出席議員（12名）

1番	町 島 洋 一	2番	松 川 武
3番	熊 倉 正 磨	4番	東 悟
5番	根 本 廣 嗣	6番	稲 田 和 朝
7番	込 山 靖 子	8番	吉 田 孝 司
9番	小 林 政 次	10番	畑 幸 一
11番	円 谷 寛	12番	角 田 真 美

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 正 男	副 町 長	小 貫 秀 明
教 育 長	渡 部 修 一	総 務 課 長	根 本 大 志
企画財政課長	橋 本 喜 宏	税務町民課長	圓 谷 康 誠
福祉こども課長	須 賀 康 弘	健康環境課長	大河原 正 義
産 業 課 長	大 木 寿 実	都市建設課長	小 貫 淳 一
上下水道課長	関 根 達 也	教 育 課 長	森 尾 知 之
会計管理者 兼出納室長 兼農業委員 兼農会長	緑 川 憲 一	農業委員会 農務局長 選挙管理 委員会委員長	佐 藤 喜 伸
	菊 地 榮 助		草 野 孝 重

事務局職員出席者

議会事務局長	吉 田 光 則	議会事務局 議次	局長 真 壁 美江子
--------	---------	-------------	---------------

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（角田真美） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（角田真美） 本日の議事は、議事日程第4号により運営いたします。

◎議案第211号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第1、議案第211号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

ここで、関係者であります農業委員会会長、菊地榮助氏の退席を求めます。

〔農業委員会会長 菊地榮助 退席〕

○議長（角田真美） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） おはようございます。

ただいま上程されました議案第211号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書152ページをお開きいただきたいと思います。

現在の農業委員の任期が本年7月19日までであることから、任期満了に伴い、新たに農業委員を任命するに当たり、本年2月から農業委員の公募を実施してまいりました。公募のあった候補者について、5月11日に候補者選考委員会を開催した結果、次の9名を適任者として選考いたしました。

候補者を氏名、生年月日、住所の順でご説明申し上げます。

なお、敬称は略させていただきます。

菊地榮助、昭和23年3月22日、鏡石町久来石572番地。大塚光法、昭和33年3月25日、鏡石町豊郷293番地。稲田貴夫、昭和39年12月2日、鏡石町蒲之沢町234番地12。幸田和也、昭和32年11月18日、鏡石町南町270番地。吉田武夫、昭和35年5月5日、鏡石町大宮242番地。込山信雄、昭和42年5月6日、鏡石町高久田188番地。円谷一男、昭和29年7月27日、鏡石町豊郷337番地。鵜沼雅子、昭和43年9月22日、鏡石町新町3番地。藤島真理子、昭和

46年12月30日、鏡石町笠石208番地。

以上9名が農業委員として適任でありますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案に反対の討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 次に、原案に賛成の発言ありますか。

6番、稲田和朝議員の賛成討論を許します。

〔6番 稲田和朝 登壇〕

○6番（稲田和朝） ただいま上程されました農業委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の意見を申し上げます。

町長の説明でもありました任期满了に伴う農業委員の選考につきまして、今回、選考会における厳正な審査が行われ、適任者として選考されたものであります。この9名の方が農業委員として最も適任であると思いますので、議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げ、賛成意見といたします。

○議長（角田真美） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第211号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（角田真美） 起立全員であります。

したがいまして、本案は原案のとおり同意することに決しました。

ここで、退席した農業委員会会長、菊地榮助氏の入室を求めます。

〔農業委員会会長 菊地榮助 入室〕

○議長（角田真美） 新任の農業委員会委員の挨拶のため、暫時休議いたします。

休議 午前１０時０６分

開議 午前１０時０８分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第２１２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第２、議案第212号 固定資産評価審査委員会委員の選任の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） ただいま上程されました議案第212号 固定資産評価審査委員会委員の選任の承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書153ページをお開きいただきたいと思います。

このたび、欠員となっておりました固定資産評価審査委員会委員について、本年４月１日に久来石300番地在住の佐久間吉幸氏を補欠委員として選任いたしましたので、地方税法第423条第５項の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間の本年９月30日までとなります。

佐久間氏は、須賀川信用金庫に42年間勤務され、鏡石支店長、本店営業部融資課長、本部監査部長を歴任され、実務経験も豊富であり、誠実な人柄であることから、固定資産評価審査委員として最適任と思いますので、選任いたしたく、提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議いただき、承認賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 次に、原案に賛成の発言を許します。

10番、畑議員、原案賛成者の討論を許します。

〔10番 畑 幸一 登壇〕

○10番（畑 幸一） おはようございます。

ただいま上程されました議案第212号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて、賛成の意見を申し上げます。

町長の説明にありましたように、佐久間吉幸氏におかれましては、長年培われた広範な知見は固定資産評価審査委員会の委員として適任であると思いますので、議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し、賛成意見といたします。

○議長（角田真美） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第212号 固定資産評価審査委員会委員の選任の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（角田真美） 起立全員であります。

したがって、本案は承認することに決しました。

◎議案第215号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第3、議案第215号 令和8年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小貫秀明 登壇〕

○副町長（小貫秀明） おはようございます。

ただいま上程されました議案第215号 令和8年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書161ページをお開きください。

このたびの補正予算につきましては、牧場の朝のまちづくり事業、医療費助成オンライン資格確認のためのシステム改修業務委託、社会資本整備総合交付金事業、成田体育館及び成田水泳プール解体工事などに伴います増額補正予算でございまして、第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,831万1,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億831万1,000円とするものでございます。

第2条につきましては、地方債の補正でございます。

164ページをお開きください。164ページでございます。

第2表、地方債補正でございます。

1、追加といたしまして、起債の目的、成田地区体育施設解体事業費、限度額を5,400万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

2、変更といたしまして、起債の目的、町道整備事業費の限度額4,100万円を7,190万円に増額変更するものでございます。

補正の詳細につきましては、168ページからの事項別明細書に基づきましてご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫秀明） 以上、提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、込山議員。

〔7番 込山靖子 登壇〕

○7番（込山靖子） 171ページで、牧場の朝のまちづくり事業で150万近く補正予算なっていますけれども、講師謝礼で150万近く増えているというのが、ちょっと私、内容的に分からないんですけれども、この事業自体も毎年毎年やっているもので、それで私から見たら似たようなものを行っているなという感じで、講師の方も毎年同じ方で、どのような講師謝礼として何人分とか内容を教えてください。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 橋本喜宏 登壇〕

○企画財政課長（橋本喜宏） 7番議員の質疑にご答弁申し上げます。

今回の講師謝礼148万という内訳でございますが、出演者及び演出者への謝礼としまして1人10万の9名分と、作曲者と、あと賛助出演ということで裏方とかの方の分が8万円の2人分ということで、そちらのほうを合わせまして100万6,000円と。あと、事前指導ということで、今回もオペラということで子どもたちと共にやりますので、そちらのほう事前に指導するということがございますので、事前指導の謝礼としまして5回ほどございますが、そちらのほうで45万円の内容となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

8番、吉田議員。

〔8番 吉田孝司 登壇〕

○8番（吉田孝司） おはようございます。

私のほうから幾つか質疑の段階でお尋ねいたしたいと思います。

議案書の170、171ページでございますが、一番下のところ、社会資本整備総合交付金事業ということで、幾つか、6個羅列されております。うち、3点についてお尋ねをいたします。

まず1点目、北町・堀米線舗装改修工事でございますが、これについては、どのぐらいの長さといいますか、実際この工事は前から大事な工事としてされていると思いますが、この工事によって、どのぐらいの完成、何%ぐらいこれで完了するのかということをお尋ねいたします。

同様に、その下の鳥見山公園線道路築造工事ということでございますが、これも令和10年の完成を見越して、見込んでの工事着工だと思いますけれども、実際どのぐらいそのうち進むのか、また、4,555万予算計上されておりますけれども、令和10年までの完成を見たときに、大体どのぐらい最終的にかかる見込みなのかという、その予算の規模も今の時点で試算されていればお尋ねをいたします。

さて、もう一つですが、東部環状線接続道路用地買収費でございますが、これについても事業が今着々と進んでおりますけれども、この買収費の1,510万円の内容ですね、どのようなもの、どのような大きさのもの等々あると思いますから、そちら簡単に説明いただきたいのが1点でございます。

もう一点は、172ページ、173ページの社会体育施設解体工事ということで6,008万8,000円計上されております。こちらは説明資料によりますと、成田体育館、成田水泳プールの解体費用ということでございますが、解体については私も異論ないんですけれども、この費用

について、どこまでの費用を含んでいるのかということでございます。もちろん解体工事でございますから、解体後どのような形になるまでこの経費で面倒見ていただけるのか、いずれ、目的、別な目的に転用するとか、何かまた次のことも考えないといけませんので、跡地利用も考えないといけませんので、それを見込んだ完成、その解体工事の最終形はどんな形になって町に引き渡されるのか、そちらについてお尋ねをいたします。

以上であります。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 小貫淳一 登壇〕

○都市建設課長（小貫淳一） おはようございます。

8 番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

171ページの社会資本整備総合交付金事業の内容でございまして、まず北町・堀米線舗装改修工事につきましてです。こちら510万計上ということで、施工延長的には30メートルでございしますが、昨年の方の第1次補正で発注済みの410メートル区間が路線でいいますと農免道路でございまして、北町集会所から以北に向けて、下の浜田排水路までの区間について先に発注してありますので、その延伸として30メートル区間について発注をするというものでございます。

続きまして、鳥見山公園線でございます。こちら昨年の方の国の補正予算で5,000万つきましたので、今回当初予算で4,555万5,000円ということで、こちらにつきましても合わせながらの施工ということでございます。こちらは元の老人福祉センターから旧県道に抜ける150メートルの区間でございまして、こちらの施工につきまして今年度発注してきまして、総額でございしますが、すみません、細かい数字は持っていないので、ご了承願います。申し訳ございません。

あと続きまして、東部環状線の用地調査でございます。こちら昨年度の方の国の補正予算がつきましたので、そちらと合わせてやるようになりまして、こちらにつきましても用地買収費ということで24筆でございます。面積としましては5,000平米強となりますので、そちらの用地費でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 教育課長。

〔教育課長 森尾知之 登壇〕

○教育課長（森尾知之） 8 番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

社会体育施設解体工事6,008万8,000円、こちら、成田の体育館、また成田の水泳プールの解体ということになります。引渡しにつきましては、更地としての引渡しということにな

ります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案に反対の発言を許しますけれども。

〔発言する者なし〕

○議長（角田真美） 次に、原案に賛成の発言を許します。

8番、吉田議員。

〔8番 吉田孝司 登壇〕

○8番（吉田孝司） 議案第215号 令和8年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）について、賛成の立場からの討論を申し上げたいというふうに思います。

ただいま執行の丁寧な説明、本会議、そしてまた、これまでの定例全協、臨時全協での説明、しっかりいただきました。そしてまた、先ほどの私からの質疑に対しての答弁もしっかりいただきました。

そういう中で、私が思いますに、まず1点目、牧場の朝のまちづくり事業、これは町長一生懸命今されている事業だと思いますが、鏡石町といえば牧場の朝のまちということで、これは県内外に知れ渡っているところでございます。その町づくりを熱心にこのような形で進められること、大いに大賛成でございますし、また、町出身の音楽家、テノール歌手の方も私もよく知っておりますが、こういった方々にご活躍いただいて、そしてまた、こういった方々をさらに鼓舞する、応援する意味で、私は物すごい大事な事業だと思いますので、これからも引き続き頑張っていただきたいと思います。

また、先ほどお尋ねしました鳥見山公園線、令和10年の最終完成を見込んでおりますけれども、これにつきましても着々と工事が進んでいるということでございます。今回、国の社会資本整備総合交付金を頂いての事業ということでございますが、これからも予算請求といえますか、そういった交付金要望活動もしっかり行っていただきながら、ぜひこれからも頑張ってくださいと、令和10年の完成を楽しみにするところでございます。

そして、最後になりますが、これは、私も長年、成田区の出身の者として申しますが、長年の懸案事項でありました成田体育館、成田水泳プールがいよいよ解体工事に着手されるということで、これは本当に町長は大英断をされたものと思っております。これまで私も議員

に就任した10年前から幾度となくこの話題について触れてまいりましたが、ようやくここに来てこの問題が解決するのかということでございます。もちろん、先ほど私お尋ねしましたように、更地での町への返却といたしますか、更地の状態で返していただけるということです、今後の跡地利用のことについても検討していただきながら解体工事のほう着々と進めていただきますようお願いをしたいというふうに思いますし、その全ての今申し上げたことに対しまして、これからも一生懸命応援してまいりたいと思いますので、私の賛成討論とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（角田真美） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第215号 令和8年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（角田真美） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第216号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第4、議案第216号 令和8年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 圓谷康誠 登壇〕

○税務町民課長（圓谷康誠） ただいま上程されました議案第216号 令和8年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書174ページをお願いします。

このたびの補正予算につきましては、令和7年の所得確定に伴う本算定を行った収納見込額の決定、また、先日議決をいただきました国保税条例の改正に伴う子ども・子育て支援納付金の創設などを行う補正予算であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ769万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,483万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、180ページをお願いします。

事項別明細書で説明させていただきます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○**税務町民課長（圓谷康誠）** 以上、上程されました議案第216号 令和8年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○**議長（角田真美）** これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（角田真美）** 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（角田真美）** 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第216号 令和8年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○**議長（角田真美）** 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第217号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**議長（角田真美）** 日程第5、議案第217号 令和8年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 須賀康弘 登壇〕

○**福祉こども課長（須賀康弘）** ただいま上程されました議案第217号 令和8年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の184ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、令和8年度の介護報酬改定に対応するためのシステム改修委託料の増額に伴う費用の補正予算でありまして、第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,485万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、190ページ、191ページからの事項別明細書により説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○福祉こども課長（須賀康弘） 以上、議案第217号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第217号 令和8年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（角田真美） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎産業厚生常任委員長報告（発議第5号）及び報告に対する質疑、討論、

採決

○議長（角田真美） 日程第6、発議第5号 大規模太陽光発電（メガソーラー）に関する意見書を県に対して提出することについての件を議題といたします。

本件は産業厚生常任委員会に付託しておりましたので、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

6 番、稲田和朝議員。

〔産業厚生常任委員長 稲田和朝 登壇〕

○6 番（産業厚生常任委員長 稲田和朝） 鏡石町議会議長、角田真美様。

令和 8 年 6 月 17 日。

産業厚生常任委員会委員長、稲田和朝。

議案審査報告書。

本委員会は、令和 7 年 9 月 17 日に付託された発議を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第 89 条の規定により報告いたします。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席者、開催場所の順で発表します。

令和 8 年 6 月 16 日、午前 9 時 58 分、午前 11 時 49 分、委員全員、議会会議室。

説明者、健康環境課、大河原課長、舘川副課長、星副課長。

付託件名、発議第 5 号 大規模太陽光発電（メガソーラー）に関する意見書を県に対して提出することについて。

審査結果、発議第 5 号は、継続審査とすべきものと決した。

審査経過、発議第 5 号については、委員で審議をした結果、賛成多数で継続審査とすべきものと決した。

意見、なし。

以上です。

○議長（角田真美） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

発議第 5 号 大規模太陽光発電（メガソーラー）に関する意見書を県に対して提出するこ

とについて、本件に対する委員長の報告は継続審査とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（角田真美） 挙手全員であります。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決しました。

◎各常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第7、請願・陳情についての件を議題といたします。

初めに、産業厚生常任委員会に付託しました陳情第17号について、委員長の報告を求めます。

6番、稲田和朝議員。

〔産業厚生常任委員長 稲田和朝 登壇〕

○6番（産業厚生常任委員長 稲田和朝） 鏡石町議会議長、角田真美様。

令和8年6月17日。

産業厚生常任委員会委員長、稲田和朝。

陳情審査報告書。

本委員会は、令和8年6月11日に付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席者、開催場所の順に発表します。

令和8年6月16日、午前9時58分、午前11時49分、委員全員、議会会議室。

説明者、産業課、大木課長、渡辺副課長。

付託件名、陳情第17号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について。

審査結果、陳情第17号は、不採択とすべきものと決した。

審査経過、陳情第17号については、担当課の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で不採択とすべきものと決した。

意見、なし。

以上です。

○議長（角田真美） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第17号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について、
本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（角田真美） 挙手多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、総務文教常任委員会に付託しました陳情第18号、陳情第19号の2件について一括
審議としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、陳情2件を一括審議とすることに決しました。

陳情第18号、陳情第19号の2件について、総務文教常任委員長より一括報告を求めます。
10番、畑幸一議員。

〔総務文教常任委員長 畑 幸一 登壇〕

○10番（総務文教常任委員長 畑 幸一） 令和8年6月17日。

鏡石町議会議長、角田真美様。

総務文教常任委員長、畑幸一。

陳情審査報告書。

本委員会は、令和8年6月11日に付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきもの
と決定したので、会議規則第88条の規定により報告します。

記。

開催月日、令和8年6月16日。開議時刻、午前9時56分。閉会時刻、午前11時29分。出
席者、委員全員。開催場所、第一会議室。

説明者、企画財政課、橋本参事兼課長、折笠副課長。

付託件名、陳情第18号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書。

審査結果、陳情第18号は、採決とすべきものと決した。

審査経過、陳情第18号については、担当課（企画財政課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見、なし。

令和8年6月17日。

鏡石町議会議長、角田真美様。

総務文教常任委員長、畑幸一。

陳情審査報告書。

本委員会は、令和8年6月11日に付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第88条の規定により報告します。

記。

開催月日、令和8年6月16日。開議時刻、午前9時56分。閉会時刻、午前11時29分。出席者、委員全員。開催場所、第一会議室。

説明者、教育課、森尾課長、佐藤主幹兼副課長。

付託件名、陳情第19号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書。

審査結果、陳情第19号は、採択とすべきものと決した。

審査経過、陳情第19号については、担当課（教育課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見、なし。

以上です。

○議長（角田真美） これより総務文教常任委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、陳情第18号について討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに陳情第18号についての件を採決いたします。

陳情第18号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書について、本件に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第19号について討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに陳情第19号についての件を採決いたします。

陳情第19号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書について、本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（角田真美） 日程第8、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付いたしました所管事務について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして……

〔発言する者あり〕

○議長（角田真美） ここで休議いたします。

休議 午前10時55分

○議長（角田真美） ここで暫時休議いたします。開会の時刻は11時05分としたいと思いますので、よろしくお願いいたします。約10分間の休憩となります。

休議 午前10時55分

開議 午前11時04分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

ここで、意見書案の確認と配付のため、暫時休議いたします。

休議 午前11時05分

開議 午前11時09分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（角田真美） ただいま意見書案2件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案2件を日程に追加し、意見書案第12号を日程第9、意見書案第13号を日程第10として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案2件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎意見書案第12号及び意見書案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第9、意見書案第12号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）及び日程第10、意見書案第13号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）の2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の一括説明を求めます。

10番、畑幸一議員。

〔10番 畑 幸一 登壇〕

○10番（畑 幸一） 鏡石町議会議員、角田真美様。

提出者、鏡石町議会議員、畑幸一。

賛成者、同じく、稲田和朝。

賛成者、熊倉正麿。

賛成者、円谷寛。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出いたします。

意見書案第12号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められている。加えて、多発化する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきた。しかし、物価高騰や資材・労務費の上昇による行政コストの増大、さらには慢性する人員不足を踏まえると、今後も引き続き一般財源総額の確保が求められる。

このため、2027年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準確保より積極的に踏みだし、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求める。

記。

1、社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、教育の無償化、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。

2、とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが……

〔「省略」「ここは駄目」の声あり〕

○10番（畑 幸一） 省略が何か……。

○議長（角田真美） このまま続けてください。畑議員、そのまま記の今のところから引き続きお願いします。

○10番（畑 幸一） はい。3番からじゃ始めます。

3、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

4、政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。

5、「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。

6、会計年度任用職員のさらなる処遇改善のため、十分な財政措置を講じること。

7、2027年度の給与改定に備え、十分な給与改定費等を措置すること。

8、自治体業務システムの標準化・共通化については、システム移行によって増額した各種経費について、国の責任において必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の法制化や、マイナンバーカードを基盤とした健康保険証・運転免許証との機能統合、自治体のサイバーセキュリティ対策強化など、自治体DXにとりまうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

9、地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。

10、地域医療を安定的に確保する観点から、物価高騰等の影響を踏まえ、公立病院に対する十分な財政支援を講じること。

11、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

12、自治体が実施する事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、引き続き、必要な財政支援を行うこと。

令和8年6月17日。

鏡石町議会。

内閣総理大臣様。

衆議院議長様。

参議院議長様。

財務大臣様。

総務大臣様。

厚生労働大臣様。

国土交通大臣様。

デジタル大臣様。

内閣府特命担当大臣様。

以上です。

続きまして、令和8年6月17日。

鏡石町議会議長、角田真美様。

提出者、鏡石町議会議員、畑幸一。

賛成者、同じく、稲田和朝。

賛成者、同じく、熊倉正麿。

賛成者、同じく、円谷寛。

国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第13号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）。

東日本大震災から15年が経過した。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われている。「被災児童生徒就学支援等事業」（東日本大震災）は、令和8年度から対象が福島県において被災した者だけが対象と変更されたが、3億円が予算化されている（前年度より2億円減）。

この事業を通して、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む）、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されており、被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能している。

令和7年6月20日、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更が閣議決定され、その中で令和8年度からの5年間で新たな復興期間として「第3期復興・創生期間」と位置付け、令和8年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するための取組が進められている。子どもの就学支援についても「支援の必要な子どもの状況等、復興の進捗に応じた支援を継続する」としている。

〔「朗読省略」の声あり〕

○10番（畑 幸一） 省略の声がありましたので、省略いたします。

最後になります。

記。

1、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和9年度においても、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

令和8年6月17日。

鏡石町議会。

復興大臣様。

総務大臣様。

文部科学大臣様。

財務大臣様。

以上、意見書を終了いたします。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の一括説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

初めに、意見書案第12号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第12号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第13号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第13号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（角田真美） ここで、招集者から閉会に当たり挨拶があります。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、去る11日から本日までの7日間にわたり、全16議案につきまして慎重にご審議をいただき、全議案を原案どおり承認、議決賜りました。ここに厚く御礼を申し上げますとともに、衷心より感謝の意を表する次第であります。

なお、会期中、議員各位から賜りましたご意見等につきましては、十分にこれを尊重し、対応いたしまして、町政執行に遺憾なきを期してまいりたいと考えております。

暑さに向かいます折、議員各位にはご多忙とは存じますが、くれぐれもご自愛いただきまして、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、今定例会が私の1期4年の最終定例会となりました。この間、議員各位からご指導とご協力をいただきましたこと、心から感謝申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（角田真美） これにて第12回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前 1 1 時 2 6 分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 角 田 真 美

署 名 議 員 東 悟

署 名 議 員 根 本 廣 嗣

署 名 議 員 稲 田 和 朝